

# 博士學位論文

内容の要旨  
および  
審査結果の要旨

第 10 号

2014 年 3 月

熊本学園大学



## は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的とし、平成 26 年 3 月 24 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は同条第 2 項（いわゆる論文博士）によるものである。



## 目 次

報告番号	学位記番号	学位の種類	氏 名	論 文 題 目	頁
甲第 25 号	博(甲)商 第7号	博士(商 学)	草 野 泰 宏	都市のマーケティングと市民参加 —まちづくり研究の転換—	1
甲第 26 号	博(甲)経営 第8号	博士(経営学)	沈 劍 嵐	中国の銀行改革と債券市場発展の相互 関係—管理体制の改革も含めて—	8
甲第 27 号	博(甲)経済 第4号	博士(経 学)	頼 藤 瑠 璃 子	貧困削減と女性のエンパワーメントに おけるマイクロファイナンスの効果と 展望—バングラデシュグラミンバンク とカンボジア AMK を中心に—	16
甲第 28 号	博(甲)経済 第5号	博士(経 学)	久 保 和 華	利他性と公的年金制度の経済分析 —OLG モデルによる理論分析—	24
甲第 29 号	博(甲)文学 第2号	博士(文 学)	山 口 要	19 世紀漢語官話音系研究	31
甲第 30 号	博(甲)文学 第3号	博士(文 学)	駱 丹	『沙家浜』研究	38

報告番号	学位記番号	学位の種類	氏名	論文題目	頁
甲第31号	博(甲)社会福祉 第8号	博士(社会福祉学)	吉原 亀久雄	「地域包括ケア」時代の維持期リハビリテーション—日常生活の自立と社会参加の向上支援—	49
甲第32号	博(甲)社会福祉 第9号	博士(社会福祉学)	頼 尊 恒 信	障害と自立をとらえる新たな視座の構築—真宗学と障害学の観点から—	58
甲第33号	博(甲)社会福祉 第10号	博士(社会福祉学)	中 村 京 子	わが国の高齢者虐待の定義と援助の在り方に関する研究—イギリス法制度からの示唆—	66
甲第34号	博(甲)社会福祉 第11号	博士(社会福祉学)	松 尾 弥 生	認知症の人の看取り—ソーシャルワーカーへ期待されること—	75
甲第35号	博(甲)社会福祉 第12号	博士(社会福祉学)	柴 田 弘 子	ベーチェット病病者の家族介護—覚知の過程—	83

氏名(日本籍)	草野 泰宏 (熊本県)	
学位の種類	博士 (商学)	
学位記番号	博 (甲) 商 第7号	
学位授与の日付	平成 26 年 3 月 24 日	
学位授与の要件	学位規則第 19 条第 1 項該当	
学位論文題目	都市のマーケティングと市民参加 —まちづくり研究の転換—	
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授	吉村 純一
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	出家 健治
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	宇野 史郎

### 内容の要旨

流通研究におけるまちづくりの研究領域は、多様な広がりを見せているが、その研究の核心は商店街問題や都市間競争といった市場経済の問題とコミュニティの問題に帰結される。換言すると、既存の流通研究におけるまちづくりの研究領域では、商店街問題に代表される市場交換を重視する商店街活性化のまちづくりと、地域コミュニティを強調する互酬によるまちづくりの研究に業績が集約されているといえよう。

現代の流通研究における課題は、市場交換のまちづくりと互酬のまちづくりをどのように関連づけて評価するかという点にあるといえよう。しかしながら中心部と郊外の商業集積の競争や、地域コミュニティを強調することでは、市場交換のまちづくりと互酬のまちづくりの両者の関連について十分に答えることができない。この問題に答えるには、分析の領域を商店街といった商業集積のみならず、多数の商業集積を包括する都市へと延長し、分析枠組みを中心部と郊外の商業集積の競争や地域コミュニティの問題から、都市を対象として市場交換、再分配、互酬を内包する三種の統合形態を総合的に取扱うまちづくりへと拡張することが必要不可欠である。本研究のコンセプトを明らかにするために主題を「都市のマーケティングと市民参加」、副題をまちづくり研究の転換とした。

流通研究におけるまちづくりの議論は上記のように展開されてきたが、それにもかかわらず、発展する都市と衰退する都市とが現れていることも周知の事実である。発展する都市にはどのような条件があるのか、また、発展する都市に対して NPO などの現代的なネットワークはどのように位置づけられ、作用しているのかについて見つめ直していきたいというの

が研究の出発点である。より具体的にいえば、都市の発展につながるまちづくりについて、議論を展開してみたいというのが本論文の基本的趣旨である。

本論文は序章と終章を除く 4 章から構成されている。章別の編成に沿って簡潔に整理する。本論文の導入部分でもある 1 章の「流通研究におけるまちづくりをめぐるマクロの分析枠組み」では多様なまちづくり研究を分類し、まちづくりの全体像を解明し、マクロの視点によるまちづくり研究を展望していくことが目的であった。

2 章「現代のまちづくりと市民参加—消費文化理論 (CCT) 調査の応用—」では、まちづくりの議論で参加者が明確に位置づけられていないことを指摘し、参加者のまちづくりに関する志向性とその背景を明確に位置づけることによって、現行のまちづくりの方向性を規定している要因を明らかにした。

3 章の「非営利組織概念の検討—文献レビューを中心として—」では、まちづくりの主体として期待されている NPO などの非営利組織について明確化を試みた。具体的には経済学の視点とマーケティング論による視点から非営利組織を取り上げ、特徴や問題点を明らかにしている。

そして最終章である 4 章「都市のマーケティングと創造性—NPO による都市マーケティングの可能性—」では、都市の発展に対して NPO 等の現代的なネットワークがどのように位置づけられ、作用しているのかについて論じた。都市の発展を目指すマーケティングのなかでの NPO の役割について、代表的な業績や各種の統計データを活用しながら探究した。

これらの議論をもとに、以下の 3 点が明らかになったといえよう。第 1 に、現代的な互酬とでもいえる NPO などの市民ネットワークは、まちづくり研究のなかでは今後の活躍が期待されるという位置づけにとどまっており、市場交換、再分配、互酬という 3 つの統合形態についての議論は必ずしもバランスよく展開されてこなかった。したがって、本論文では、3 つの統合形態を内包するマクロのまちづくりシステムという分析枠組みを提案した。

第 2 に、現行の都市を対象としたまちづくりでは、例えば、多様な統合形態から人選された中心市街地活性化協議会の委員が選考されている。しかし、その委員一人一人に着目して調査をすると、同じような文化資本をもっており、理想とするまちづくりにおいても、市場交換が活発になることで都市が成長、発展することを理想とするメンバーが主流であることが明らかになった。

第 3 に、才能、技術、寛容性の 3T の各指標が高い地域においては、一人当たり所得も高いという相関がある程度明らかになった。この 3T の各指標が高い都市で活動する NPO 法人に対する調査の結果、彼らが各統合形態によるまちづくり活動のハブとして機能する特徴があることが確認された。

以上が小結であるが、本論文には大きな課題が残されている。それは3T理論と商業集積の活性化の議論との関係についての分析である。換言すると、都市を対象としたまちづくりである都市のマーケティングを議論の出発点にした結果、当該都市における小売商業集積の位置づけが不明確になったといえよう。都市を対象として交換、再分配、互酬といった三種の統合形態をクロスオーバー化させる都市のマーケティングという枠組みにおいて、小売商業集積の位置づけをどのように設定するかについては、残された大きな課題である。

### 審査結果の要旨

(論文の主題)

従来の流通経済研究においては、都市と流通との関係は、とくに商業の研究を進めてきた研究者による商店街の衰退とそれへの対応策についての議論を中心になされてきた。また、その調整役としての期待が寄せられてきたのが行政による流通政策をめぐっても法的規制の妥当性などをめぐって議論がなされてきた。加えて近年、注目されるようになってきているのが、そこへの消費生活者による関与という論点である。本論文においては、企業組織、行政、市民によるまちづくりへの関与を総体としてまちづくりの分析枠組みに加えていこうとしている。

そもそも、流通研究は、商品流通における需給の統合が総体としていかになされているのかを分析する研究分野であり、特定の流通機関の盛衰への関心を前提とするものではない。本論文が需給の統合形態としてあげている企業組織、行政、市民の組み合わせのあり方を問い、それが現象する姿を分析する場として都市を選んでいるのは、ややバランスを欠いたともいえる商店街擁護論あるいは大規模小売業の成長容認論が大勢を占めている研究状況の中で、優れた分析枠組みの設定であると言えよう。また、このような議論の背景には、都市そのものをマーケティングするという発想があり、都市内部の流通のあり方が都市の外部との競争関係においていかに作用するかという視点がある。この意味では、都市内部の議論に限定されてきた従来の流通研究の枠組みの中では明らかにできなかった論点にも接近しようとする意欲が明らかである。

とくに本論文における特徴は、消費生活者による商品流通への関与を、非営利組織(NPO)の特質についての幅広い理解から明らかにしようと試みている点である。現地に赴きNPOの運営者から話を聞くなど、この点でも滋賀県の黒壁の成功事例の分析などの一部の例外を除き、NPOのまちづくりにおける活躍可能性だけが論じられてきたこれまでの研究を一歩前に進めていると言えよう。

(論文の概要)

論文の構成は以下の通りである。

序章 問題の所在と編別構成

I 問題の所在と分析枠組み

II 編別構成

第1章 流通研究におけるまちづくりに関するマクロの分析枠組みの展開

I はじめに

II まちづくりに関する研究動向とその総合化

III まちづくりに関する3つの研究領域

1 交換視点の研究

2 再分配視点の研究

3 互酬視点の研究

IV おわりに～まちづくりのマクロ研究へ向けて

第2章 現代のまちづくりと市民参加—消費文化理論(CCT)調査の応用—

I はじめに

II 消費文化理論

III CCT 調査によるまちづくりの参加者分析

1 調査方法

2 まちづくり価値システム

IV おわりに

第3章 非営利組織概念の検討—文献レビューを中心として—

I はじめに

II 経済学における非営利組織

1 経済学における非営利組織の存在理由

2 経済学における非営利組織の定義

3 経済学における非営利組織の問題点と課題

III マーケティング論における非営利組織

1 ソーシャル・マーケティングの思想的背景

2 非営利組織へのマーケティングの適用—ソーシャル・マーケティング—

3 マーケティング論における非営利組織の定義と分類

4 マーケティング論における非営利組織の問題点と課題

#### IV おわりに

### 第4章 都市のマーケティングと創造性

#### -NPOによる都市マーケティングの可能性-

##### I はじめに

##### II 都市のマーケティング

##### III 創造都市論とクリエイティブ都市論

##### IV クリエイティブ資本論における三つの T 理論の検証

##### V NPOによる都市マーケティング

##### VI おわりに

### 終章

#### I 各章の要約

#### II 総括

まず第1章で、流通研究におけるまちづくり議論の先行研究についてサーベイを行なっている。この領域における既存研究は、交換視点による研究＝商業集積間競争などに着目、再分配視点による研究＝流通政策に着目、互酬視点による研究＝NPO や市民参加に着目、と3つに類型化される。本論文では3つのうちいずれかに特化した方法ではなく、これらを総合するマクロの分析枠組みが必要であるとしている。

第2章では、消費文化理論の手法を用いながら、まちづくりの現場に関わる人々にインタビューを実施している。従来のまちづくりの現場においては、商業や観光の活性化によってまちづくりが達成されると考える「モダン型」の人々によってまちづくりが担われていることを明らかにしている。

第3章では、非営利組織について主として経済学およびマーケティング論の領域における先行研究を整理している。L. サラモンによるボランティアの失敗論や H. ハンスマンによる利潤非分配制約、さらには S. ハントや P. コトラーによる非営利セクターによるソーシャル・マーケティングの位置づけなどが検討されまとめられている。

第4章では、都市マーケティングにおける非営利組織の関わりについて論じている。R. フロリダによるクリエイティブ都市論における手法を参考にしながら、九州内全都市を数量的に分析し、「3つの T」理論によって九州における魅力ある都市を抽出している。さらにその過程で注目されるべき都市として浮かび上がった沖縄県の浦添市および宜野湾市に出向き、複数の NPO 団体において聞き取り調査を実施している。調査の結果、これらの団体がまちづくりのハブとして機能していることを明らかにしている。

(論文の評価)

本論文は、従来の流通研究におけるまちづくり議論が、商店街活性化など限定的な論調でなされてきたことへの批判的な視点を有している。またそれを乗り越えるために、K. ポランニーの研究などを参考にしながら、従来のまちづくりのあり方を交換、再分配、互酬という3つの統合形態から再整理し、その総合としてのマクロのまちづくりシステムという分析枠組みを構築しており、独自性が高い研究となっている。

また、流通分野におけるまちづくりの研究、非営利組織についての経済学やマーケティング分野における研究、消費生活者の流通への参加をめぐる研究、さらには近年注目されているクリエイティブクラスをめぐる研究など、関連する分野における先行研究を網羅的に検討している点でも優れている。

さらに、文献研究だけに留まらず、統計資料を用いた数量的な分析、さらには現場に赴き聞き取り調査を実施している点で高く評価できる。とりわけ2度にわたる聞き取り調査は注目されるべき成果を残している。一つ目は、消費文化理論(CCT)の最新の手法を用いており、二つ目は、これまで可能性として議論されるに留まり事例が少なかったNPOによるまちづくりへの関与について現場の声を明らかにしている。

もっとも、作成期間が長期にわたっているために、途中、関心の中心領域にブレが生じたり、当初想定していた論文の全体構成に若干の変更を強られるなどの原因により、論文全体の一貫性としてみた場合、多少のばらつき感が無いわけではない。さらに文献サーベイにおいても部分的に議論の内容について十分な掘り下げができていたとは言い難い部分も見られる。

とはいえ、上述したように、本論文における独自性、渉猟している先行業績の幅の広さ、そして研究分野の将来性の広がりといった点からみた時に、これらの不十分さは決して大きな欠点であるとは思えない。むしろ、従来の研究業績の批判的検討のうえに、積極的に新しい研究領域を切り開いていこうとする姿勢とそれを実現するための努力に、博士論文としての高い価値を見いだすことができる。

なお、本論文中、第1章は本学『商学論集』の論文(査読付)として、第2章は日本流通学会『流通』の論文(査読付)として、第3章は本学『商学論集』の研究ノートとして発表され、第2章については、その内容が日本流通学会全国大会において報告されていることを付記する次第である。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 吉村 純一

副査 熊本学園大学教授 出家 健治

副査 熊本学園大学教授 宇野 史郎

氏名(日本籍)	沈 劍 嵐 (中国)	
学位の種類	博士 (経営学)	
学位記番号	博 (甲) 経営 第 8 号	
学位授与の日付	平成 26 年 3 月 24 日	
学位授与の要件	学位規則第 19 条第 1 項該当	
学位論文題目	中国の銀行改革と債券市場発展の相互関係 —管理体制の改革も含めて—	
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授	坂本 正
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	貞松 茂
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	池上 恭子

### 内容の要旨

中国の債券市場は近年の経済発展に伴い、今やアメリカや日本に匹敵する規模の市場だともいわれている。そしてその発展ぶりにアメリカなど海外の研究者からの関心も強まっている。しかし、これまで中国の社会主義的市場経済を牽引してきた株式市場の発展は注目され、その研究論文も数多いが、債券市場については資料的な制約もありそれほど十分な検討がなされてこなかった。とはいえ、債券市場も株式市場と並んで市場経済の発展に重要な発展をしてきたのである。ではどのような役割を果たしてきたのであろうか。

そこでまずこの考察のために、債券市場の歴史を概括しその構造的な特質を明らかにしたい。債券市場の発展は政府主導で進められた政府管理の市場であった。この組織された管理市場としての債券市場は、株式会社導入によって発展した株式市場とは異質の発展を遂げることになった。だが、社会主義的市場経済の発展で市場化が進展するにしたがって債券市場でも市場化が進展しその中心的な役割を果たしたのが銀行であった。現代の債券市場は機関投資家を中心とした市場構造だが、銀行による債券市場への参入は機関投資家市場の市場化を促進したのである。その過程で債券市場の近代化に向けて流通市場の拡大と発行市場の弾力化が重要な課題になった。そうした市場整備によって、債券市場は将来の国際的な市場の連携を前提に市場機能を活用した債券投資理論が適用される市場として紹介されつつある。この急速な市場の近代化が近年の債券市場への関心を高めることになったといえよう。

銀行は不良債権処理を通じて近代化し、主要銀行は株式会社へと組織を転換し海外市場で

の上場を果たした。そしてそれらの銀行は国際金融市場で上位の主要銀行となったのである。重要なことはこれらの銀行が、他方で債券市場の近代化を進める推進機関となったことである。中国の改革・開放による社会主義的市場の発展は政府による上からの市場化と銀行の近代化によって進められてきた。債券市場はその典型として政府主導の市場育成市場として発展を遂げてきた。だが、現在の債券市場では政府の管理体制下で銀行を主軸とする市場化が進められている。銀行が債券市場を育成し、銀行は債券市場の発展によって安定的な資金運用の市場を得ることが出来た。銀行は一方で株式市場の発展の下で不良債権処理と銀行の近代化を図ってきたが、他方で銀行は債券市場へ参入することで債券市場を育成し、債券市場は銀行の近代化に必要な投資戦略市場となったのである。つまり、近年の債券市場の急速な発展と市場の近代化は銀行改革と表裏一体の形で進められ、銀行改革を側面から支える役割を果たしてきたのである。

だが、この銀行改革と債券市場との関係についてはいくつかの重要な論点がある。それは国有商業銀行の不良債権処理のために中央匯金投資会社が匯金債を発行して資金を調達し商業銀行への資本注入を行ったという点である。ここに膨大な不良債権処理の資金源泉になりうる債券市場の発展があったということである。その結果、この中央匯金投資会社は主要商業銀行をはじめ多くの金融機関を傘下に収める国家規模の金融持株会社になった。そして今なお大手の出資会社として主要商業銀行の増資政策に大きな影響力を持っている。債券市場の発展が商業銀行の不良債権処理を可能にし、銀行の近代化を可能にした。そして債券市場の市場化の反面で株式保有を通じた金融コングロマリットが形成されたことに注意を払いたい。債券市場の発展が市場化と金融コングロマリットという持株支配の共存を生み出したのである。

そして今債券市場で開発された理財商品を軸にシャドーバンキングが展開されている。新たな金融環境の変化である。これも注意を要する論点である。

本論文は債券市場の発展について、このような観点から銀行改革との関連を特に重視している。その上で、債券市場の管理体制の在り方について検討を加えた。なぜなら、中国の債券市場は政府主導の制度・設計のもとで発展してきたが、現在の債券市場の近代化と銀行主導の市場化も政府の管理体制の下で行われているからである。その意味で債券市場はなお政府の強い管理下の置かれた市場なのである。むしろこの政府管理市場であることに中国債券市場の特徴があるというべきであろう。債券市場の近代化と市場化に注目するあまりこの点が軽視されてはならない。この点も強調しておきたい論点である。

しかし、政府の市場管理体制の目的は市場の発展に規制をかけることではない。現在の課題は如何に市場の発展を適正に行うかである。そのための制度・設計はどうあるべきか。今

それが問われている。これは中国債券市場の歴史と現状を考察するうえで重要な論点であるが、これまで十分な検討がなされてこなかった。そのため本稿では以上の課題を明らかにするため、いくらか詳細に管理体制の分析を行った。この考察を抜きに債券市場の現状と将来像を探ることはできないと考えるからである。

では現在の債券市場の管理体制は、現実の銀行主導の市場化に果たしてどのような有効性を持っているのであろうか。また債券市場の市場化と国際化に向けた新たな管理体制とはいかなるものであろうか。これは銀行改革と債券市場の表裏一体化した発展がこの管理体制の在り方にいかなる影響を及ぼすかを問うものである。

本論文では、この点について規制当局の肥大化を整理し競争と市場育成を目的とした監視システムの構築が必要であると考え、その提言を試みた。この観点から現在の管理体制の問題点を明らかにし、あるべき市場管理の在り方を検討したい。

本稿は三部八章で構成される。

#### 第一部、中国の社会主義市場経済と債券市場。

中国債券市場の発展を歴史的に回顧し、中国の社会主義市場経済と債券市場発展の関係を明らかにする。特に中国債券市場の特徴がどのように形成されたかに力点を置いて考察する。この視点は現在の債券市場の現状を考察するうえで基礎となる論点である。第一部は三つの章に分けられる。

第一章、中国の社会主義的市場経済と債券市場。本章で理論的に中国社会主義市場経済と債券市場発展の関係を理論面で考察し、研究者の幾つか重要な観点を整理して紹介する。

第二章、中国債券市場の発展と特徴。これは中国債券市場の発展を歴史的に考察し、各時代の発展の特徴と限界を明らかにすることを目的にしている。ここでは中国債券市場の歴史を二段階に分けて考察する。第一段階が1949年から1979年までであり、第二段階が改革開放以後である。<sup>1</sup>この分析を通して各時代の特徴を明らかにしたい。他の先進資本主義国と比べて、中国債券市場の発展は政府主導の方式で発展してきた。この発展方法で、政府は債券市場制度の設定者である上に、債券商品開発の推進者と債券市場の管理者の二つの役割を兼ね備えることになった。ここに政府主導の著しい特徴がある。

第三章、中国債券市場の現状。本章で市場組織、参加者、債券商品などについて中国債券市場の現状を考察する。海外の債券市場と比較して、市場としての共通点があるのは当然だが、中国特有の発展のため他国と大きく異なる面がある。その違いに注意を払って考察したい。

---

<sup>1</sup>高 堅『中国債券資本市場』経済科学出版社、1991年 11 ページ

第二部、中国の銀行業改革と債券市場。過去の三十年間、中国債券市場は中国商業銀行の改革を促進してきたが、中国商業銀行の改革も債券市場の発展に影響を与えてきた。ここで、中国商業銀行改革と中国債券市場発展の関係を明らかにしたい。本章は三つの章に分けられる。

第四章、中国銀行業改革の歴史。本章では中国銀行業の改革を三つの段階に分けて考察する。第一段階：1979年から1984年まで、中国の銀行システムは中央銀行と商業銀行に分離された。この段階で、債券市場が再開されて、商業銀行が債券の発行を任せられることになった。第二段階：1984年から2004年まで、この段階で、銀行業の主要な改革は銀行を商業銀行に転換させたことである。この段階で、債券の種類が増加し、債券取引も始まって、証券取引所も成立した。商業銀行が債券市場に参入して、インターバンク債券市場を構築し、商業銀行と債券市場の関係が緊密になった。

第三段階、国有商業銀行の株式改革。この段階で、商業銀行改革が急速に進んだ。これによって商業銀行と債券市場の関係は更に密接になった。

第五章、債券市場と商業銀行改革。債券市場の存在が国有商業銀行の株式会社への転換と海外市場への上場に関し、いかに大きな役割を果たしたかを考察する。株式会社に転換した商業銀行が海外で上場する際、そこでは自己資本比率が定められていて一定の自己資本比率の達成が求められる。債券市場は銀行の自己資本率と流動性管理に対して、その条件整備を可能にする重要な市場となった。本章で債券市場が銀行改革に対して及ぼした積極的な影響を分析する。この分析は特に国有商業銀行の株式改革に対して債券市場が果たした役割を明らかにする上で非常に重要な論点である。

第六章、銀行改革の推進と債券市場の発展。本章で銀行改革の推進がいかに債券市場の発展を促進したかを考察する。この関係の分析を通じて、銀行改革が債券市場で市場参加者としての銀行の位置を高め、債券発行、取引流通、決算代理に対して、大きな影響を与えたことを明らかにしたい。

第三部、債券市場管理体制の課題と改革。ここでは中国債券市場管理体制の現状を考察し、債券市場管理における政府の仕組みを明らかにして、その問題についての改革案を提起した。

第七章、債券市場管理の緩和。本章で債券発行における審査制度の改革、商業銀行による取引所債券市場への参入、非法人機関によるインターバンク債券市場への参入などについて考察し、債券市場管理が如何に緩和されつつあるかを検討する。

第八章、債券市場管理体制と改革。ここで検討される管理体制の緩和と改革は銀行改革によって引き起こされたものであり、債券市場は新たな発展段階を迎えることになった。銀行制度が資本市場よりも優位な構造を持つ中国では銀行改革が債券市場発展の牽引力となり債

券市場の発展が銀行制度の株式会社への転換と近代化を側面で支えることになったのである。

本論文の分析と提言は、中国債券市場の発展のあり方とその方向性を提示したものであるが、現在の国際的な金融危機の中で中国の金融改革と国際化の動きが債券市場の動向にどのような影響を与えるかについては、今後の課題にしたい。

### 審査結果の要旨

(論文主題)

中国の銀行改革は急速に進展し、四大国有商業銀行である中国工商銀行、中国銀行、中国建設銀行、中国農業銀行は、株式会社に組織転換し、海外市場での上場で国際的にも大きな発展を遂げてきた。銀行改革は社会主義的市場経済を推進する基軸要因であるが、他面ではインターバンク債券市場を牽引することで、資本市場の発展に大きく寄与してきた。本論文はこの銀行改革と債券市場発展の相互関係を考察し、その相互関係が如何に社会主義的市場経済の発展に影響を与えてきたかを研究したものである。この観点から社会主義的市場経済の発展を分析した研究はほとんどなく、極めて独自性の強い興味深い内容を提示するものである。

この考察から本論文は、近年の中国の債券市場の発展を担ってきたのが銀行であること。銀行が株式会社に移行して上場するための財務状況の改善に債券市場での資金調達が必要であったこと、を明らかにしている。更に現代の中央匯金会社による大手金融機関への出資と金融コングロマリットの支配の構造やシャドーバンキング形成の背景も析出している。

その上で、国家主導で発展してきた債券市場がその発展につれて管理体制をいかに市場化に対応させるか、そのために管理体制をいかに弾力化させるかが課題になる。この論点も本論文の副軸でその考察を通して管理体制の在り方を展望している。

(論文の概要)

三部で構成されていて、第一部では社会主義的市場経済と債券市場の関係を歴史的に考察し、国家の制度設計によって育成され発展してきた債券市場の特質の解明に努めている。

この過程で、銀行主導のインターバンク債券市場の生成と発展そしてその役割が大きく取り上げられる。ここに市場経済に対応した債券市場の新たな発展形態が生まれることになった。債券市場は株式市場と並ぶ資本市場の構成部分であるが、市場経済の中心は株式市場であり、これまでの研究では株式市場と株式会社の発展が社会主義的市場経済発展の基本的推進軸に位置づけられ、債券市場は株式市場を補完する市場に位置づけられてきた。しかし近年の中国の市場経済は逆に債券市場を基軸に展開されているといっても過言ではない。この

観点からインターバンク債券市場の発展とその意義を検討している。

第二部が本論文の主題であり、著者の独創性が最も明確に打ち出された内容になっている。著者が強調する分析視角は銀行改革が債券市場の発展に及ぼす影響であり、他方で債券市場が銀行改革、特に銀行の株式会社への移行と上場に必要な財務改善に果たした役割である。そしてその相互作用の中で債券市場は発展し、中国における市場経済としての特質が形成されてきたのである。現在の中国型の市場経済が、銀行優位の構造のもとで間接金融のいわば延長上に銀行主導の債券市場経済として発展していることを明確にした点に大きな意義がある。更にここで著者は二つの重要な問題を取り上げる。

第一に、著者はこの分析過程で四大国有商業銀行が抱える巨額の不良債権処理を国家が行う必要がある、政府系の中央匯金会社が当初は財務部とともに外貨準備を活用して資本注入を行い、現在は銀行の増資に必要な資金を匯金債の発行で調達していることを明らかにした。これは中国の銀行の近代化と不良債権処理の過程で中央匯金会社がいかに重要な役割を果たし、債券市場での匯金債の発行がいかに大きな意義を持つかを明らかにしたものである。実は中央匯金会社は、これによって四大国有商業銀行をはじめ主要金融機関への金融支配を強め中国版の金融コングロマリットを構築することになった。これは重要な指摘である。

第二に取り上げるのは、現在世界的に関心を引いているシャドーブバンキング問題である。著者は銀行主導の債券市場の発展の中で、リーマンショック以降銀行が政府の規制を回避するために銀行理財商品を開発し、この新たな金融商品を中心に中国版シャドーブバンキングが形成されてきた経緯を明らかにしている。これも重要な指摘である。

これらの新たな金融現象が、債券市場の発展と銀行改革の相互作用の結果生み出されてきたことを著者は強調している。これは、現在の中国市場経済が直面している特徴と課題を提起した点で大いに評価されるべき内容である。

第三部で、著者は中国の債券市場の制度的特徴である政府による債券市場の管理体制の在り方を取り上げ、市場化に対応していかに管理体制の弾力化が必要かを論じている。債券市場は政府主導の管理体制下で発展を遂げてきたが、近年の市場化に合わせて管理体制の近代化が試みられ、管理の一元化から市場管理権限の分担と委譲も進められてきた。しかしそこにはまだ多くの課題がある。著者は市場化に対応してそれを促進するための管理体制の在り方を検討し、市場管理機関相互の協調に基づく共同管理体制を提起している。これは市場化に向けた中国特有の問題であり、社会主義的市場経済の枠組みにかかわる国家と市場の問題でもある。その点でこれも評価に値する内容といえよう。

(論文の評価)

本論文は 170 ページの大部の論文である。

著者は、修士論文でそれまで先行研究が少なかった中国の債券市場をテーマに高い水準の論文を仕上げた。博士論文はその延長上の研究で、その成果は第一部と第三部に示されている。だが、それに加えて第二部で銀行改革と債券市場の関係を明確にしたことにこの論文の独自性があり、現代の中国が取り組んでいる銀行改革と近代化の背景に債券市場との密接な関係があることを析出した視点は高く評価できよう。その結果、第一部でそれまでの債券市場の歴史的発展と銀行の役割、第二部が主題で社会主義的市場経済の発展を牽引する銀行の改革に果たす債券市場の役割、そして最後の第三部で債券市場の発展に必要な管理体制の弾力化への展望を示すことで、重層的な論文構成となっている。

著者の意図は、資本市場における債券市場の役割と意義を強調することに置かれているが、それについては成功したといえるだろう。社会主義的市場経済の発展では株式市場の役割に関心が行きがちであるが、近年の中国では株式市場の低迷を債券市場の急成長が補う形で市場経済化が推し進められてきた。これを可能にしたのは銀行の近代化が債券市場の発展と極めて緊密な関係にあったためである。これはこれまでの資本主義市場経済にはない中国型市場経済というべきであろう。このように、著者は一貫して市場化をキーワードに社会主義的市場経済の特質を考察してきた。

ところで近年の債券市場には二つの重要なトピックがある。一つはシャドーバンキング問題であり、もう一つが中央匯金会社による主要金融機関への出資を通じた金融コングロマリット化である。これらは市場化の潮流でどのように位置付けられるべきなのか。

口述試験で著者はこれらのいずれも市場化への動きで現れた新たな現象と位置付けていると説明した。それによれば、シャドーバンキングは政府の規制を回避するために銀行が開発した理財商品を軸に展開された新たな金融取引である。これは、今後の金利自由化の動きをいわば市場レベルで初めて先取りをしたものと考えられる。また、中央匯金会社は四大商業銀行の不良債権処理過程で財務部が運用できない外貨準備を国内で運用するために設立された会社で、現在では資金運用上生じる一時的な資金不足を債券市場での匯金債の発行で調達している。こうして銀行などの金融機関への出資を通じて今や国際的にも類を見ない巨大な金融コングロマリットへと急成長してきた。では、こうした金融コングロマリットは中央匯金会社による金融機関への支配を強めるものではないか。この質問に対して、著者はこの金融コングロマリットは金融機関への管理によって市場化に対立する形ではなく、不良債権処理を通じた銀行の近代化と資金支援で発展を支えるためのものだと説明し、むしろ市場化の潮流で形成されてきた側面に注意を払うべきだとして、市場化における中央匯金会社の意義

を強調する。

最後に著者は、今後の市場化に向けて管理体制の弾力化が課題だとして具体的な提案を試みている。ただ著者もこの実現にはまだ時間が必要かもしれないと慎重な立場をとっている。中国の社会主義的市場経済の市場化がはたして著者の想定する形で推移していくのか。また管理体制の弾力化がどのような形で起こるのか。それは著者の今後の研究課題であろう。

口述試験での著者の主張内容も明快で、論文の内容を深める意味でも有意義であった。

以上から、本論文は学位論文にふさわしい、しっかりとした構成と独創性に満ちた高い水準にあると評価できる。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 坂本 正

副査 熊本学園大学教授 貞松 茂

副査 熊本学園大学教授 池上 恭子

氏名(日本籍)	頼藤 瑠璃子 (熊本県)	
学位の種類	博士 (経済学)	
学位記番号	博(甲)経済 第4号	
学位授与の日付	平成26年3月24日	
学位授与の要件	学位規則第19条第1項該当	
学位論文題目	貧困削減と女性のエンパワーメントにおけるマイクロファイナンスの効果と展望—バングラデシュグラミンバンクとカンボジア AMK を中心に—	
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授	マンガ・マンガ・ルウィン
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	田中 利彦
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	酒井 重喜
論文審査委員	(副査) 大学 教授	楊枝 嗣朗

### 内容の要旨

発展途上国の開発が先進国にとって重要なテーマとなったのは、1960年代の冷戦時代のころからである。東西に分かれた陣営がそれぞれの規模を拡大させるため、援助という手段を用いて発展途上国に働きかけを行った。開発援助は、はじめに、政治の道具としてスタートしたのである。それから長い年月を経て資金や物資を提供していた開発援助は、援助国の内的外的要因を経て徐々に、発展途上国の自立を促すような、教育や福祉、医療、産業育成や所得向上活動などを提供するに至り、そして今日、マイクロファイナンス (Microfinance : 以下 MF) が登場した。その背景には、これまで行われてきた開発政策に対するいくつかの批判がある。単純にものを援助するだけでは、貧困層を受動的な存在へと変化させてしまう。計画やサービスを提供しても、現地のニーズと先進国の提供能力とが合わず、目立った成果を収めることが難しい。こうした反省の中、MFは諸手を挙げて開発政策の一つとして迎え入れられた。

MFは、貧困層の特に女性を対象に少額の融資を行う。女性は発展途上国の農村において、世帯メンバーの健康や栄養状況、世帯の環境にもっとも注意を払うものだと考えられており、また、その責任から融資を有効に使うと期待されてきた。すなわち、女性に資金が渡ることで、貧困層の所得向上や生活環境の改善が図られると考えられたのである。その狙い通り、借り入れを行った女性たちは起業や事業拡大にいそしみ、また、その得られ

た利益で食料品を購入したり子どもに教育を施してきた。外部から資金を直に投入するだけで、貧困削減が達成されたように見えたといっても過言ではない。これは、女性のエンパワーメントに関わるものだけでなく、途上国の実状に合った開発計画を志す人々にとって大きな衝撃であった。これまで行われてきた膨大な物理的支援や計画の提供ではなく、貧困層は、外部からのわずかな手助けがあればそれ自身の力で貧困から脱却することが可能なのである。以降 MF は、開発計画の重要な一角を担うものとして全世界に伝播することとなった。

しかしその MF も、インドで起きた多重債務者による自殺を皮切りに、大きな非難にさらされている。MF は貧困を削減するものではなく、貧困層をさらに窮地へと追い込む収奪者であるという喚起は、未だに収まっていない。MF は真に人々を貧困から脱却させ、女性をエンパワーするものであるのか、今一度確認される必要がある。

本論文ではその問題意識に立って、MF の効果の確認とその批判に対する回答と提言を試みた。また同時に、女性のエンパワーメントに関する政策についての再考も促している。そのため第 1 章では、MF とはなんであるかについて理解するため 3 節に分けて論じている。第 1 節では、MF が開発政策の歴史の中でその反省を全て解決した「理想的」な手段であるかのように見えることを述べた。第 2 節では、GB を例に挙げて MF のシステムを紹介した。既存の商業金融機関と異なり、MF は常に貧困層のそばで活動しようとしている。そのために考え出された融資と返済の方法は独特で、特にそのマイクロという名の所以は極少額を貸し付け、さらにその少額を一年かけて毎週返済する点にあるだろう。また、その発端から、MF は貧困を削減するための金融サービスであるという使命を常に背負っている。つまり MF の多くは、社会的意義を存在の根底に置く、ソーシャルビジネスなのである。最後の第 3 節では、世界中で 3,000 を超える MF 機関 (Microfinance Institutions: 以下 MFIs) が活動し、その内容も貯蓄や保険、送金といった多岐にわたること、実際に現地で活動する MFIs だけでなく、その技術的サポートを行う組織や MFIs に資金援助するための投資団体などが存在することも述べた。

第 2 章では、実際に MF が貧困削減と女性のエンパワーメントにもたらす影響について述べるのが目的である。そのため、この章では MF のパイオニアであるバングラデシュのグラミン銀行 (Grameen Bank : 以下 GB) を例に挙げ、調査結果を用いて統計的な分析を行った。まず第 1 節では、バングラデシュにおいて MFIs の活動が活発で、およそ 9.4 人に一人が借入れを行っていることを明らかにした。また、この広がり様子からすでに多重債務の問題が起きているという指摘も紹介した。続く第 2 節では GB の活動を確認し、通常融資以外にも住宅や教育、年金、物乞いに対する貸付などのサービスを行ってい

ることを確認した。また、GB の行う組織化が女性たちの政治的な意識を高め、行動に結びついたことも明らかにした。第3節では、2005年に筆者が行った調査の概要について述べている。対象となった調査地は、地域バイアスを排除し、産業の違いについて考慮されたもので、また中心部に位置する首都ダッカからの距離もさまざまである。総インタビュー数は100名で、メンバー個人の世帯にどのような変化が起きているか明らかにすることができると考えた。その結果が第4節と第5節に示されている。第4節では、統計的な手法を用いて、メンバー世帯の経済的な状況に起きた変化を明らかにした。借り入れ前と2005年時点での所得を貧困ラインとで比較した結果、バングラデシュの定める貧困ライン以下で生活するメンバーの数は大幅に減少している。また、所得、支出、貯蓄の三つの変化に絞った統計的分析では、いずれにおいても底上げがなされ、より多くの資金を保有運営するメンバーが登場したこともわかった。第5節は、女性のエンパワーメントに関する分析である。女性自身の持つ夢や希望、村の女性の変化に関するインタビューの結果を用いて行った分析から、女性がエンパワーメントの萌芽の時期にあることが示された。

第3章では、前章と同様の目的の下、調査対象をカンボジアのAMKというMFIsに変更して分析を行った。このAMKというMFIsを用いたのは、その貸付スキームに多様性が見られたからである。しばしば批判されるように、GBの貸付方法は硬直的で、さまざまな事業や背景を抱えたメンバーたちを単一のシステムに押し込めてしまう恐れがある。より柔軟な貸付手段によって、MFの影響をより効果的にすることができるか、その一端を掴むこともこの章の狙いである。まず第1節で、カンボジアのMF事情について紹介し、国民の5.3%が融資を受けていること、活動する組織の多くがMFIsとそのサポートを行う団体であることを述べた。また、政府によるMFの活動の管理や、MF業界に流入する投資の多くが中小企業向けローンとマイクロ向けローンの二つに分かれていることも、特徴の一つだと言えるだろう。第2節では、AMKや調査の概要を紹介した。調査対象はシェムリアプ遺跡群近郊の村々に住むAMK利用者で、エリアマネージャーからの紹介の下総計134名にインタビューが可能であった。AMKは三種類のグループ貸付を提供しており、季節労働者を対象とする”End of Term（以下 EOT）”、定期的な所得のある”Installment”、一度貸付サイクルを終えた”Credit Line”がそれにあたる。第2章と同様人数は限られているがメンバー世帯に起きた変化について明らかにすることが目的である。そのため第3節では貧困削減効果について、第4節では女性のエンパワーメント効果についてそれぞれ考察を試みた。その結果、単純な所得上昇は限られた部分にしか見られなかったものの、資産を購入した世帯や家族を雇用した世帯の割合はどのサービスにおいても半数を超えることがわかった。また、それぞれで効果の表れ方が異なる点も、AMK

の特徴だといえるだろう。例えば夕飯のおかずの品数や資産の購入、家族以外の者の雇用において EOT が目立った。EOT はそもそも季節労働者を対象としているため、それら世帯の所得は不安定であることは容易に想像可能である。EOT 世帯は AMK からの借り入れによって最も生活に近い部分で影響を如実に受けていると考えられる。第 4 節の女性のエンパワーメントに関する影響では、第 3 章と同様に、女性の夢や希望、村の女性の変化について分析を行った。結果、AMK の女性たちは、世帯内で資金を管理する存在として力を増していることが明らかになった。

第 4 章の目的は、MF の新しい潮流を確認することである。特に第 1 節では、MF が昨今さらされている商業化とそれに対する批判を紹介した。用いられた先行研究は主に Bateman(2010)や Dichter(2007)で、いずれも MF について強く注意を喚起している。すなわち、MF による貧困削減や女性のエンパワーメント効果を測定することは困難であり、また、その効果は歴史的に見ても疑わしいという指摘である。また、商業界に対する非難も同様に行われている。MFIs の組織としての安定を保つために求められてきたはずの商業化は、今やその存在意義を見失わせるほどの外部からの資金流入に晒されている。加えて、MF の用いて行われる事業が、女性にとって手軽な、しかしそれほど生産性の高いものでないということに対する批判は、さらに考慮されるべきであろう。貧困層をサポートするために、よりそのニーズに即した効果的なサービスが提供される必要がある。第 2 節では、インターネットや携帯電話を用いた MF について紹介した。インターネットを通じて外部の個人から資金を集めることは、MFIs に新しい資金源を獲得を許す。また、携帯電話を用いたモバイルバンキングは、今最も注目を浴び、かつ成長の著しい分野であろう。通話時間の購入によって資金のやりくりをすることで、どんな遠隔地にいようとも安全に資金を管理運営することが可能になる。また、もう借り入れを行う必要のないメンバーにとっても、単純に貯蓄口座を提供することもつながる。さらに身近な金融機関として存在することができるのである。こうした動きの誕生は、MF が一つの産業として第三者を取り込みながら成長していることの表れとも言えるだろう。第 3 節では、先進国における MF の展開について考察した。発展途上国で行われるような事業に対する融資ではなく、労働市場がある程度固まった先進国では、再雇用のためのつなぎや支援となる物事に、融資がつかれることが可能ではないだろうか。

第 5 章は、前の 3 つの章を受けて、貧困削減について、そして女性のエンパワーメントについて提言を行った。第 1 節で述べたのは、貧困層から収奪者であるという汚名を背負う今、見逃されているのは、MF がもたらしてきた金融以外の社会的な影響である。女性を組織化し、文字を教え、生活改善の重要性を説くソーシャルビジネスとしての MF の農

村への浸透は、同時に不可視であった貧困層の存在を浮き彫りにした。また、現時点において、大規模な企業を対象するマクロな貸付と、女性が自分の手の範囲内で行うマイクロ貸付以外に、それを拡大させるための適した規模の貸付手段は限られている。それゆえ、MFの貧困削減効果は薄く、借り手の負担ばかりが強調される。融資を受けて行う裏庭産業が、いずれは商店となり大規模な取引を行うに至るまでは、MFでは小さく、また都市部の銀行で行うような大規模貸付は現実的ではない。農村の小さなビジネスが育ち、その影響が村や地域に伝播していくために、マクロでもマイクロでもない、メソレベルの貸付が必要とされている。そのためには、同時にMFは包括的な開発政策の中で、その一つとして考慮して提供される必要がある。例えば、事業を起こしても市場同士が分断されていれば、限られた需要を奪い合い、結果として得られる利益は僅かなものになりかねない。農村の貧困削減と経済発展はMFのみによって導かれるものではなく、政府による総合的な開発政策の提供と運営が必要である。第2節では、女性のエンパワーメントについてこれまで行われてきた先行研究を用い、研究者が抱いているその姿と実際の女性たちが求めるものの違いを明らかにした。明らかに先行研究では世帯内での力を十分に保有し発揮する状況が理想として描かれているが、女性にとってなにより重要なものは所得向上でありかつ生活改善である。このかい離をそのままに、女性のエンパワーメント計画を行ったとして、果たしてそこに残るのは真に人々に必要とされる開発なのだろうか。今一度問い直す必要がある。

こうしたズレに対する指摘、商業化への批判やBateman (2010) とDichter(2007)の紹介は、この論文における大きな独自性と言えるだろう。また、MFに対して行われた批判への回答を試みたのも、本論文が初めてに近いと考えられる。未だMFは称賛の渦の中から抜け出せておらず、これまで行われた批判やバックラッシュもMFの拡大を留めるには至っていない。この状況で、本論文の位置はMFに対する疑問とその見直しを投げかけるものであると断言することができる。

MFが今後、真に発展途上国の開発に貢献しうるものであるかに関しては、さらなる追跡調査を必要とする。特に、現時点で世帯レベルに収まっている経済的影響を正確に把握し、また農村や地域における貢献を測定するためには大規模で精緻な調査と分析が行われる必要がある。また本論文では、Bateman と Dichter の批判について正面から反論するには至っていない。これらを本研究の課題として捉え、今後の方針とする。

## 審査結果の要旨

(論文の主題)

バングラデシュグラミン銀行 (Grameen Bank、以下 GB) とカンボジアの金融機関 (Angkor Mikroheranhvatho Kampuchea、以下 AMK) の小額融資を受けている村の女性達を対象とした調査結果から、マイクロファイナンス (Microfinance、以下 MF) の効果及び展望を再確認し、加えて明らかになった問題点に対し解決策を考察することである。

(論文の概要)

先進国と国際機関からの経済援助だけでは貧しい人々を貧困の罫から解放するほど効果がないことに、開発経済学者達が気付いたのが 1970 年代の終わりごろであった。1980 年代の初め頃から、広まりを見せた MF は貧困削減と女性エンパワーメントに効果的であるという研究報告がある一方、近年では MF からの借入金の返済が困難で起きた自殺の問題や貧困をさらに悪化させているという批判の研究も出始めている。そこで本研究は、MF が村の貧しい女性達と家族の社会経済状態を本当に改善させているのかいま一度確認する必要があることに着目した。本論文では、こうした問題意識を基に MF の効果とその批判に対する回答や、提言を試みている。論文は 5 章で構成している。

第 1 章では、金融分野の世界でも未だにあまり研究がなされていない MF を理解するため、先行研究を始めとし、誕生と経緯、MF が農村開発政策の一つの手段であること、社会的貢献を目的としたソーシャルビジネスであること、3,000 を超える MF 機関が活動し、その内容も貯蓄や保険、送金まで含まれていること、技術的サポートを行う組織や投資団体も存在することについて GB を例にその特徴とシステムを紹介している。

第 2 章では、GB 女性メンバーを対象に調査データの統計的分析を行い、貧困削減と女性のエンパワーメントに対し、マイクロファイナンスが効果的である事を明らかにしている。まず、マイクロファイナンス機関 (Microfinance Institutions、以下 MFIs) の活動が活発で、バングラデシュ国民のおよそ一割程度 (9.4%) が借り入れを行っていること、多重債務の問題が起きていること、GB は通常融資以外にも様々なサービスを行っていることを紹介している。次に、村の調査では、借り入れ前と調査した 2000 年代半ば時点でのメンバー世帯の所得を比較した結果、貧困ライン以下で生活するメンバーの数は大幅に減少していること、所得、支出、貯蓄の三つの変化に対する分析では、いずれにおいても改善され、より多くの資金を保有運営するメンバーが登場したことが確認された。また、女性のエンパワーメントに関する分析では、女性のエンパワーメントが改善され、以前より夢と希望を持つようにな

ったほか、小額の融資が女性たちの政治的な意識を高め、行動に結びついたことも明確にしている。

第3章では、まず、カンボジアの国民の5.3%が融資を受けていることを紹介し、政府によるMFの活動の管理や、MFの多くが中小企業向けローンとマイクロ向けローンの二つに分かれていること、AMKの三種類のグループ貸付（①季節労働者、②定期的な所得者、③一度貸付サイクルを終えた者）などを紹介した。2009年AMK対象の調査分析の結果では、単純な所得上昇は限られた部分にしか見られなかったものの、「資産を購入した」、「家族を雇用した」と回答した世帯の割合は三種類のグループ全てにおいて半数を超えることが証明された。また、バングラデシュで行った村の調査結果と違って、「資産の購入」、「家族以外の者の雇用の増加」まで、MFの効果があつたことも明らかになった。加えて、バングラデシュと同様に女性の夢や希望、意識の変化について分析を行った結果、AMKの女性たちは、世帯内で資金を管理する存在になりつつあることも明らかになった。

第4章では、MFの新しい潮流の紹介と議論を行った。特に、近年MFの商業化が進展していることに対する批判について、主にBateman(2007、2010)を紹介した。本論文では、MFIsの組織としての安定を保つために求められてきたはずの商業化は、今やその存在意義を見失われるほどの外部からの資金流入にさらされていると主張している。また、インターネットと携帯電話を通じて外部の個人からの資金を集めることは、MFIsの新しい資金源になっていることを紹介した。それに携帯電話を用いたモバイルバンキングは、成長の著しい分野であること、その上、労働市場が成熟している先進国では、再雇用のためのつなぎや支援となるために、融資が使用されると述べている。

第5章では、貧困削減政策や女性のエンパワーメント再考についての検討及び解決策を考察した。村の女性達が小額の融資を借り入れても、村特有の裏庭産業から次第に事業が拡大するには、MFのみでは限界があり、大規模貸付についても現実的ではない。農村の小さなビジネスが育ち、その影響が村や地域に広がるためには、メソファイナンス（中規模）と政府による総合的な農村開発政策が必要であると本論文では提言している。その上で、研究者が望むことと実際の女性たちが求めるものの違いを調べ、先行研究では女性たちが世帯内の力を十分に保有し、発揮する状況が理想として描かれているが、村の女性達にとってなにより重要なものは所得向上や生活改善であり、先進国の女性が既に手にしている基準ではなく、発展途上国の女性にとって現時点で必要なエンパワーメントとは何かについて再考される必要があると提言している。

(論文の評価)

熊本学園大学大学院規程集(博士・第19条1項)及び経済学研究科博士後期課程学位論文審査に基づき審査委員会は平成25年2月5日に博士論文の最終審査を行った結果論文の評価は下記4点が挙げられる。

(1) 本論文の目的は、貧困削減と女性のエンパワーメントにおけるマイクロファイナンスの効果を再確認することであり、論旨が明らかで論文の章、節の流れと内容により論証も適切である。

(2) 今日の発展途上国、特に最貧国の貧困及び女性のエンパワーメントにおけるMFの有効性に関する研究と統計資料が非常に少ない中、本論文では、その研究テーマに対して長い年月をかけ(2003~2013)、多くの先行研究及び独自の調査結果を用いて議論を重ね、現状と問題点を明らかにし、提言を行っていることが高く評価できる。

(3) マイクロファイナンス機関からの小額融資を受け、村特有の事業をしているバングラデシュとカンボジア農村の女性達に対する現地調査と広範に収集された資料を経て、貧困削減と女性のエンパワーメントにおけるマイクロファイナンスの効果に対して再確認をした結果、マイクロファイナンスが有効であることを明らかにしたことは独自性を持つ研究成果である。

(4) 発展途上国の農村世帯に潜む慢性的貧困と貧しい女性たちの根本的な問題について、経済的社会的観点だけではなく、研究者が望むことと実際の女性たちが求めるものの違いを調べ、発展途上国の女性にとって現時点で必要なエンパワーメントとは何かについて再考される必要があると指摘している点が高く評価できる。

上記の理由により、本論文は専攻分野及び関連分野にも広い視野を持ち、専攻分野及び関連分野の優れた先行研究と同等の水準に達していることが明確である。したがって、学位論文審査の評価を(可、不可の選択において)可と判断した。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	マンガ・マンガ・ルウィン
副査	熊本学園大学教授	田中利彦
副査	熊本学園大学教授	酒井重喜
副査	佐賀大学名誉教授	楊枝嗣朗

氏名(日本籍)	久保 和華 (福岡県)	
学位の種類	博士 (経済学)	
学位記番号	博 (甲) 経済 第5号	
学位授与の日付	平成 26 年 3 月 24 日	
学位授与の要件	学位規則第 20 条第 1 項該当	
学位論文題目	利他性と公的年金制度の経済分析 —OLGモデルによる理論分析—	
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授	細江 守紀
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	慶田 收
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	坂上 智哉

### 内容の要旨

本論文は、従来分析されている親から子供への一方向利他的世代重複モデル (OLG モデル) に賦課方式公的年金制度と子供から親への利他性を導入した賦課方式公的年金制度型双方向利他性 OLG モデルを構築して、利他性の政策や経済への影響を長期的・短期的関連性やそれらの種々の政策的インプリケーションを考察している。

本論文の目的は、賦課方式公的年金制度や介護保険制度という社会保障制度の役割を補足する要素の必要性に着目して、利他性を取り上げ、従来から分析されている親から子供への利他性のみならず子供から親への利他性がそれらにより誘発される利他的行動 (子供への遺産相続・教育投資や私的な家族内所得移転) や公的年金政策や経済への効果や関連性を短期的および長期的に (主に定常状態で) 理論的分析やシミュレーション分析することである。

本論文の背景には、公的年金制度を中心として社会保障制度が重要な役割を果たしているが、高い高齢化率と早い高齢化スピードをもつ日本では、一層の高齢化や人口減少の進展に伴い介護の問題の深刻さも顕著になり、これは日本のみならず今後世界各国でも無視しえない問題となってくることが予想されることから、高齢化が進めば公的年金制度のような公的な社会保障制度のみでは十分対応できない部分が存在し、それを補う要素として介護・私的な家族内所得移転や教育・遺産といった親・子間の利他的な行動に着目することは、家族の機能が薄れつつある現代においても意味のあることであろうと考えられる

ことである。

本論文では、特に joy-of-giving 型利他性 2 期間生存 OLG モデル、Becker 型利他性 3 期間生存 OLG モデルや人口内生 OLG モデルである小塩 - 安岡モデルから、子供から親への利他性を追加した双方向利他性 OLG モデルに拡張して、二つの利他性（親から子供への利他性、子供から親への利他性）、政府行動、地域比較などを（具体的には政府のコミットメント期間や二つの地域）を導入して拡張したモデルにおいて、利他性の政策や経済への影響を長期的・短期的関連性やそれらの種々の政策的インプリケーションを考察している。

その中で、公的年金制度、私的な所得移転である子供から親への家族内所得移転や親から子供への遺産、と利他性のトレードオフ関係について、利他性の方向や程度、あるいは子供や親をどのようにとらえるかによって影響を受けることも考察している。

本論文は以下のように構成される。第 1 章では本論文の目的と本論文の構成を説明する。

第 2 章「基本モデル」では、本論文の基本モデルとなっている joy-of-giving 型の親から子供への（一方向）2 期間生存利他的 OLG モデル (Michel and Pestieau 2004 モデル)、Becker 型人的資本 3 期間生存 OLG モデル (Lambrecht, Michel and Vidal 2001 モデル) および人口内生 OLG モデルである小塩 - 安岡モデルを紹介する。

第 3 章「OLG モデルによるパターナリズムと財政政策の理論分析」では、親も子供も双方ともに想いあうという利他的選好が存在している事実に着目をして、これまでの理論的な研究において主流であった親から子供への一方向利他性の仮定をもつ 2 期間生存 OLG モデルに、特に親が子供に遺産を残すことに喜びを感じるという joy-of-giving 型 (bequest-as-consumption 型とも呼ばれる) 一方向利他性 2 期間生存生産有 OLG モデル (Michel and Pestieau モデル) に、子供から親への利他性を追加した双方向利他性 (本論文ではパターナリスティックな利他性と呼ぶ) の仮定と、子供から親への家族内所得移転という利他的行動と自分の介護費用を導入して、修正賦課方式公的年金制度が存在し生産が存在しない経済下で、joy-of-giving 型双方向利他性 2 期間生存生産無 OLG モデルを展開し、定常解を導出し、二つの利他性パラメータ (親から子供、子供から親への利他性) や自分自身の介護費用や財政政策 (公的年金政策 (保険料政策) や相続税政策や財源方式) が定常解に与える効果を比較静学分析する。定常均衡とパターナリズム、動学的効率性、公的年金財源方式 (一括税型賦課方式年金制度と相続税を財源として加えた修正賦課方式年金制度の 2 種類) の関係を分析して、利他性を評価する政府の財政政策・公的年金制度の役割とパターナリズムの関係を考察するものである。さらに遺産相続税を優遇する子育て支援政策を導入した場合も考察している。

小国開放経済下の公的年金制度をもつ joy-of-giving 型双方向利他性 2 期間生存 OLG モデルに拡張して、双方向利他性と自分の介護費用と財政政策が定常解に与える効果を比較静学分析して、パターンリズム（特に親への利他性）と自分の介護費用の存在が定常解や政策効果に与える影響について考察を行ない、動学的効率性（過少資本蓄積のケース）および公的年金制度財源の観点からまとめている。その結果、双方向の利他性と財政政策の定常状態における家族内所得移転と遺産への効果は、利子率と人口成長率の大小関係つまり動学的効率性か非効率性かということと公的年金制度財源方式の種類に依存すること、財政政策が定常解に与える効果は利他性の存在によって弱められること、修正賦課方式年金制度下で利他性を評価する政府の最適政策は相続税を課し公的年金制度をなくすことであることが得られた。これは公的年金制度と利他性が代替的な役割を持っていることが示唆される結果である。

また子供から親へ利他性の大きさが家族内所得移転に与える影響は人口成長率と利子率の大小関係によって逆方向になることも得られた。

第 4 章「OLG モデルによる利他的行動と人的資本」では、親が子供の将来の所得が増えることを願って子供に教育を与えて人的資本を形成する Becker 型（family altruism）型とも呼ばれる）一方向利他性 3 期間生存生産有 OLG モデルに、賦課方式公的年金制度が存在する経済下で子供から親への利他性と子供が親に家族内所得移転を行なうという利他的行動を導入して拡張した Becker 型双方向利他性 3 期間生存生産有 OLG モデルを構築して、均衡の動学過程、物的資本ストック・人的資本ストック比率の定常解の存在と一意性と局所的安定性を確認する動学分析を行ない、親から子供、子供から親への二つの利他性が物的資本ストック・人的資本ストック比率や教育投資人的資本比率に与える影響の比較静学分析を長期において行なう。人的資本形成が存在する OLG モデルの中で二つの利他性が経済（成長率）や教育投資人的資本比率（の成長率）に与える効果を考察するものである。

ここでは貯蓄と遺産（子供への利他的行動）の二つのルートを通じた物的資本ストック形成と教育（子供への利他的行動）による人的資本ストック形成によって影響を受ける経済を考えており、子供への利他性による経済成長へのプラス効果と親への利他性によるマイナス効果も明らかになり、その全体効果を人材の質の観点から経済成長を高めるような人的資本蓄積（教育支援等）に関する支援などの新たな展開を検討する必要があることが示唆される結論を得ている。また親への利他性と子供への利他性が物的資本ストック・人的資本ストック比率に与える効果は逆であることが明らかになった。

第 5 章「世代型政権と公的年金制度」では、第 3 章で展開したモデルをさらに政府行動

を世代の公的年金政策に関する主張を反映する政府つまり世代型政権と仮定することによって拡張して分析する。従来の OLG モデル下で最適政策を論じる先行研究で仮定されている無限視野の政府は、各期間政策をコントロールして、つまり政府は政策を每期コミットメントして、無限期間の最適政策を導いている。しかし、現実には、公的年金制度や介護保険制度などの社会保障制度は賦課方式の財源調達であることと被保険者が公的年金制度の対象となる期間が長いことを考慮すると、公的年金保険料や公的年金給付金の公的年金政策は公的年金制度の被保険者が加入者、受給者として存在する期間内は一貫性をもった政策であることが要求される。

そこで、 $t$  期に勤労世代である  $t$  世代から支持を得て  $t$  世代が勤労期の  $t$  期と引退期の  $t + 1$  期に一貫した公的年金政策を実施する政府であるとする  $t$  期における世代型政権を仮定して、joy-of-giving 型双方向利他性 2 期間生存生産無 OLG モデルの中で、世代ごとの意思決定をモデル化した世代型政権の公的年金政策について定常状態において分析して考察を行なう。

$t$  期における世代型政権が、 $t$  期の勤労期の  $t$  世代と自分たちの年金保険料を支払ってくれる  $t + 1$  世代の二つの世代を政策ターゲットとして（ $t$  期に  $t$  世代は自分達） $t$  世代の給付金つまり  $t + 1$  世代の年金保険料を決定する最適公的年金政策（最適公的年金保険料金）を定常状態において導出して分析する。そして無限期間の政府の下で最適公的年金政策と比較する。

その結果、世代型政権を仮定すると定常状態における最適公的年金保険料が決定されることを得ている。またシミュレーション分析をして、動学的効率性（過少資本蓄積つまり利子率が人口成長率より大である）の場合をまとめている。

第 6 章「公的年金制度の 2 地域経済分析」では、小塩 - 安岡モデルを 2 地域に拡張し、公的年金制度が地域統合された場合と分離した場合を資本市場の統合と分離の場合に分けて、短期および長期均衡の特徴と年金政策を考察する。賦課方式確定拠出型公的年金制度が存在する経済下で、資本市場の自由化による資本市場が開放され、公的年金制度も統合された場合をベンチマークとして想定して、子供への教育支出と親への家族内所得移転をもつ人口成長率内生型 1 財生産 2 期間 2 地域 OLG モデルを構築して、公的年金政策が長期均衡解や経済に与える影響を分析する。さらに子育て支援政策が導入された場合も分析する。そして 2 地域モデルに拡張したことによる結論を考察する。

主な結果は、資本市場開放下で 1 地域モデルを 2 地域モデルに拡張すると、年金統合の有無や子育て支援政策の有無に影響を受けずに、公的年金制度の拡充（年金給付率の引き上げ政策）は子供数を減少させるというものであり、公的年金政策が子供数へ与える効果

は1地域モデルの先行研究と同様であった。また地域を特色づけるそれぞれの要因が子供数へ与える効果を調べることもできた。そして2地域に拡張したことにより、定常状態において、年金統合・資本市場開放モデルでは、資本分配率、子育てコストの弾力性、子育てコストは両地域で同値で全要素生産性に地域差があるケースで全要素生産性の地域差は人口成長率に影響しないこと、さらに資本分配率、子育てコストの弾力性、全要素生産性は両地域で同値で子育てコストに地域差があるケースで両地域の異なる子育てコストが両地域共通の出生数に影響を与えずに両地域の子育てコストの総和が両地域共通の出生数に影響を与えることがわかった。年金制度統合無しで資本市場も分断されている経済では、定常状態において、子育てコストに地域差がある場合に2地域の統合を行なうことによって各地域の子育てコストに依存した両地域の異なる出生数が平均化すること、子育てコストの弾力性に地域差がある場合も2地域統合が各地域の子育てコストの弾力性に依存した両地域の異なる出生数を平均化することがわかった。

第7章では本論文の各章で得られた主要な結論を整理し、さらに今後に残された諸課題と拡充の方向性について指摘する。

## 審査結果の要旨

(論文主題)

本論文の主題は、親から子供への利他性に加えて子供から親への利他性を導入した世代重複モデルを中心に賦課方式公的年金制度の短期的・長期的な特徴を解明し、2つの利他性の導入の政策や経済への影響を検討し、さらに、世代型政権や地域統合の問題などがもたらす公的年金制度とその経済への影響などを分析することである。

(論文の概要)

本論文は二つの利他性に着目し、賦課方式公的年金制度のもとでの世代重複モデル(OLGモデル)を再構築し、個人、企業の意味決定、公的年金制度の設計、そして経済へのその影響を論じ、さらに、政府行動の在り方や2地域経済の枠組みの問題の公的年金制度への影響などについて考察している。

第2章では、まず、論文の基本型となる、joy-of-giving型の利他性2期間OLGモデル、人的資本3期間OLGモデル、人口内生モデルである小塩-安岡モデルの内容を概観している。第3章「OLGモデルによるパターンリズムと財政政策の理論分析」では親と子供の双方向利他性が存在する2期間OLGモデルを構築し、二つの利他性パラメータ、介護費用、そして財政政策が及ぼす経済への影響について比較静学分析をおこなっている。その結果、

双方向の利他性の定常状態における家族内所得移転と遺産への効果は、利子率と人口成長率の大小関係に依存することなどが示された。

第4章「OLGモデルによる利他的行動と人的資本」では双方向利他性を導入したBecker型人的資本OLGモデルのもとで、二つの利他性が経済や人的資本形成に与える影響を検討している。ここでは貯蓄と遺産（子供への利他的行動）の二つのルートを通じた物的資本ストック形成と教育（子供への利他的行動）による人的資本ストック形成によって影響を受ける経済を考えており、子供への利他性による経済成長へのプラス効果と親への利他性によるマイナス効果が明らかになった。

第5章「世代型政権と公的年金制度」では、従来の無限視野のもとでの政権の最適政策という枠組みを変更し、勤労世帯から支持された政権が引退期の公的年金政策を決定していく世代型政権をもつOLGモデルを構築し、そのもとでの最適年金政策の定常状態を分析し、無限期間政権の場合との比較を行っている。シミュレーションの結果、二つの利他性のある一定の範囲で、親への利他性の家族内所得移転への効果と公的年金保険料への効果は無期限期間の政権の場合と異なり負となるという結果を導きだしている。

また、第6章「公的年金制度の2地域経済分析」では小塩 - 安岡モデルを2地域モデルに拡張し、公的年金制度が地域統合された場合と分離した場合を資本市場の統合と分離の場合に分けて、年金政策の長期均衡の特徴について比較分析している。主な結果は、2地域に拡張したことにより、定常状態において、年金統合・資本市場開放モデルでは、資本分配率、子育てコストの弾力性、子育てコストは両地域で同一で全要素生産性に地域差があるケースで全要素生産性の地域差は人口成長率に影響しないこと、年金制度統合無しで資本市場も分断されている経済では、子育てコストに地域差がある場合に2地域の統合を行なうことによって各地域の子育てコストに依存した両地域の異なる出生数が平均化すること、また、子育てコストの弾力性に地域差がある場合も2地域統合が各地域の子育てコストの弾力性に依存した両地域の異なる出生数を平均化することである。

#### （審査結果報告）

久保和華氏の論文は子供から親への利他性をあらたに導入した双方向利他性をもつ賦課方式公的年金制度のOLGモデルを再構築し、利他性の年金政策や経済全体への影響をさまざまな視点から理論分析、多くの政策的なインプリケーションを得ている。こうした利他性への着目は、公的年金制度の充実だけでは高齢化に十分対応できないのではないかということから、いま一度家庭内所得移転や遺産相続にスポットを当てる必要があるのではないかという問題意識があり、本論文はその視点からOLGモデルを再構築し、その面から政策的な評価

をおこなったものであり、十分評価される場所である。

分析の結果についても多くの興味ある結論が出されている。長期的に、親世代への利他性の大きさが家族内所得移転に与える影響は人口成長率と利子率の大小関係によって逆方向になること、また、双方向利他性をもつ Becker 型 OLG モデルにおいて子供への利他性は教育投資の人的資本比率を増加させるが、親への子供の利他性はその比率を減少させることなどが論証されている。さらに無限視野の政府モデルと異なった世代型政権モデルを構築し、シミュレーションの結果として、親への利他性の家族内所得移転への効果と公的年金保険料への効果が無限期間型政権の場合と逆に負となることを示している。また、地域間の公的年金制度の統合と分離の問題というあらたな制度設計を行い、年金制度統合有無と資本市場の分断の有無を場合分けして公的年金制度や出生率への影響などについて、これまでの研究にはない新たな結論を得ている。こうした研究は公的年金制度を考える場合に重要な論点を提起したものであり、関連学術分野において十分な貢献をしていると判断できる。

ただ、興味深い論点を提起している分、モデル分析の複雑さが増しており、そのための取り組みに膨大な労力をかけることになり、得られた結論の内在的な根拠づけが十分に提示されるにいたってない場合がみられる。本人はそのことにすでに気づいているが、この点の今後一層の検討が望まれる。

なお、老後保障としては公的年金制度と介護保険制度が考えられるが、介護保険制度については理論的観点からこれまで十分な検討がなされてこなかった。本論文では利他性を考慮した介護負担については分析をしているが、介護保険の観点も合わせて理論分析することが重要であったのではないと思われる。

このように、いくつかのさらに補充し、進めるべき課題は残ってはいるが、利他性へのあらたな視点を理論モデルに組み込んで公的年金制度への影響を分析し、多くの興味深い結論を得ることによって公的年金政策研究への貢献をしたことは高く評価できる。

以上の理由により、審査委員会は、久保和華氏が、経済学研究科博士後期課程を修了し、博士（経済学）の学位を取得するに十分な水準に達していると認めることができる。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 細江 守紀

副査 熊本学園大学教授 慶田 収

副査 熊本学園大学教授 坂上 智哉

氏名(本籍)	山口 要(北海道)	
学位の種類	博士(文学)	
学位記番号	博(甲)文学 第2号	
学位授与の日付	平成26年3月24日	
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当	
学位論文題目	19世紀漢語官話音系研究	
論文審査委員	(主査)熊本学園大学教授	石 汝 傑
論文審査委員	(副査)熊本学園大学教授	岩佐 昌暉
論文審査委員	(副査)熊本学園大学教授	司馬 公周

## 内容の要旨

### 第1章 序論

第1章においては本論文の考察を開始するにあたり、まず官話方言における欧文辞書について、その出現と歴史を振り返った。次に官話音系を記述した欧文辞書について、今までそれらに対してどのような研究が行われ、どのような成果を上げてきたのかを振り返り、以後の2～6章において論述を展開する意義について述べた。

### 第2章 モリソンの『字典』から見た19世紀の官話音系

第2章は、中国語音韻史の観点からロバート・モリソンの『字典』における官話音系を分析検討したものである。その結果をまとめると以下の通りである。(1)尖団の区別を保っている。(2)g[lj]声母を持っている。(3)中古音の宕摂三等薬韻字、江摂二等覺韻字と山摂合口三等薛韻字、月韻字、四等屑韻字を eǒ/yǒ 韻母と euě/yuě 韻母で区別する。(4)中古音の蟹摂皆韻字と佳韻字において eae/yae 韻母を持っている。(5)中古音の蟹摂合口一等と止摂合口三等の泥組字において ui 韻母を持っている。(6)中古音の山摂合口三等仙韻知系字において uen 韻母を持っている。(7)中古音の咸摂、山摂の開口二等知系莊組字と三等知系章組字を an 韻母と en 韻母で区別する。(8)中古音の山摂合口一等幫組字と開口二等幫組字を wan 韻母と an 韻母で区別する。(9)中古音の臻摂合口一等幫組字、三等非組字と臻摂開口一等字、及び深臻摂開口三等知系章組字を un 韻母と ǎn 韻母、及び in 韻母で区別する。(10)中古の通摂合口一等幫組字、三等非組字と梗摂開口二等幫組字、及び曾梗摂開口三等知系章

を ung 韻母と äng 韻母、及び ing 韻母で区別する。(11)中国語音韻史的な観点からの『字典』の特色は、声母、韻母、声調のいずれの方面においても、中古音と対応している点が多い。

国語、普通話と比べると、『字典』の違いは明らかで、国語、普通話というこの二つの標準語は現代北京語に近く、『字典』は現代北京語がすでに失った音系を保っている。よって、『字典』の音系は実際の口語音系ではなく、文語音系に属していると考えられる。

### 第3章 メドハーストの『華英字典』から見た19世紀の官話音系

第3章は、中国語音韻史の観点からウォルター・ヘンリー・メドハーストの『華英字典』における官話音系を分析検討したものである。その結果をまとめると以下の通りである。(1)尖団の区別を保っている。(2)g[ŋ-]声母を持っている。(3)中古音の宕攝三等藥韻字、江攝二等覺韻字と山撮合口三等薛韻字、月韻字、四等屑韻字を eō/yō 韻母と euē/yuē 韻母で区別する。(4)中古音の蟹攝皆韻字と佳韻字において eae/yae 韻母を持っている。(5)中古音の蟹撮合口一等と止撮合口三等の泥組字において ui 韻母を持っている。(6)中古音の山撮合口三等仙韻知系字において uen 韻母を持っている。(7)中古音の咸攝、山撮の開口二等知系莊組字と三等知系章組字を an 韻母と en 韻母で区別する。(8)中古音の山撮合口一等幫組字と開口二等幫組字を wan 韻母と an 韻母で区別する。(9)中古音の臻撮合口一等幫組字、三等非組字と臻撮開口一等字、及び深臻撮開口三等知系章組字を un 韻母と äñ 韻母、及び in 韻母で区別する。(10)中古音の通撮合口一等幫組字、三等非組字と梗撮開口二等幫組字、及び曾梗撮開口三等知系章組字を ung 韻母と äng 韻母、及び ing 韻母で区別する。(11)中国語音韻史的な観点からの『華英字典』の特色は、声母、韻母、声調のいずれの方面においても、中古音と対応している点が多い。

国語、普通話と比べると、『華英字典』の違いは明らかで、国語、普通話というこの二つの標準語は現代北京語に近く、『華英字典』は現代北京語がすでに失った音系を保っている。またロバート・モリソンの『字典』と『華英字典』は同じ音系を有しており、声母、韻母、声調のいずれの点においても中古音に対応している点が多い。以上の分析から、『華英字典』の官話音系は読書音等の文語音系に属し、実際の口語音系を反映していないと考える。

### 第4章 ウィリアムズの『漢英韻府』から見た19世紀の官話音系

第4章は、中国語音韻史の観点からサミュエル・ウェルズ・ウィリアムズの『漢英韻府』における官話音系を分析検討したものである。その結果をまとめると以下の通りである。(1)尖団の区別を保っている。(2)ng 声母を持っている。(3)中古音の宕攝三等藥韻字、江撮

二等覺韻字と山撮合口三等薛韻字、月韻字、四等屑韻字を *ioh/yoh* 韻母と *ueh/yueh* 韻母で区別する。(4)中古音の蟹撮皆韻字と佳韻字において *iai/yai* 韻母を持っている。(5)中古音の蟹撮合口一等と止撮合口三等の泥組字において *ui* 韻母を持たず、*éi* 韻母を持っている。(6)中古音の山撮合口三等仙韻知系字において *wen* 韻母を持っている。(7)中古音の咸撮、山撮の開口二等知系莊組字と三等知系章組字を *an* 韻母と *en* 韻母で区別する。(8)中古音の山撮合口一等幫組字と開口二等幫組字を区別せずに *an* 韻母で読む。(9)中古音の臻撮合口一等幫組字、三等非組字と臻撮開口一等字、及び深臻撮開口三等知系章組字を区別せずに *än* 韻母で読む。(10)中古音の通撮合口一等幫組字、三等非組字と梗撮開口二等幫組字、及び梗撮開口三等知系章組字、曾撮開口三等知系章組字を *ung* 韻母と *äng* 韻母、及び *ing* 韻母で区別する。(11)中国語音韻史的な観点からの『漢英韻府』の特色は、声母、韻母、声調のいずれの方面においても、中古音と対応している点が多い。(1)(2)(3)(4)(6)(7)(10)(11)はロバート・モリソンの『字典』、ウォルター・ヘンリー・メドハーストの『華英字典』の特徴と同じで、(5)(8)(9)は国語、普通話の特徴と同じである。ただ、(6)(7)の山撮開口三等日母字、(10)の通撮合口一等並母字と曾撮開口三等日母字において例外的変化が見られる。

国語、普通話と比べると、『漢英韻府』の違いは明らかで、国語、普通話というこの二つの標準語は現代北京語に近く、『漢英韻府』は現代北京語がすでに失った音系を保っている。以上の分析から、『漢英韻府』の官話音系は讀書音等の文語音系に属し、実際の口語音系を反映していないと考える。

## 第5章 クブルールの『中国古文大辞典』から見た19世紀の官話音系

第5章は、中国語音韻史の観点からセラファン・クブルールの『中国古文大辞典』における官話音系を分析検討したものである。その結果をまとめると以下の通りである。(1)尖団の区別を保っている。(2)*ng* 声母を持っている。(3)中古音の宕撮三等葉韻字、江撮二等覺韻字と山撮合口三等薛韻字、月韻字、四等屑韻字を *iö* 韻母と *iuë* 韻母で区別する。(4)中古音の蟹撮皆韻字と佳韻字において *iai* 韻母を持っている。(5)中古音の蟹撮合口一等と止撮合口三等の泥組字において *ouei* 韻母を持たず、*ei* 韻母を持っている。(6)中古音の山撮合口三等仙韻知系字において *ouen* 韻母を持っている。(7)中古音の咸撮、山撮の開口二等知系莊組字と三等知系章組字を *an* 韻母と *en* 韻母で区別する。(8)中古音の山撮合口一等幫組字と開口二等幫組字を区別せずに *an* 韻母で読む。(9)中古音の臻撮合口一等幫組字、三等非組字と臻撮開口一等字、及び深臻撮開口三等知系章組字を区別せずに *enn* 韻母で読む。(10)中古音の通撮合口一等幫組字、三等非組字と梗撮開口二等幫組字、開口三等知系章組字、曾撮開口三等知系

章組字を ung 韻母と äng 韻母で区別する。(11)中国語音韻史的な観点からの『中国古文大辞典』の特色は、声母、韻母、声調のいずれの方面においても、中古音と対応している点が多い。(1)(2)(3)(4)(6)(7)(10)(11)はロバート・モリソンの『字典』、ウォルター・ヘンリー・メドハーストの『華英字典』、サミュエル・ウェルズ・ウィリアムズの『漢英韻府』の特徴と同じで、(5)(8)(9)は国語、普通話の特徴と同じである。ただ、(10)において梗撰開口二等幫組字と梗撰開口三等知系章組字、曾撰開口三等知系章組字を区別せずに äng 韻母で読む点が他の三つの辞書の特徴と異なる。

国語、普通話と比べると、『中国古文大辞典』の違いは明らかで、国語、普通話というこの二つの標準語は現代北京語に近く、『中国古文大辞典』は現代北京語がすでに失った音系を保っている。以上の分析から、『中国古文大辞典』の官話音系は読書音等の文語音系に属し、実際の口語音系を反映していないと考える。

## 第6章 総合討論

第6章は、2～5章で用いた4つの欧文辞書における官話方言の注音表記を比較検討したものである。その結果をまとめると以下の通りである。(1)4つの欧文辞書のすべてが尖団の区別を保っている。(2)4つの欧文辞書のすべてが[ŋ]声母を持っている。(3)4つの欧文辞書のすべてが中古音の宕撰三等藥韻字、江撰二等覺韻字と山撰合口三等薛韻字、月韻字、四等屑韻字を[-ioʔ]韻母と[-yeʔ]韻母で区別する。(4)4つの欧文辞書のすべてが中古音の蟹撰皆韻字と佳韻字において[-iai]韻母を持っている。(5)中古音の蟹撰合口一等と止撰合口三等の泥組字において、『字典』、『華英字典』は[-uei]韻母を持ち、『漢英韻府』、『中国古文大辞典』は[-ei]韻母を持っている。(6)中古音の山撰合口三等仙韻知系字において[-uɛn]韻母を持っている。ただし、『漢英韻府』の中古音山撰合口三等仙韻日母字においては[-uan]韻母を持っている。(7)4つの欧文辞書のすべてが中古音の咸撰、山撰の開口二等知系莊組字と三等知系章組字を[-an]韻母と[-ɛn]韻母で区別する。(8)『字典』、『華英字典』は中古音の山撰合口一等幫組字と開口二等幫組字を[-uan]韻母と[-an]韻母で区別するが、『漢英韻府』、『中国古文大辞典』は中古音の山撰合口一等幫組字と開口二等幫組字を区別せずに[-an]韻母で読む。(9)『字典』、『華英字典』は中古音の臻撰合口一等幫組字、三等非組字と臻撰開口一等字、及び深臻撰開口三等知系章組字を[-un]韻母と[-ən]韻母、及び[-in]韻母で区別するが、『漢英韻府』、『中国古文大辞典』は中古音の臻撰合口一等幫組字、三等非組字と臻撰開口一等字、及び深臻撰開口三等知系章組字を区別せずに[-ən]韻母で読む。(10)『字典』、『華英字典』、『漢英韻府』は中古音の通撰合口一等幫組字、三等非組字と梗撰開口二等幫組字、及び開口三等知系章組字、曾撰開口三等知系

章組字を[-uŋ]韻母と[-əŋ]韻母、及び[-iŋ]韻母で区別する。ただし、『漢英韻府』の通撮合口一等並母字、梗撮開口二等明母字、曾撮開口三等日母字において例外的変化がみられる。『中国古文大辞典』は中古音の通撮合口一等幫組字、三等非組字と梗撮開口二等幫組字、開口三等知系章組字、曾撮開口三等知系章組字を[-uŋ]韻母と[-əŋ]韻母で区別するが、他の3つの欧文辞書と違い、梗撮開口二等幫組字と梗撮開口三等知系章組字、曾撮開口三等知系章組字を区別せずに[-əŋ]韻母で読む。(11)中国語音韻史的な観点からの4つの欧文辞書の特色は、声母、韻母、声調のいずれの方面においても、中古音と対応している点が多いということである。

国語、普通話と比べると、4つの欧文辞書の違いは明らかで、国語、普通話というこの二つの標準語は現代北京語に近く、4つの欧文辞書は現代北京語がすでに失った音系を保っている。以上の分析から、4つの欧文辞書の官話音系は読書音等の文語音系に属し、実際の口語音系を反映していないと考える。

## 第7章 結論

第7章は、本論文を閉じるにあたり、まず各章で論じた内容を要約し、そこから得られた結論を再確認しておくとともに、本論文での考察を経てもなお残された課題について言及し、将来の研究上の展望をはかっておいた。

・キーワード：中国語音韻史、官話音系、読書音、欧文辞書

### 審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文は現代言語学と歴史音韻論の理論に、中国語音韻史の伝統的研究方法を結び付けた理論と方法を用いて、19世紀に出版された4冊の欧文辞書における中国語官話(Mandarin Chinese)音系に対して分析と研究をおこなったものである。

(論文の概要)

論文は中国語音韻史の観点から官話を記述した欧文辞書における官話音系を分析検討したものである。対象となるのはロバート・モリソン(Robert Morrison)の『字典』(*A Dictionary of the Chinese Language*, 1815-1823)、ウォルター・ヘンリー・メドハースト(Walter Henry Medhurst)の『華英字典』(*Chinese and English Dictionary*, 1842-1843)、サミュエル・

ウェルズ・ウィリアムズ (Samuel Wells Williams) の『漢英韻府』 (*A Syllabic Dictionary of the Chinese Language*, 1874)、セラファン・クブルール (Séraphin Couvreur) の『中国古文大辞典』 (*Dictionnaire classique de la langue Chinoise*, 1890) である。

これらの欧文辞書における官話方言の音韻体系を比較検討した。まとめると以下の通りである。(1)尖団の区別を保っている(例：焦[tsiau]≠嬌[kiau])。 (2)[ŋ]声母を持っている(例：岸[ŋan]；恩[ŋən])。 (3)中古音の宕摂三等葉韻字、江摂二等覺韻字と山摂合口三等薛韻字、月韻字、四等屑韻字を[-ioʔ]韻母と[-yeʔ]韻母で区別する(例：脚[kioʔ]≠決[kyeʔ])。 (4)中古音の蟹摂皆韻字と佳韻字において[-iai]韻母を持っている(例：皆[kiai]；崖[iaɪ])。 (5)中古音の蟹摂合口一等と止摂合口三等の泥組字において、『字典』、『華英字典』は[-uei]韻母を持ち(例：雷[luei]；内[nuei])、『漢英韻府』、『中国古文大辞典』は[-ei]韻母を持っている(例：雷[lei]；内[nei])。 (6)中古音の山摂合口三等仙韻知系字において[-uɛn]韻母を持っている(例：轉[tʂuɛn]；傳[tʂʰuɛn])。ただし、『漢英韻府』の同仙韻日母字においては[-uan]韻母を持っている(例：軟[zuan])。 (7)中古音の咸摂、山摂の開口二等知系莊組字と三等知系章組字を[-an]韻母と[-ɛn]韻母で区別する(例：山[ʂan]≠扇[ʂɛn])。 (8)『字典』、『華英字典』は中古音の山摂合口一等幫組字と開口二等幫組字を[-uan]韻母と[-an]韻母で区別するが(例：搬[puan]≠班[pan])、『漢英韻府』、『中国古文大辞典』は区別せずに[-an]韻母で読む(例：搬[pan]=班[pan])。 (9)『字典』、『華英字典』は中古音の臻摂合口一等幫組字、三等非組字と臻摂開口一等字、及び深臻摂開口三等知系章組字を[-un]韻母と[-ən]韻母、及び[-in]韻母で区別するが(例：門[mun]；根[kən]；真[tʂin])、『漢英韻府』、『中国古文大辞典』は区別せずに[-ən]韻母で読む(例：門[mən]；根[kən]；真[tʂən])。 (10)『字典』、『華英字典』、『漢英韻府』は中古音の通摂合口一等幫組字、三等非組字と梗摂開口二等幫組字、及び開口三等知系章組字、曾摂開口三等知系章組字を[-uŋ]韻母と[-əŋ]韻母、及び[-iŋ]韻母で区別する(例：風[fuŋ]；萌[məŋ]；聲[ʂiŋ])。ただし、『漢英韻府』の通摂合口一等並母字、梗摂開口二等明母字、曾摂開口三等日母字において例外的変化がみられる(例：蓬[pʰəŋ]；虻[muŋ]；仍[zəŋ])。『中国古文大辞典』は中古音の通摂合口一等幫組字、三等非組字と梗摂開口二等幫組字、開口三等知系章組字、曾摂開口三等知系章組字を[-uŋ]韻母と[-əŋ]韻母で区別するが(例：風[fuŋ]；萌[məŋ]；聲[ʂəŋ])、他の3つの欧文辞書と違い、梗摂開口二等幫組字と梗摂開口三等知系章組字、曾摂開口三等知系章組字を区別せずに[-əŋ]韻母で読む(例：萌[məŋ]；聲[ʂəŋ])。 (11)中国語音韻史的な観点からの4つの欧文辞書の特色は、声母、韻母、声調のいずれの方面においても、中古音と対応している点が多いということである。国語、普通話という二つの標準語と比べると、欧文辞書は現代北京語がすでに失った音系を保っているのに対して、国語、普通話は現代北京語に近い。以上の分析から、4つの欧文辞書の官話音系は読書音等の文語音系に属し、実際の口語音系を反映

していないと考える。

(論文の評価)

本論文の特徴は、現代言語学と音韻論に、中国語音韻史の伝統的研究方法を結び付けた理論と方法を適用し、19世紀に出版された4冊の欧文辞書を資料として、辞書の常用字を整理し、字表を作り、中古『広韻』の体系に照らして、当時の中国語官話音系を詳しく研究したことである。これらの辞書の音韻発展史上の位置及び『中原音韻』等との関係に関する論述は少ないが、今後の課題として継続研究することが望まれる。作者が取り組んだテーマは、中国語近代音韻史の研究における欠落部分を補填するものであり、新しい見解と結論をふくみ、学術的価値を有するものと評価できる。審査委員会は一致して本論文が博士の学位を授与するに値するものと認める。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 石 汝 傑

副査 熊本学園大学教授 岩佐 昌暲

副査 熊本学園大学教授 司馬 公周

氏名(本籍)	駱丹(中国)	
学位の種類	博士(文学)	
学位記番号	博(甲)文学 第3号	
学位授与の日付	平成26年3月24日	
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当	
学位論文題目	『沙家浜』研究	
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授	岩佐 昌暲
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	石 汝 傑
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	司馬 公周

## 内容の要旨

### (一) 各章の要約

本論文は『沙家浜』の文芸発展史を考察分析した。以下、結論に入る前に各章の内容を要約しておきたい。序章では、研究の視角と時間段階の角度から、模範劇に関する先行研究を考察し、また八つの模範劇の各作品に関する先行研究の考察を行った。模範劇に関する研究は、他の領域の研究に比べると、明らかに不足している。各模範劇作品に関する先行研究はほとんど音楽、もしくは関係する人物に対する紹介と描写及び舞台裏の物語等であり、文学史の角度から考察を行った研究は少ない。文革文学研究の中でも空白の領域であることを述べた。

第一章では『沙家浜』の最初の文芸形式の革命歌曲がドキュメンタリー文学と回想録に発展したことを紹介した。同時に演劇の実際の時代背景を紹介した。更に、筆者は『沙家浜戯里戯外』の名簿に基づいて、36名の負傷兵の具体的な状況の考察を行い、演劇が根拠とした新四軍と江南の人民がともに勇敢に戦ったという歴史を遡った。

第二章では滬劇『蘆蕩火種』を考察した。滬劇『蘆蕩火種』は上海市人民滬劇団によって集団的に創作され、文牧が執筆した。舞台芸術とプロットを設計する必要があったため、劇団は蘆蕩の中に隠れていた36名の負傷兵が異常に苦しい条件の下で敵と闘争した事実を、茶館の女主人阿慶嫂が18名の負傷兵を掩護するために知恵と勇気で勝負した物語に変え、芸術が現実を超える昇華を実現した。筆者の収集した資料は、滬劇『蘆蕩火種』の研究はほとんど滬劇『蘆蕩火種』の上海地方劇としての芸術性に関するものなどである。滬劇、上海人民滬劇団、滬劇『蘆蕩火種』の誕生過程、芸術的成果、成功した原因及び「四人組」を粉

砕した後滬劇『蘆蕩火種』の再生を系統的、詳細に考察したものはない。本論文はその記述を目指した。

第三章は滬劇『蘆蕩火種』が京劇に改作された過程及び上演の状況を考察した。江青と彭真の改作過程における対立の記述を通じて、文革勃発前夜における文芸の舞台裏に隠された政治的分岐点を探究した。江青と彭真の関係は深い意味で毛沢東と北京市委員会の関係である。この時、江青が初めて頭角をあらわし、毛沢東の支持に頼ったのだが、当時江青が代表していたのは毛沢東であり、毛沢東の最前線におけるスポークスマンであった。多くの研究は滬劇から京劇までの過程を同一の形態として考察しているが、滬劇『蘆蕩火種』は直接、模範劇『沙家浜』に発展したのではなく、まず、京劇『蘆蕩火種』を経て模範劇『沙家浜』に発展したのである。筆者は本論文の中で京劇『蘆蕩火種』と模範劇『沙家浜』を分けて、京劇『蘆蕩火種』に対する考察を行った。さらに、本章の中で筆者は1964年京劇現代劇競演大会の上演状況を考察した。その結果、上演状況に関する従来の研究には一部誤りがあることを発見し、その問題点に対して考察と訂正を行った。更にその誤りの原因も探究した。これは模範劇『沙家浜』研究の基礎的な資料整備へのささやかな貢献であると思う。

第四章は本論文の重点部分であり、主に模範劇『沙家浜』に対して考察と分析を行った。本章で、筆者はまず「模範」と「模範劇」の呼称の出現に着目した。「模範」とはすべての芸術の一つのモデル化に従わせようという荒唐無稽なスローガンであり、モデル化の道筋は芸術的思惟を束縛し、文革後期にすでにその必然的終結を予知していた。次は『沙家浜』を例にとり、毛沢東、江青と模範劇の関係を探求した。模範劇は江青、文革との密接な関係によって、文革が終結した後の模範劇に関する否定的な論争に伏線を敷くこととなった。江青と模範劇の関係については、すでに多くの学者が研究を行っているが、毛沢東と模範劇の関係について話題にされたことはほとんどない。本節では毛沢東が模範劇に対して最後の決定権を持っていたことを証明した。当代文学史において、模範劇が形成される過程はずっと曖昧な状態のままであった。現代劇が模範劇になるには、一つの過程がある。本章で筆者は現代劇がどのように模範劇に発展したか、その過程を考察し分析した。現代劇は模範劇の雛形であり、模範劇は現代劇の基礎の上に加工改作されてできたものであり、模範劇は美化、神化された現代劇であるという関係を明らかにした。これは現代劇の「模範化」の過程とも言える。そして、筆者はまた「三突出」理論の誕生始末に対する帰納と整理を行った。『沙家浜』の中の「三突出」を具体的に考察して、客観的な角度から「三突出」に対する評価を行った。模範劇は我々にたくさんの貴重な芸術を享受させ、人々にとって有益であることに変わりはなく、この角度から言えば、筆者は「三突出」の功績は消えることはないと考え。さらに京劇『沙家浜』と滬劇『蘆蕩火種』に対する比較を行い、模範劇が長い時間を経過してもな

ぜ衰えを見せないか、それ自身が持っている芸術的魅力を探究した。模範劇が永久不変の魅力及び後世が努力して及ぶところのない芸術的高度を備えているかどうかは、歴史の検証を待たなければならない。

第五章は交響楽『沙家浜』の誕生始末とその芸術成果を考察した。交響楽『沙家浜』は「洋為中用」のその時の条件の下で、確かに比較的高いレベルを代表した優秀な音楽作品である。交響楽『沙家浜』はある特定の歴史時期の傑作で、交響楽が民族化するように貢献し、人々を奮い立たせ感激させ、人々に新四軍戦士が敵に反抗して打撃を与え、勇敢に戦ったあの激しい歳月と忘れがたい月日を連想させる。この点から見ると、筆者は交響楽『沙家浜』はその政治性に関わらず、成功したと考える。更に、今後の研究に資料を提供するために、本章では筆者は江青が交響楽『沙家浜』に対して行った修正指示を整理した。

第六章では模範劇フィルム『沙家浜』に対して考察を行った。本章で、筆者はまず『人民日報』を情報源として模範劇フィルムの伝播の概況に対する帰納と整理を行った。更に模範劇フィルム『沙家浜』がテレビ画面複製フィルムからカラーフィルムに発展する過程を考察して、「样板戯電影」と「样板戯影片」の違いを明らかにした。筆者の理解する「模範劇フィルム」は映画の手段を利用して記録した一種の舞台劇であるため、このモデルで制作してできた一連のフィルムを「模範劇フィルム」と呼ぶ。更に、模範劇フィルムは17年映画と1977年から現在までの新时期映画を繋ぐ橋梁であることを明らかになった。

第七章は小説『沙家浜』に対して考察を行った。まず小説『沙家浜』が引き起こした「文学事件」の始末を振りかえった。次に小説『沙家浜』と模範劇『沙家浜』の関係を考察して、小説『沙家浜』と模範劇『沙家浜』の間には必然の関連がなく、相互補完の関係を持っていること、即ち、内容の上で関連がなく、創作形式の上の補完があると考えた。小説が批判にさらされた原因を分析し、その中から模範劇が立脚した社会的基盤を探究した。小説が批判を受ける原因が模範劇の中に隠蔽された人間性の描写を増やしたからであり、またまさに小説が模範劇の不足したところを補完したために、批判を受けたのだと結論付けた。したがって、模範劇の否定及び批判された「無人間性」の描写は、まさに模範劇の「模範」たるべき点である。これも模範劇が依拠する社会的基盤であると考えた。これは本論文のハイライトにあたる部分である。

第八章はテレビドラマ『沙家浜』の状況を紹介し、『沙家浜』がその多くの文芸形式のどの作品から改作されたかを考察したが、テレビドラマ『沙家浜』は模範劇『沙家浜』を原著として改編したことを明らかにした。テレビドラマ『沙家浜』と模範劇『沙家浜』に対して比較分析を行ったが、テレビドラマと京劇は二つの異なる芸術であるから、筆者は簡単にはテレビドラマと模範劇の比較を行う事は出来ないと考えた。また、本章では筆者は『紅色經典』

とは何かを考察した。人々によく知られた、影響力の最も大きい古典的革命史を背景に、歴史と英雄的人物を描いた名作が「紅色経典」だと考えたのである。更に、テレビドラマの絶賛放送とその人気によって、「紅色経典」のテレビドラマの改作ブームの出現は、大きく見れば転換期の中国の多元化が互いに影響を及ぼして発展した結果であると考えた。

以上のように、本論文は『沙家浜』を研究対象として研究考察を行った。『沙家浜』を研究対象とした八つの革命模範劇の中で、『沙家浜』がそのうちの京劇と交響楽の二つを占めており、他の模範劇より重要な価値と地位を持つと考えたからである。更に、『沙家浜』は多くの変遷を経ながら、変ることなく、上演され、読まれていて、強大な生命力を持つことを示している。しかし、『沙家浜』に焦点を絞り、詳しく研究したものがないということは、文革文学研究において大変残念である。そこで、この研究の空白を埋めるために、『沙家浜』を選んで、その文芸上の発展史について考察しようと考えたのである。『沙家浜』研究を通じて、模範劇が成立した社会的基盤を探究し、更に模範劇の当代文学史上の位置づけを考察した。例えば第七章で述べたように、模範劇の中で隠蔽され表現されていない人間性の描写は文革時代の特殊の政治の産物である。ところが逆に小説『沙家浜』は模範劇が表現しなかった「人間性」を補完したために、批判を受けることになった。このことは、模範劇が一つの矛盾した総合体であるためだと説明できる。文革が終わった時、模範劇は人物描写の中に「人間性」もなく、現実生活の基盤もないとして否定と批判を受けた。しかし、この否定及び批判された「無人間性」の描写こそ、実は模範劇の「模範」たるべき点なのである。小説『沙家浜』事件を通してみると、模範劇の魅力がより深く明らかになり、模範劇成立の社会基盤がより明確になるのである。このように、『沙家浜』の研究を通じて、文学の角度から模範劇に対する認識を深めることができた。

多くの人々は文革期が文学の断層だと考えている。筆者は文革文学の重要な一環としての模範劇はその前の17年文学と1977年以降の新時期文学を繋ぐ橋梁であると位置づけた。模範劇は「無産階級文芸の偉大な発端」と称されたが、17年文学と多くの関連を持っている。17年文学は1949—1966年、つまり建国から文革前の17年の文学を指す。17年文学は文芸思想上で『文芸講話』以来の伝統を受け続けた。多くの題材が革命歴史を背景としている。また、作品創作上に公私の二元対立のモデルを形成した。本論文の考察を通じて、模範劇も『文芸講話』の文芸政策に従い、同じ革命歴史を題材とし、「三突出」等の創作原則により、無人間性、家族と個人感情も持たないモデル化された英雄的人物を作った。文革期の文芸指導者たちは、それが模範劇は17年文学の発展であると考えた。しかし、この単一化、モデル化された模範劇は新時期文学（1976年文革以降の文学を指す）に生活の基礎を打ち立て、

新時期文学の発展の力を蓄えたと考えた。以上のように、当代文学史上に模範劇は 17 年文学と新時期文学を連結した橋梁であると考えた。

### 審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文は、中国 1960 年代—1970 年代の文革期に完成した革命模範劇の一つである「沙家浜」について、その形成の歴史（原型—成長—完成—発展）に関する文献的研究である。

(論文の概要)

「沙家浜」は、もともと抗日戦争時期（1937 年—45 年）に江蘇省の寒村に駐留した新四軍（共産党系部隊）の負傷兵たちが、療養しつつ戦闘に従事したという実話を原型としている。現在知られている革命模範劇「沙家浜」は、日本軍と戦う新四軍負傷兵部隊が村に臨時野戦病院をつくり、この地域の大衆や民兵に支えられ、日本軍および日本軍と結びついた傀儡軍と闘い、ついに敵をせん滅したというストーリーのオペラである。この話は、記録文学となり、当事者の回想録にまとめられ、やがて滬劇（上海語の地方劇で歌を主体とする舞踊劇）「蘆蕩火種」に発展し、文革期に革命模範劇「沙家浜」として完成し、全国で上演されるに至り、同時に映画に撮られて普及する。またその歌曲部分が交響曲として独立する。滬劇から革命模範劇への改作過程には、文芸急進派（後の文革派）とその反対派の政治闘争が絡んでおり、「文革期文学」の形成にも大きな影響を与えている。文革後は、文革批判にともない模範劇は一時衰退する。だが、「沙家浜」の舞台となった地区は 80 年代以後改革開放経済の進展に伴って発展した観光業の波にのり、観光地として売り出し、成功している。90 年代に模範劇「沙家浜」のパロディ小説「沙家浜」が発表され、「沙家浜」の名を再認識させた。21 世紀になると革命模範劇がふたたび回顧的に脚光をあび、「沙家浜」も上演されるようになる。このように、「沙家浜」は、さまざまな文芸様式で展開され、今日まで延命してきたが、その変遷自体が中国現代史と密接な関わりをもつ文芸である。この論文は、その歴史を多くの関係文献を駆使して評述したものであり、革命模範劇「沙家浜」という一作品の成立を中心にしたスケールの大きな文学史研究である。

以下、論文の概要をやや詳しく紹介する。

論文は全三部から成る。第一部序論、第二部「沙家浜」の文芸叙述史、第三部結論という構成である。「序章」は、第二部は全八章から成る第 2 章、第 3 章は、第 4 章、第 5 章は、第 6 章は模範劇フィルム「沙家浜」の考察、第 7 章は小説「沙家浜」およびそれをめ

ぐる文学的事件の考察。第8章はテレビドラマ「沙家浜」の考察。第三部は結論である。

#### 一) 各章の要約

序章は、研究目的・研究の意義、先行研究の検討である。模範劇の研究は、他の領域の研究に比べると明らかに不足している。各模範劇作品に関する先行研究はそのほとんどが、音楽か登場人物の紹介、描写及び舞台裏の物語等であり、文学史の角度から考察を行った研究は少ない。この分野が文革文学研究の中でも空白の領域であることを述べている。

第一章は、「沙家浜」の原型である革命歌曲が、キュメンタリー文学、回想録へと発展した過程の記述であるが、同時に演劇の実際の時代背景を紹介している。本章で、筆者は『沙家浜戯里戯外』の名簿に基づいて、36名の負傷兵の具体的な状況の考察を行い、演劇が根拠とした新四軍と江南の人民が共同で戦った歴史を明らかにしている。

第二章は滬劇「蘆蕩火種」の形成とその芸術について述べる。滬劇『蘆蕩火種』は上海市人民滬劇団の集団創作であり、文牧が執筆した。劇への創作に際し、劇団は実話（蘆蕩の中に隠れていた36人の負傷兵が敵と闘争した）を、茶館の女主人阿慶嫂が18人の負傷兵を掩護するために知恵と勇気で勝負した物語に変えた。筆者はこれを「芸術が現実を超える昇華を実現した」と評価する。筆者によれば滬劇『蘆蕩火種』の先行研究は、この作品の上海地方劇としての芸術性に関するものなどであるが、本章では、筆者は蒐集した資料を基に、滬劇、上海人民滬劇団、滬劇『蘆蕩火種』の誕生過程、芸術的成果、成功した原因及び「四人組」粉碎後の滬劇『蘆蕩火種』の再生を系統的に詳しく跡付けている。

第三章は滬劇「蘆蕩火種」の京劇「蘆蕩火種」への改作過程、京劇「蘆蕩火種」論、京劇現代劇競演大会の考察を柱とする。本章では、改作過程で江青（毛沢東夫人、文革推進派）と彭真（当時の北京市長、実権派として文革派と対立）があったとし、この対立の政治的背景を検討して江青が毛沢東の最前線におけるスポークスマンであったとしている。また、本章では滬劇『蘆蕩火種』は直接、模範劇『沙家浜』に発展したのではなく、まず、京劇『蘆蕩火種』を経て模範劇『沙家浜』になったという発展観を提示し、京劇『蘆蕩火種』と模範劇『沙家浜』を分けて、京劇『蘆蕩火種』を考察している。これは先行研究の多くが滬劇から京劇までの過程を同一の形態として考察しているのに対し、より精密な考察を行なったものと言える。本章での大きな功績は、筆者が1964年京劇現代劇競演大会の上演実態を調査し、これに関する従来の研究の誤りを発見し、それについて検討と訂正を行ったことである。これは模範劇『沙家浜』研究の基礎資料整備への貢献であり、高く評価できる。

第四章は本論文の中心であり、1)「模範」と「模範劇という呼称の考察、2)毛沢東と模範劇、江青と「沙家浜」、3)「三突出」、4)現代劇から模範劇への発展、5)京劇

「沙家浜」と滬劇「蘆蕩火種」比較論、6) 模範劇の魅力、等について幅広く論じる。筆者は洪子誠『中国当代文学史』の記述を援用しながらこの語の出現について記述しているが、「模範」はすべての芸術を一つのモデルに従わせようというスローガンであり、モデル化は芸術的思惟を束縛するとして「模範」について否定的見解を述べている。2) 江青と模範劇の関係については、すでに多くの先行研究がある。だがそれを毛沢東にまで及ぼしたものはほとんど見ない。筆者は毛沢東が模範劇に対して最終決定権を持っていたとし、これらのことが文革が終結した後の模範劇に関する否定的な論争の伏線となったと主張している。3) た「三突出」理論は従来まともに考察の対象となったことがない。筆者はこの理論が生れる過程を、『沙家浜』に即して具体的に考察し、「三突出」に対する評価を行っている。模範劇は我々にたくさんの貴重な芸術を享受させ、人々にとって有益であることに変わりはなく、この角度から言えば、「三突出」の功績は消えることはない、というのが筆者の結論である。4) 当代文学史において、模範劇が形成される過程は解明されてこなかったとあっていい。本章で筆者は現代劇がどのように模範劇に発展したか、その過程を考察し分析し、現代劇は模範劇の雛形であり、模範劇は現代劇の基礎の上に加工改作されてできたものであり、両者の関係を「模範劇は美化、神化された現代劇である」と定式化した。これは模範劇に対する簡明な規定と言っている。5) 滬劇「蘆蕩火種」と京劇「沙家浜」の比較については、筆者は京劇が使用言語の文学性において優れたものになっていることを認めつつ、イデオロギー性が強まったことによって、滬劇にあった民間性、地方性、生活の息吹といった要素が失われていることを指摘している。6) 模範劇が長い時間を経過してもなぜ衰えを見せないかについては、その伝奇性、民間性、使用されている言語の芸術性、音楽的（節回しの）魅力などを挙げて説明している。ただ、模範劇が永久不変の魅力及び後世が努力して及ぶところのない芸術的高度を備えているかどうかは、歴史の検証を待たなければならない、とも述べている。これらはいずれも穏当な考察と総括であり、首肯できるものである。

第五章は交響楽『沙家浜』の形成過程とその芸術性の考察である。筆者は、交響楽『沙家浜』は「洋為中用」（西洋のものを中国のために利用する）の成果で、比較的高いレベルを代表した優秀な音楽作品であり、ある特定の歴史時期の傑作で、交響楽の民族化に貢献した、と高い評価を与えている。また本章では、江青が交響楽『沙家浜』に対して行った修正指示を整理し、資料として提供している。

第六章では模範劇フィルム『沙家浜』の考察である。本章で、筆者は『人民日報』を資料として模範劇フィルムの伝播の概況を整理し、更に模範劇フィルム『沙家浜』がテレビ画面複製フィルムからカラーフィルムに発展する過程を考察して、「样板戯電影」と「様

板戯影片」の違いを明らかにした。そして「模範劇フィルム」が映画の手段を利用して記録した一種の舞台劇であるため、このモデルで制作してできた一連のフィルムを「模範劇フィルム」と名付けている。本章での考察を通じて、筆者は模範劇フィルムは 17 年映画と 1977 年から現在までの新時期映画を繋ぐ橋梁であると結論付けている。

第七章は小説『沙家浜』に対する考察である。まず小説『沙家浜』が引き起こした「文学事件」の始末を振りかり、次に小説『沙家浜』と模範劇『沙家浜』の関係を考察して、二つの間には必然的な関連がなく、相互補完の関係であること、即ち、内容の上で関連がなく、創作形式の上で補完関係にあると主張する。本章の価値は、小説が批判にさらされた原因を分析し、小説が批判を受けた原因が模範劇では欠落している人間性の描写を増やしたからである、つまり小説が模範劇の不足したところを補完したために、批判を受けたと結論付けた点にある。筆者によれば、模範劇が否定・批判される理由となっている「人間性の欠如」は、実は模範劇の「模範」性を成り立たせている重要な根拠である。このような指摘は従来なされてこなかったものであり、「模範劇」の定義に一石を投じたものと言えよう。

第八章はテレビドラマ『沙家浜』について紹介し、『沙家浜』名をもつ種々の文芸がどの作品から改作されたかを考察し、テレビドラマ『沙家浜』が模範劇『沙家浜』を原作として改編されたことを明らかにした。また、本章で筆者は『紅色経典』とは何かを考察し、人々によく知られた、影響力の最も大きい古典的革命史を背景に、歴史と英雄的人物を描いた名作が「紅色経典」だと結論付けている。更に、テレビドラマの放送とその人気によって、「紅色経典」のテレビドラマの改作ブームが現われた状況について、大きく見れば転換期の中国の多元化が互いに影響を及ぼして発展した結果であるとしている。これらもおおむね妥当な考察と結論である。

## 二) 結論

本研究の意味の再確認と、模範劇に対する筆者なりの定義、および模範劇の文学史的意義を述べる。文革期文学において模範劇は重要な分野を占める。文革期文学を研究するには模範劇の研究が欠かせない。ところで「八つの革命模範劇」のうち「『沙家浜』が京劇と交響楽の二つを占めており、他の模範劇より重要な価値と地位を持つ」。更に「『沙家浜』は多くの変遷を経ながら、変ることなく、上演され、読まれていて、強大な生命力を持つ」。にも関わらず『沙家浜』に焦点を絞り、詳しく研究したものがない。『沙家浜』の文芸上の発展史を考察するならば文革期文学研究の空白を埋めることができる。これが筆者が本研究に取り組んだ動機である。『沙家浜』研究を通じて、模範劇が成立した社会的基盤を探究し、更に模範劇の当代文学史上の位置づけを考察する、これが本研究におい

て筆者の追求の目的である。

筆者によれば、模範劇は文革時代の特殊な政治の産物である。つまり文革期の高度に政治的な社会構造こそが模範劇を成立させた社会的基盤である。模範劇の登場人物たちは、政治イデオロギーの表出の道具として登場し、人間が本来もっているはずのさまざまな感性的能力や社会性を欠落させている。彼らの人間的側面は隠蔽され表現されていない。これは文革期の社会基盤から生れたのである。一方、文革後に書かれた小説『沙家浜』は、登場人物たちの性的な交渉を描くなど、模範劇が表現しなかった「人間性」を補完的に描いた。そしてこのために激しい批判を受けることになった。このことは、模範劇が一つの矛盾の芸術であることを示している。文革が終わった時、模範劇の人物には「人間性」もなく、現実生活の基盤もないとして否定と批判を受けた。しかし、この否定及び批判された「無人間性」の描写こそ、実は模範劇を成立させている「模範」たるべき点なのである。

次に、模範劇の文学史的な位置について。多くの人々は文革期が「模範劇」しか存在しなかった文学の空白期だと考えている。筆者は文革文学の重要な一環として「模範劇が存在した」と考えている。その模範劇はその前の1949—1966年（建国から文革前の）17年の文学と1977年以降の新時期文学を繋ぐ橋梁である、というのが筆者の考えである。

最後に本論文のうち、注目に値する部分を指摘しておきたい。

- 1) 模範劇「沙家浜」をその原型から記録文学、滬劇、京劇、革命模範劇へと発展していったものとして記述したこと。従来の研究は多く滬劇「蘆蕩火種」が直接模範劇「沙家浜」に発展したとしているが、本論文は滬劇—京劇—革命模範劇というコースで「沙家浜」の形成史を考え、京劇「沙家浜」について詳しい考察をおこなっている。（第3章）
- 2) 1964年京劇現代劇競演大会に関する従来の記述に訂正を加えたこと。64年の競演大会は演劇史における重大な出来事であるが、従来そこで上演された演目や参加した劇団数についてさまざまな数字が挙げられていた。本論文は、当時の新聞資料（劇評と広告など）に基づき、参加劇団数、演目数（演目名）を確定し、また記述の誤りが生じた理由を明らかにした。（第3章）
- 3) 「模範」「模範劇は、文革期文学を考える上で鍵となる語であるが、本論文は洪子誠『中国当代文学史』の記述を援用しながらこの語の出現について記述し、さらに現代劇の「模範化」の過程（主題深化、政治突出、イデオロギー強化、プロレタリア階級英雄像の創出）について考察をおこない、「模範劇は美化、神化された現代劇」だという模範劇観を提示した。（第4章）
- 4) 従来「三突出」は革命模範劇創造の過程で「江青の指導により于会泳が理論化」し

た劇作・演出理論とされてきたが、本論文は、これは古くからあった芸術表現の方法であると主張し、また模範劇の創作・上演にこの方法が用いられるのはその演劇的必然だと主張していること。これは文革期文学の定説を覆すもので、その着想は貴重である。また、本論文では「沙家浜」に即してそれがどう具体化されているか考察を行っており、「三突出」に高い評価を与えているが、その評価への賛否は別として、筆者の通説的理解を覆す姿勢は研究者として肯定したい。（第4章）

5) 人民日報の記事を資料に模範劇フィルム「沙家浜」の伝播状況の調査を行い、文革期の模範劇受容について客観的データを提出し、かつ「洋板戯電影」と「洋板戯影片」の違いを明らかにしたこと。（第6章）

6) 小説「沙家浜」が批判を受けた事件を考察し、小説は登場人物に模範劇では欠落していた「人間性」を補い、生きた人間として造形したが故に批判されたことを明らかにし、その上で、模範劇は登場人物から「人間」を省略し、政治イデオロギーの記号に化すことで成立し、そのようなものとして観客に受容された。登場人物の人間性の欠落は模範劇の最大の欠点だが、その欠落が同時に模範劇の魅力の最大の要因になっている。その整合できない矛盾が模範劇である、と主張している点。この主張は、理論的にはもう少し精密化される必要があるが、模範劇を考える新しい視点であり、貴重な考察と言うべきであろう。（第7章）

7) 従来の研究がほとんど無視するか、まったく否定的に扱っている、江青の人物像についても筆者は理解を示し、公平な評価をうたっている。上述（4）と同じように筆者の姿勢を肯定したい。（結論）

以上、論文の概要と、その中の特に学術的に優れている点をあげた。

#### （論文の評価）

革命模範劇は上演された作品数はわずかなものにすぎないが、江青がその創作と普及に自らの政治的生命をかけて全力を傾注したこともあって、文革期に行われた文芸諸ジャンルの中では圧倒的な影響力をもった。だがわが国では研究自体が多くなく、また、研究も資料的制約もあって、作品論が中心である。本論文はそのような研究状況の中で初めて現われたスケールの大きな研究である。今後文革期文学研究が進展していく上で、重要な基礎を築いたものと言え、将来この分野の研究者に必ず参照される文献となるだろう。

だが、スケールの大きさは逆に細部における詳細な考察をおろそかにすることにつながりかねない。本論文もその例に漏れず、主題に関わる事項が網羅的に書きこまれてはいるが、各章各節に考察と記述のきめ細かさ、彫琢が不足している点があると言わざるを得な

い。具体的には、論文は「沙家浜」成立史としては完成しているけれども、「沙家浜」もその一つである「革命模範劇」に関して「革命模範劇とは何か」という原理的な問いに十分こたえていない（というより、筆者は「革命模範劇」を証明不要の所与の前提としていて、そういう問題意識を十分もっていないように思われる）という点、文学史研究としては不可欠の、文革期文学における、また当代文学史におけるこの作品の位置づけが明確ではない、等の問題である。（例えば、最後の点について、筆者は「沙家浜」を文革期文学と文革後の新時期文学をつなぐ「橋梁」だと述べているが、ここにはそう言い切るだけの十分な根拠も、前提となる議論も示されていない。）これらは筆者の今後の研究上の課題となろう。

本論文は以上のような問題点を含みながら、上述（論文の概要）したような新しい発見、指摘、視点を含んでおり、従来の研究の空白を補い、今後の研究の堅実な基礎を築いたものである。今後の模範劇研究、文革期文学研究の前進に寄与するものと考え。審査委員会は一致して本論文が博士の学位を授与するに十分な価値を有するものと認める。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	岩佐 昌暲
副査	熊本学園大学教授	石 汝 傑
副査	熊本学園大学教授	司馬 公周

氏名(日本籍)	吉原 亀久雄 (熊本県)
学位の種類	博士 (社会福祉学)
学位記番号	博(甲)社会福祉 第8号
学位授与の日付	平成26年3月24日
学位授与の要件	学位規則第19条第1項該当
学位論文題目	「地域包括ケア」時代の維持期リハビリテーション ー日常生活の自立と社会参加の向上支援ー
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授 河野 正輝
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授 宮北 隆志
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授 花田 昌宣
論文審査委員	(副査) 久留米大学法科大学院 阿部 和光

## 内容の要旨

### はじめに

わが国では、2006年の医療制度改革関連法成立の先頭を進む形で、同年4月「リハビリテーション」評価の大改革があった。従来の理学療法・作業療法・言語聴覚療法を廃止し、新たに疾患群別の4つに再編、算定日数に上限を設定したのである。

そして、そのリハビリテーション給付では、発症後の急性期・回復期を医療保険が対応し、それを終了した維持期を介護保険が中心となって対応する制度に区分したのであった。その維持期を担当する介護保険リハビリテーションは、医療保険におけるリハビリテーションと同様に、医師の指示のもと専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）が提供するものであることの施設基準を指定したので、維持期を担うリハビリテーションは医療機関が代行する形となって展開していったのである。つまり、介護保険が対応するには介護保険リハビリテーションの要件（医師の指示のもと医療と同様の専門職による提供）を充足しなければ、介護保険の対応はできない制度化へ流れている。

すでにリハビリ医療機関の団体では「維持期リハビリテーションは在宅、施設を問わず、リハビリテーション医療サービスである」と定義している。もともと介護保険は法律でリハビリテーション重視の考え方を示している（法第4条）のに、医療・介護、両保険の同時改定からすでに7年、その連携は地域においてどう強化されていったのだろうか。

超高齢化へ一段と進むわが国では、増大する75歳以上の人口に対応して「地域包括ケア

システム」の基盤構築に力を入れてきた。中学校区など身近な生活圏で、市町村の積極的なのり出しにも大きな期待を向けているが、医療を終了後速やかに介護保険に移行する両保険の連携はどう再構築していくのか。施設を離れる地域リハビリテーションで「生活機能（特に活動の改善、向上）をはかる基盤づくり」が重要なカギを握ってきた。

本稿は、そうした観点から、維持期リハビリテーションに関する地域的な動向を概観しながら、新しい示唆を得たいと当面の課題を考察し論じたものである。

## 序章 問題の所在

「維持期リハビリテーションは医療サービスか」では、日本リハビリテーション病院・施設協会が同検討委員会で整理したとして「在宅、施設を問わず、最も適した生活を獲得するために行われるリハビリテーション医療サービスである」と定義していることを取り上げて考察した。

また第4節「維持期リハビリの区分と提供（給付）」でも、担当するその位置付け、そして役割と課題を取り上げて「根幹の部分は、その区分が決まって進んでいても、未整備の提供体制などに立ち遅れが目立つ現状では、二つの保険にまたがる連携強化が困難なことも分かってくる。まずは維持期の基盤整備が急がれている」ことを取り上げた。そして「新たな地域づくりを目指すもの」では、両保険のリハビリサービス量の格差是正を指摘して考察した。

地域包括ケアシステムによる生活支援（第7節）では、医療の構造そのものを変えていこうとする厚生労働省の「4つの政策の一体的な推進」（07年4月講演）を取り上げて、その中の「在宅医療など高齢者の推進」に関心を引かれたことを論評した。「在宅医療と地域ケア」の推進である。さらに「地域包括支援センターの公正・中立」を論じ、その動向を例示した。

## 第1章 リハビリテーションの概観

第1節「リハビリの語句の広め過ぎ」から入って、米国において体系づけられた医学の専門分野といわれる「リハビリテーション」を考察した。わが国では1963年創設の日本リハビリテーション医学会（1988年、社団法人）がまとめた『リハビリテーション医学白書』によって考察することが出来た。リハビリテーション医学の源流は、19世紀末に米国やヨーロッパで盛んになった電気治療医学会（Electrotherapeutic Society）に始まる。米国においては、リハビリテーション医学と放射線医学のルーツは一緒であったと考えられている。

わが国におけるメディカル・リハビリテーションの先達として著名な天児民和教授（九

州帝大、新潟医大)の論文『わが国におけるリハビリテーションの濫觴』(1984年)を貴重な史料とするリハ医療の時代の流れを整理した。全国の肢体不自由児療育施設の整備に取り組むが、新潟医大時代に助教授だった玉井達二教授は、1954年に熊本大学で整形外科学を開講することになる。「整形外科学が構築した地域展開」は、やがてリハビリテーション医療の先進県となっていく熊本県における玉井リハビリテーション医療の発展史を伝えることになる。

## 第2章 リハビリテーションの公平性と効率化

第1節「ICF活用が障害を共通理解へ」は、1996年に標榜診療科名に「リハビリテーション科」が承認されるに至り、リハビリテーション医学に拍車がかかっていくことに進んだが、リハビリテーション医療の多くは、医療保険よりも社会福祉に位置付けられて普及してきている。疾病(病理)を対象とする医学モデルに立脚する医療と、障害の社会モデルを取り込んだ国際生活機能分類(ICF=(International Classification of Functioning, Disability and Health))における障害を対象とするリハとでは、法制度の位置付けがかなり異なっており、リハ医療の多くは(費用負担からみると)医療保険よりも社会福祉や介護保険に位置付けられて普及してきている。

そうしたなかで04年8月から厚生労働省がICFの普及及び多方面で活用されることを目的として、ICFの日本語訳である「国際生活機能分類(国際障害分類改訂版)」を作成し、「厚労省ホームページ」上で04年8月から公表したのであった。

結局、「障害者」以前に「障害」を定義しようという国際的動向が生じ全国的に軌道にのっていく時代的推移は、障害者問題の飛躍につながるものとする評価とともに、リハビリテーションサービスの社会的ニーズも刷新し、提供体制の公平性と効率化を確保していくことが期待されてきたのであった。

## 第3章 「高齢者リハビリのあるべき方向」まとめる

ここでは、改定「リハビリテーション評価体系」の評価を中心に、その効率性を検証しながら、これからの医療保障の課題の明確化を試みた。06年改定(リハビリテーション評価体系)は、「高齢者リハビリのあるべき方向」を国が設置した専門家たちの研究会の提案を取り上げて改定した評価(提供)体系であったため、その白紙撤回を要請する厚生労働大臣あて請願(全国43万人)となって注目を浴びた。

その撤回請願が06年12月25日付、厚生労働省(老健局・保健局)の「医療保険及び介護保険におけるリハビリテーションの見直し及び連携の強化について」と題する通達となって全国の関係機関に発信されたのであった。結局、わが国が推進する医療制度改革法(06

年6月21日公布)が段階的に動き出し、その先発を診療報酬改定に見ることができた。確かに給付体系に効率性は見ることもできた。それにしても、専門家たちの議論をホームページで公開したのは、取り組みの所産としてその努力は評価されるべきである。

そして、リハビリテーションの現状を断面的に示したのは、「進歩を担うリハ専門医の不足」を公開するに至ったことである。リハ専門職たちの養成だけは専門学校、短大、大学と激増していくが、専門医(日本リハビリテーション医学会認定)は、02年11月の時点で813人という状況というのは異状であることに気付くりハビリ医療発展史となっている。

#### 第4章 地域に根付くりハビリ専門職の確保

第3節「リハ医学の卒前教育と卒後教育の課題」を考察していると、わが国におけるリハ医学の卒前教育の現状については「他の臨床領域に比して著しく遅れた」という批判がある。日本リハビリテーション医学会がまとめた「平成18年医学生セミナー(リハビリテーション)感想文」を読む限り、卒前の医学生たちはリハビリテーション現場を知らない。16大学による文集で、ひととき印象的だったのでその1編を、医学生の一環を知るうえで収録させてもらった。

#### 第5章 専門職としての社会就労

維持期リハビリテーションの利用者は増える一方で、終了して地域生活に移行していく在宅療養者は、増えるにふさわしい社会資源の構築、その基盤整備が待たれている。第5節は保健・医療・福祉の複合体の進出を視点にし、さらに第6節では「地域包括支援事業」の委託問題を取り上げた。第8節「専門職たちによる“社会就労”」の現場は、小規模事業だが新しい時代の活動展開が見える。新しい姿の福祉の芯になりたいと言っている彼らの活動に、市町村は注目して欲しいので、その現場を訪ねてレポートした。

#### 終章 自立生活支援としての地域リハビリテーション

##### —「障害者権利条約」の視点から—

この章では、リハビリ専門医が増えないで、専門職だけが激増していく奇妙な情勢を洗い出しながら、どうしたら安定した地域生活につなげる人材が確保され、自立生活支援の地域リハビリにつながる展開に進展するのか整理した。

リハビリテーションの給付体系を3区分して急性期、回復期を保険医療機関が担当。それを終了した維持期は、介護保険リハビリテーションが対応する制度に改正して7年。介護リハも「医師の指示の下」で、専門職の独自の領域は無い。維持期を介護保険で対応すると06年に通達しながら、「介護保険リハビリテーション」の施設基準は医療保険にお

ける提供と同じでは、結局、医療機関に代行させていく制度化だったことが分かってくる。

在宅訪問で担当しても、医師の指示待ちだけでは療養者を日常生活の自立へ向ける動作を働きかけて、障害を最小限にとどめる能力をつけていく効果的な訓練には進まない。やはり、研究して提供していく効率性は関連法改正、その後れを見極めることが先であろう。

06年改定のリハビリテーション評価体系の刷新で、その糸口を提言した政府設置の研究会による「五つの課題」を並べてみた。以来7年を経るなかで、これをどこが検証しているのだろうか、関心を引かれたからである。障害者権利条約の締結、その効力がやっと生じてきた。

地域における新しい活力が展開して維持期リハビリに反映してくることを期待したい。

### 審査結果の要旨

#### (論文の主題)

介護保険法は長期入所施設における介護漬けではなく、可能な限り居宅における自立した生活を支援すること、つまり、リハビリテーション重視の理念を定めている。しかし、そのリハビリテーションは急性期、回復期に続く維持期リハビリテーションにおいても、施設(医療機関)における提供に集中しており、必ずしも地域における日常生活の自立と社会参加を支援するリハビリテーションとなり得ていない。本研究は、こうした実態に低迷している維持期リハビリテーションを研究対象として、リハビリテーション概念の沿革に遡り、医療リハビリテーションと介護リハビリテーションの様々な格差、地域における介護リハビリテーションの提供体制の不備、リハビリテーション専門医の不足、理学療法士等専門職の過剰という、相互に関連し合う問題状況を丹念にたどりつつ、その中から、維持期リハビリテーションの発展の方向性を見極めることを主題とする。

#### (論文の概要)

序章「問題の所在」では、維持期リハは医療サービスの一環と捉えるべきか否か等の概念を明確にする必要性、維持期リハのサービス提供機関やリハビリテーション専門職等の提供体制を洗い出す必要性、疾患別の新たな評価体系とリハビリテーションサービスの給付水準の再検討、地域に根付いたリハビリテーションサービスの必要性、地域包括ケアシステムにおける自立生活支援としての高齢者リハビリテーションの構築等、広く相互に関連しあう問題状況が探られる。

これを受けて、第1章「リハビリテーションの概観」では、①わが国におけるリハビリテーション概念の導入、②整形外科の形成と整形外科による療育施設の地域展開、③理学

療法士（PT）、作業療法士（OT）等の専門職の養成の推移等が概観された後に、④大学医学部におけるリハビリテーション医学講座の設置の遅れ、⑤リハビリテーション専門医の養成不足が指摘される。そして、リハビリテーションの概念について、「リハビリテーションは連続性が確保される必要がある。医療保険と介護保険の制度に分かれることによって、それぞれ提供されるリハビリテーションに制度上の差異があるかのごとく考えられやすいが、リハビリテーションの目的や目標に差異があってはならない」（厚労省・高齢者介護研究会報告書、2004年1月）との指摘が引用され、概念整理の必要性が示唆される。

第2章「リハビリテーションの公平性と効率化」では、まず厚労省・高齢者リハビリテーション研究会中間報告「高齢者リハビリテーションの現状と課題」（2004年1月）で示された「長期間にわたって効果が明らかでないリハビリテーション医療が行われている場合がある」等の指摘を受けて、2006年、4つの疾患別評価体系への改訂と疾患別算定日数の上限設定が導入されることとなった経緯と、この上限設定（打ち切り）に対する全国保険医団体連合会による実態調査（2006年10月）の結果が検討される。そして、リハビリテーション現場の対応に公平性に照らし問題が生じたこと、「疾患と障害の総合的把握に基づいてリハビリテーションの基本方針を立て協働するチーム職員を具体的に指導するリハビリテーション医...のアプローチが...リハビリテーション現場の不安、混乱を惹起した」ことが明らかにされる。リハビリテーション医の量的・質的不足とPT、OT等の医療機関への集中・偏在がリハビリテーションの公平性と効率性の問題を招いてきたとされる。

第3章「『高齢者リハビリのあるべき方向』まとめる」では、改めて4つの疾患別評価体系（①脳血管疾患等リハビリテーション[算定日数上限180日]、②運動器リハビリテーション[150日]、③呼吸器リハビリテーション[90日]、④心大血管疾患リハビリテーション[150日]）に反対する全国の署名者43万人による行政請願の内容と、この新評価体系を導いた「高齢者リハビリテーション研究会」の議事録が検討され、上限日数の除外規定（「治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合」）に該当するか否かを判断できるリハビリテーション専門医が少数（日本リハビリテーション医学会の認定による専門医数、全国で813人、2002年11月現在）という状況が混乱の背景にあったとされる。

第4章「地域に根付くリハビリ専門職の確保」では、新評価体系の実施後1年を経た2007年に、中央社会保険医療協議会（診療報酬改定結果検証部会）で行われた「リハビリ実施保険医療機関における患者状況調査」により、以後は、医療保険と介護保険におけるリハビリテーションの連携の強化、とりわけ維持期のリハビリテーションの今後のあり方が新たな焦点となったとされる。

しかし、それ「にもかかわらず、維持期リハに対する行政の取り組みは具体的に動いてこ

ない。居宅において療養を行っている寝たきり老人等に対し、診療に基づく計画的な医学管理を継続して行いつつ、PT 又は OT 等が訪問して基本的動作能力・応用的動作能力・社会適応能力の回復を図るための訓練を行う…訪問リハビリテーション」に関連して、「病院等以外の居宅訪問で理学療法士たちの唯一の訪問リハコースとなっている『訪問看護ステーションにおける』職種別調査（平成 11 年厚生省統計情報部）では…理学療法士・総数 1,380 名（常勤 152、非常勤 1,228）、作業療法士・総数 518 名（常勤 73、非常勤 445）となっていたが、増加方向には進んでいない」（74 頁）実態が明らかにされる。

第 5 章「専門職としての社会就労」では、まず、急性期・回復期（発症から通常 6 ヶ月）の医療保険給付の治療を終了して、維持期リハビリテーションを利用する高齢者は増える一方であり、したがって地域生活への移行に必要とされる社会資源の整備が待たれていること、しかし、保健・医療・福祉サービスを一体的に（自己完結的に患者・利用者を囲い込んで）提供する医療法人等（保健・医療・福祉複合体）の進出は、必ずしもその期待に答え得ていないこと、またこの複合体医療法人に市町村が地域包括支援センターを委託してきたことも、地域生活への移行に必要な総合相談支援・権利擁護事業・介護予防マネジメント等の面で、公正な役割を果たすことに繋がったか疑問であること、地域包括支援センターの運営には規定の 3 職種（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）のみで、リハビリテーションの関連職種（PT、OT 等）は配置されていないこと等が検討される。

このような複合体に対して、介護サービス・介護予防サービスを担う小規模事業所の中には、新たな試みとしてリハビリテーション専門職が集まって、利用者の「個別リハビリテーション」中心の介護サービス・介護予防サービスを提供する活動（リハビリテーション専門職たちによる「社会就労」）が登場していることに、障害者の権利条約に沿った地域生活支援の展望が看取される。

終章「自立生活支援としての地域リハビリテーション—『障害者権利条約』の視点から—」では、「専門職だけが増え続けていく奇妙な情勢を取り上げながら、どうしたら安定した地域生活につなげる人材が確保され、自立生活支援の地域的リハビリテーションが展開できるのか」が整理される。

2012 年に策定された「健康日本 21(第 2 次)」で、第 6 項目に「高齢者の社会参加の促進（就業または何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加）」が取り上げられたものの、実態を見れば、依然として「維持期リハビリテーション実施は保険医療機関についても介護保険の指定事業所とみなされている（指定申請は不要）ため、医療リハ終了によって、その医療機関が次の介護保険リハビリを担当する仕組みとなっている」（108 頁）。つまり、保険制度による主たる費用負担は、医療保険から介護保険へ移行するものの、サービスの提供体

制・チームそれ自体は、引き続き同じ医療機関で、相変わらず医師の指示の下に、PT、OT等が施設内リハビリテーションを行うという実態に変わりがないこと、他方で、介護の必要性が低い要支援 1、2 と認定された高齢者のサービスを保険給付から市町村事業へ移行させる改革案も浮上して、介護予防通所リハビリテーション（事業者数、全国 6411、2013 年）の将来に懸念が指摘される。

こうした諸条件下で、供給過多と言われるリハビリテーション専門職の人材を活かし、障害者の権利条約に沿った本来の地域リハビリテーションを実現していくには、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の分野でも、医師の指示待ちという制限を見直し、自律能力を備えた専門職の活動の場を地域に広げていくことが肝要であり、その流れを作るのは行政である、とされる。

#### （論文の評価）

論文の概要に表れているとおり、本論文には同じような記述の繰り返しが少なくない。また、文献・資料の引用要領が必ずしも統一されていないなど、表現技術上、改善を要する点も残されている。それらは予備論文指導の過程でかなり訂正されたが、まだ完全には解消されていない。

そうした改善を要する点を内包しながらも、本論文は、形成途上にある維持期リハビリテーションの様々な問題側面の全体像を確かに捉えていると評価することができる。そして、広く相互に関連している問題状況は、概念自体の曖昧さ、サービス方法の未確立、サービス提供機関の未分化、専門職人材の養成配置上のインバランス、介護保険財源の制約等々にあることも的確に見出されている。これら一つ一つの考察と掘り下げには、なお今後の研鑽に期待したいところが無いわけではないが、社会保障としての維持期リハビリテーションに関する先行研究が皆無に等しいという条件のなかで、本論文は、維持期リハビリテーションが施設（医療機関）における提供に依然として集中しており、自立した地域生活を支援するものとなり得ていない実態を抉り出し、かつ、医師の指示から一定程度に自律した、リハビリテーション専門職による、地域生活支援をめざした「個別リハビリテーション」の登場に将来の展望があることを明らかにしている。

社会保障としての維持期リハビリテーションという新たな学際的研究テーマを開拓する試みとして新規性、発展性が認められ、博士(社会福祉学)の学位に相当するものと評価される。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 河野 正輝

副査 熊本学園大学教授 宮北 隆志

副査 熊本学園大学教授 花田 昌宣

副査 久留米大学法科大学院教授 阿部 和光

氏名(日本籍)	頼尊 恒信 (大阪府)	
学位の種類	博士 (社会福祉学)	
学位記番号	博 (甲) 社会福祉 第9号	
学位授与の日付	平成26年3月24日	
学位授与の要件	学位規則第19条第1項該当	
学位論文題目	障害と自立をとらえる新たな視座の構築 －真宗学と障害学の観点から－	
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授	堀 正嗣
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	花田 昌宣
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	山中 進
論文審査委員	(副査) 大谷大学名誉教授	安富 信哉

### 内容の要旨

まず、第1章では、障害施策の変遷と障害観・自立観の変遷を明らかにした。その中でも戦後の混乱期の緊急対策的政策から現代までの政策を見ていき、措置制度から契約制度へと政策的に展開していった。しかし、そのような理念的枠組みに対し、不変であった障害観と自立観もある。それは、障害者に対して能力や適性に応じた自立をベースとして考えている点や、障害を個々人の能力の問題として、社会参加を努力義務としている点などが見受けられる点である。つまり、身体障害者福祉法が、「更生と保護」の思想をベースとして考えられてきたように、「障害問題」を個人の問題として捉え、そこから社会復帰できる者に対しては更生を促進し、更生が見込まれない者に対しては発生を予防し、隔離や排除を行うという構図には変化が見られなかったといえる。

第2章では、真宗における障害者社会福祉の考え方の位置と、真宗大谷派という宗門がこれまで行ってきた社会事業の概要を述べた。第1節では、仏教福祉と仏教社会福祉との関係を5つに分類した上で、目指すべき方向性としての仏教社会福祉ということを明確にした。その仏教社会福祉とは、社会福祉という学域から仏教社会福祉を見直すと同時に、仏教の思想から現在の社会福祉のあり方を見直すという、2つの視座が統合された立脚地を持つものなのである。そして、仏教社会福祉の中の真宗社会福祉とは何かということを明らかにした。その上で、親鸞の「われら」という視座には、「個人の問題から社会問題へ」という視座の転

換を顯かにうかがい知ることができるとした。次に、大谷派における仏教社会福祉史を明らかにした。そのなかで、中には点字雑誌『仏眼』（点字雑誌の原点）や「無料宿泊所」（ハローワーク機構の原点）など日本における社会福祉事業の先駆となった事業も存在した。また現在に比べ、当時の大谷派がいかに「仏教福祉」を中心とした社会福祉事業に力を入れていたかがわかった。それらの諸活動は、社会福祉事業の活動根拠としての教学的源泉というよりも、戦後の同朋共生運動という名に見られるように、あらゆる人々と共に生きようとした真宗者の実践的あゆみが見て取れた。そして、今後の社会福祉事業のあり方を考えると、宗教者から社会的弱者へという宗門主導の構図をもつ福祉活動ではなく、当事者運動をベースとして考えた。次に、親鸞の本願文、および成就文の読み取りについて考察し、「あらゆる衆生」に対して開かれた本願文および成就文にこそ、真宗における「障害者福祉」の原点的視座があると考えた。そして、「障害者」という存在そのものが、弥陀の本願成就の一事によって、その障害をもった「身」のままで、あらゆるその他の条件を問わず認められ、「本願に呼びかけられている」存在となるという視座なのである。つまり、それは具体的に健常なる状態にとらわれ、常に障害の克服や社会更生といった事柄に対し、「今以上に良くならなければいけない」と社会より強迫されている障害者の心理状態を解放することになるのであるとした。

第3章では、日本には本来的に真宗の思想に基づいた障害者運動があったということをも「青い芝の会」の思想を究明することで明らかにした。第1節では、「青い芝の会」の運動が始まる前の状況を概観し、次に、どのように「青い芝の会」の運動が起こり、そしてマハラバ村が生成されたのかという歴史的経緯を明確にした。第2節においては、大仏空の『歎異抄』観について論究した。そして、マハラバ村という「名」そのものに念仏村という意味合いがあることを明らかにした。第3節では、マハラバ村崩壊の内実に迫り、大仏とマハラバ村の住民の子弟間において思想の根底をなす「浄土観」の差異が大きく見られた。そして、マハラバ村の思想が「青い芝の会」の「テーゼ」として展開される思想にどのように影響を与えたのかを考察した。そして、青い芝の会を中心とする障害者運動の思想は、「われら」として「ともに生きる」という向下的平等観に基づく共生観であったとした。

第4章では、国連障害者権利条約制定までの国際的な障害観の変遷を考えた。第1節では、障害者権利条約制定までの歴史を概括し、国連は一貫して権利の確立・擁護に向けて取り組んできたことを明確にした。次に、国際障害分類（ICIDH）の考え方を明確にした上で、国際生活機能分類（ICF）の障害観への変遷を考えた。そして、イギリス社会モデルの考え方を障害学の障害観と国連障害者権利条約の考え方を明確にした。その中で、「障害と自立をとらえる新たな視座の構築」には、障害者権利条約と障害者基本法の障害観や自立観の根本と

なった社会モデルの概念に立ち返って考える必要があるとした。中でも、アメリカ社会モデルは、「健康至上主義社会そのものを変革」という視座に立って問題解決しようとしているのに対し、イギリス社会モデルは「障害の政治」として問題解決しようとしているので、社会構造や障害者施策を考える上では、イギリス社会モデルが「社会問題としての障害問題」をより根源的問題として考えた。次に、真宗の教学と社会事業史は、障害学で述べられてくる社会モデルという考え方が抜け落ちているということを指摘した。その上で、「真宗における社会モデルの受容」を考察した。そこで、今までの真宗障害者福祉で語られるところの「障害観」を近年の社会モデルの障害観をもって考えるならば、旧来の「真宗」が障害者に与えた「救済観」は、正しく「信仰」という名の下で、障害者を「無力状態（パワーレス）」に陥らせるようなものであったと考察せざるを得ないと結論づけた。

第5章では、障害と自立をとらえる新たな視座の構築について論究した。まず、親鸞の宗教改革性について論究した。そこでは親鸞の宗教改革性は、「さとり」から「救済」へという存在論的転換あると考えた。次に、親鸞における救済の構造を考えた。そのなかで、親鸞の救済観は、「地獄に生きることを後悔せず」という生き方そのものであったと言える。その「地獄に生きる」という言葉に代表されるような生き方は、「向下的救済観」といえるとした。次に、親鸞の「すでに」という言葉をキーワードとして、向下的共生社会について考えた。その向下的共生社会は、新たに作っていく社会ではなく、「すでにある」社会を再認識していくという意味において、他力的社会観であり、「よこさまに超えていく」という横超的社会観であると言えると考えた。また、「すでに生きてこられた障害者の先輩方」は、そのような思慮分別を超えた「如」の世界観を具現化する存在としての意味を持つ。つまり、向下的思想は、「一如」という本来的な共生思想を自覚する思想であると考えた。

次に、「新たな障害者福祉の視座としての向下的社会モデルの射程範囲」を考えた。そこで、「障害と自立を捉える新たな視座」としての向下的社会モデルをあきらかにした。それは、社会モデルという西洋の障害のとらえ方と、向下的共生観という親鸞思想に淵源を持つ東洋の世界観との融合であるといえる。それは、東洋思想をベースに西洋の障害・共生を巡る思想を融合し、運動や実践の新たな思想的基盤を構築することを意味する。そのような意味において、アメリカにもイギリスにも、向上・向下という枠組みを峻別する考え方がなかったという意味で新たな視座と言える。

第6章では、向下的社会モデルと障害者の自立生活との関係性を考えた。そこでは、「ありのままの姿で生きる」という姿を通して、向下的社会モデルに生きていこうとするものである。それは、歴史に照らし出され、絶対的平等観に出会うことによって、限らない向下的共生観という地平を得ていく自立観なのである。このような救済観観に基づいた自然の共生観

自体に向下的社会モデルの「自立観」を見るのであるとした。次に「いのちの本質的平等性」を伝える CIL の運動について考えた。そこでは、「青い芝の会」の運動をはじめとする障害当事者運動の障害観を追っていくと「障害の受容から、いのちの本質的平等性の領きへ」という展開をうかがい知ることができる。このような、「いのちの本質的平等性の領き」に立つことこそが、健「全」者幻想という呪縛から解放され、不条理な生を真に肯定していくことにつながると結論づけた。

最後に第7章では、日本の障害者運動の具体相として考えてきた向下的社会モデルという共生運動の具体相を自立生活運動としてどのように実践化していくかを考えた。第2節では、向下的共生運動の実践を「NPO 法人 CIL だんない」という一つの CIL の実践事例を取り出して考察を深めた。そして、本章においては、向下的共生運動について、その問題点と可能性を考えてきた。つまり、この向下的共生運動は、現代社会が持つ諸問題に対して、現状を打開する新たな視座であるということが明確となった。しかしながら、同時に、地域に根ざした共生運動に主眼を置くことによって、障害者運動そのものがもつ、革新性や自立性が失われかねないという問題性も見えてきた。そのような中で、障害者の「自立」と「共生」という二つの課題がどのように共存し、自立的社会運動においていかに統合できるのかという具体的な実践方法論を考えた。そして向下的共生と社会モデルは、車の両輪の関係である。その両輪は、社会を変革していこうとする障害当事者の自己決定によって、一貫性を持ってくるのである。そこにこそ、「自立」と「共生」を一貫したものとして捉えることができるのであると結論づけた。

## 審査結果の要旨

### (論文の主題)

本論文は、真宗学と障害学の観点から従来の障害観・自立観をとらえ直し、障害と自立をとらえる新たな視座である「向下的社会モデル」の構築を試みるものである。「向下的社会モデル」とは、障害 (disability) を社会的抑圧をとらえるイギリス障害学のパラダイムを、真宗学における絶対的平等観により深化させたものである。そして、その視座から、障害者自立生活運動の新たな展開の可能性について事例検討を通して構想している。

### (論文の概要)

本論文は、序章と終章を含めて9つの章から構成されている。序章では、先行研究の検討を通して研究課題を抽出するとともに、本論文の学問的位置を明らかにしている。それを受けて、第1章では障害者福祉施策の、第2章では真宗学での障害観・自立観の展開と課題を

整理している。第3章では、真宗思想の影響の下に展開された「青い芝の会」の自立生活運動の検討を通して、真宗思想と自立生活運動の統合可能性を探っている。第4章では、イギリス障害学を中心に、「障害の社会モデル」における障害観・自立観の革新の意味を明らかにしている。ここまでが、障害者福祉施策・真宗学・障害学という3つの領域において展開された障害観・自立観の総括と批判的考察である。その土台の上で、第5章では「障害の社会モデル」と真宗思想を統合する「向下的社会モデル」の構築を試みている。第6章は、構築した「向下的社会モデル」を障害者自立生活運動の核心とも言える「ピアの思想」と関係づけることによって、自立生活運動の実践理論としての展開しようと試みている。7章では、この実践理論に立つ運動の具体相を、事例検討を通して明らかにしようとしている。終章においては、本論文の総括と今後の課題の提起を行っている。

上記をやや詳細に論述すれば以下のような。第1章では、障害者福祉施策における障害観・自立観の変遷とその課題を明らかにしている。そして、「障害者問題」を個人の問題として捉え、そこから社会復帰できる者に対しては更生を促進し、更生が見込まれない者に対しては発生を予防し、隔離や排除を行うという構図には変化が見られなかった、と総括している。

第2章では、真宗における障害者社会福祉の考え方の位置と、真宗大谷派がこれまで行ってきた社会事業の概要について考察している。まず目指すべき方向性としての仏教社会福祉の概念を明確にし、その上で、親鸞の「われら」の視座には「個人の問題から社会問題へ」という視座の転換を顕かにうかがい知ることができるとしている。さらに、「あらゆる衆生」に対して開かれた親鸞の本願文および成就文にこそ、真宗における「障害者福祉」の原点的視座があると考察している。

第3章では、日本には本来的に真宗の思想に基づいた障害者自立生活運動があったということを「青い芝の会」の思想を究明することで明らかにしている。青い芝の会生成の基盤となったマハラバ村という「名」そのものに念仏村という意味合いがあることを示し、マハラバ村の思想が「青い芝の会」の「テーゼ」として展開される思想にどのように影響を与えたのかを考察している。

第4章では、国連障害者権利条約制定までの国際的な障害観の変遷を、障害学における「障害の社会モデル」と関連づけて考察している。まず、障害者権利条約制定までの歴史を概括し、国連は一貫して権利の確立・擁護に向けて取り組んできたことを明確にしている。そして、イギリス障害学と国連障害者権利条約・アメリカ障害学における障害観・自立観の共通性と差異を整理している。

第5章では、親鸞の宗教改革性は「さとり」から「救済」へという存在論的転換にあると

し、その救済観の核心は「地獄に生きる」という言葉に代表される「向下的救済観」であると分析している。さらに、親鸞の「すでに」という言葉をキーワードとして、他力的社会観・横超的社会観としての向下的共生社会の概念を提示している。また、向下的思想は、「一如」という本来的な共生思想を自覚する思想であると考察している。このような考察を通して、「向下的社会モデル」という視座の構築を試みている。

第6章では、向下的社会モデルと障害者の自立生活との関係性を考察している。「青い芝の会」の運動をはじめとする日本に障害当事者運動の障害観を追っていくと「障害の受容から、いのちの本質的平等性の領きへ」という展開をうかがい知ることができ、この点は向下的社会モデルにおける絶対的平等観と共通の地平に立っていることを考察している。

最後に第7章では、向下的社会モデルを自立生活運動としてどのように実践化していくかを、事例検討を通して考察している。孤立や疎外などの現代社会が持つ諸問題に対して、現状を打開する新たな運動を創出することに向下的社会モデルは貢献できる可能性のあることを示唆している。しかしながら、同時に、地域に根ざした共生運動に主眼を置くことによって、障害者運動そのものがもつ、革新性や自立性が失われかねないという問題性をも抽出している。

#### (論文の評価)

本論文は、障害学と真宗（障害者福祉）学をハイブリッドしようとする理論研究である。

80年代以降日本の障害者運動に大きな影響を与えてきた欧米の自立生活運動と70年代初頭に展開された青い芝の会の運動は思想的基盤が異なる。欧米の自立生活運動の思想的背景は障害学にあり、一方生成期の青い芝の会の思想的背景は真宗思想にあるからである。しかしながら、80年代以降各地に広がっていく日本の障害当事者運動はこの両思想の影響を受けて展開しており、そこで援用されている欧米の自立生活運動の理念や方法の底流に、象徴的には真宗思想に表象されるような日本的平等観や共生観が存在しているという独自の様態を呈している。にもかかわらず、日本の自立生活運動に根ざした障害観・自立観の研究において、この両思想の関係性及び統合可能性についての検討は、これまで行われてこなかった。そのような障害学の研究状況の中で、障害学と真宗学の観点から「障害と自立をとらえる新たな視座」を構築しようとする本論文は、この問題に正面からアプローチし、「向下的社会モデル」という視座を提起することによって両思想の統合可能性を示している。この点が第1の意義である。

文類や和讃において、親鸞は、「われら」という語によって、自らの低下性を告白し、そこから農民や漁師、商人など、当時の階級社会から疎外された人々に共感するとともに、そ

の「われら」を救う本願に帰依し、僧伽、すなわち信仰の共同体を創出する。この親鸞の「われら」の思想は、人間をあるがままに見る実相観（＝「如」の世界観）を顕示すると共に、同朋思想、さらには本来的な共生思想への視野を開く。本論文は、この「われら」の思想を、私たちが到達すべき「地平」と捉え、そこに「向下的救済観」を見定める。ここにおいて、向上的克服論から解放され、自立へのスキルの獲得の有無を問わない向下的共生運動が展開されるという。「障害と自立をとらえる新たな視座」として提出されたこの向下的救済観は、パラダイム・シフトを示唆する。ここに親鸞教学の新しい角度からの確認があるとともに、向上型モデルを準拠枠とする伝統的な障害観・自立観の転換を迫る創造的な論点が提出されたものと評価できる。この点が第2の意義である。

次に、「青い芝の会」の運動に関する諸研究及び関係文書を整理・分析し、真宗思想の深い影響の下にこの運動が展開されたこと及びその真宗理解に内在する問題を明らかにしている。これは、先行研究で未だに明確にされてこなかった論点であり、独自の研究成果であると言える。本論文は、「青い芝の会」の運動の形成過程を精緻に、跡づけ、またその思想の背景にある「歎異抄」について教学的な検討を行っている。論者によれば、それは、いわゆる「二種深信」、すなわち「法」（阿弥陀仏の本願）と「機」（本願の対象である自己）の深い信知に集約されるという。これは、真宗学および障害学を専攻した論者でなければできなかった研究である。この点が第3の意義である。

さらに、「真宗における障害者福祉」に関して先行研究の詳細な考察を行い、障害学や社会福祉学における権利認識と社会科学的障害研究の観点から見たとき、旧来の「真宗」の障害者観は個人モデルを脱却し得ておらず、それゆえ「障害者を『無力状態（パワーレス）』に陥らせるものであった」と分析している。真宗学においても、社会科学として論じられる必要があるという指摘はおこなわれているが、これに関連した研究はきわめて少ない。序章で先行研究の成果と課題をとりあげ、その概要を俯瞰し、それらを批判的に検討しながら、以下の各章で、多角的な視点から論説を展開し、「障害の社会モデル」を導入することによる仏教社会福祉としての真宗障害者福祉の発展の方向性を示している。この点が第4の意義である。

一方で本論文には、いくつかの課題も残されている。第1に本論文の主題となっている「視座」に関して、明確な概念規定がおこなわれていないことがあげられる。そのため当為、視点、パラダイム、運動理論等、多様な意味が担われており、論旨が不明確になっているという点が課題である。第2に本論文において「福祉」概念の規定が明確ではなく、政策(policy)と状態(well-being)という次元が異なる意味が混在しているということ指摘できる。第3に、キリスト教を背景とした文化を持つ欧米の自立生活運動および障害学を真宗学といかに

して架橋するの点について、媒介となるものが提示されていないという課題がある。第4にイギリス型社会モデルとアメリカ型社会モデルの関係分析と日本の障害学研究における本研究の意義づけに関して議論が尽くされていないという課題がある。

以上のような課題はあるものの、本論文には上述の4点にわたる学問的意義があり、総合的に見て、博士（社会福祉学）の学位を取得する水準に達しているものと評価する。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	堀	正嗣
副査	熊本学園大学教授	花田	昌宣
副査	熊本学園大学教授	山中	進
副査		安富	信哉

氏名(日本籍)	中村 京子 (熊本県)
学位の種類	博士 (社会福祉学)
学位記番号	博 (甲) 社会福祉 第 10 号
学位授与の日付	平成 26 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 19 条第 1 項該当
学位論文題目	わが国の高齢者虐待の定義と援助の在り方に関する研究 ーイギリス法制度からの示唆ー
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授 河野 正輝
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授 豊田 謙二
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授 堀 正嗣
論文審査委員	(副査) 阿部 和光

### 内容の要旨

本論文は、わが国の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、高齢者虐待防止法と記す)に定められている高齢者虐待の防止と援助の在り方について、一方でイギリス法制度からの示唆を得て高齢者虐待の本質や制度を俯瞰的に眺めつつ、他方では施行から7年間の自治体や施設・地域で取り組まれている実践に照らし合わせながら、わが国の高齢者虐待防止法における課題を抽出し、より良い援助の在り方について将来の方向性を論じたものである。

その背景は、急速な勢いで進むわが国の高齢化(平成23年23.3%)と、認知症高齢者の増加(平成23年厚生労働省推計305万人)に伴う高齢者介護の問題である。わが国では2000年に介護保険制度が導入され、社会で高齢者を支える仕組みとサービスが開始され、今日約423万人が利用している。この制度によって、それまでベールに包まれていた在宅や施設での高齢者虐待の実態も徐々に明らかとなり、日本各地で介護疲れによる高齢者虐待や介護殺人、施設職員の劣悪な介護サービスなどが社会問題化し、2005年11月には高齢者虐待防止法が成立し、翌2006年4月1日から施行され、はや7年が経過した。この間、わが国の高齢者虐待防止法は確かに根づいているのか、また、こぼれ落ちる行為類型はあるのかとの疑問の上に立ち、虐待定義にある5つの行為類型の他に検討すべきものがあるかどうか、それを仮に「その他：高齢者の人権を侵害する行為」と名付け、その存在を確認することとその根拠

を明らかにしていく過程を通して高齢者虐待の定義や援助の在り方を論じた。

## 序章 問題の所在—なぜ、高齢者虐待防止法と援助の在り方を検討するのか—

まず序章においては、高齢者虐待防止法で定義づけられた定義と対応について、なぜ今検討を必要とするのか、わが国の高齢者虐待相談・通報・認定件数の経年的動向をもとに、法施行後も増加傾向にある養護者による高齢者虐待と顕在化しない養介護施設従事者等による高齢者虐待及び虐待統計に現われない高齢者虐待の存在から、高齢者虐待防止法の定義に関する問題提起を行った。

すなわち、虐待の本質に焦点をあてるならば、「虐待」は虐待者と被虐待者の二者関係だけでは捉えきれないこと、また悪意の存在よらないものがあること、さらに筆者は虐待行為について5つの類型以外に、行為の程度や虐待者との関係性によらない「その他：高齢者の人権を侵害する行為」（仮称）を設け、援助を必要とする高齢者へ広く支援の手を差し伸べるべきではないかと考えた。

## 第1章 わが国の高齢者虐待防止法

そこで第1章では、わが国の高齢者虐待防止法の下で高齢者虐待がどのように対応されるのか、法に定められている定義等の条文、意義を改めて確認した。この法のねらいとしては、①高齢者虐待は高齢者の尊厳を損なう人権侵害であり、②虐待防止とともに介護者の負担軽減を明記したこと、また、③この法によって高齢者虐待の早期発見・早期対応に関する体制が形づくられた。さらに、わが国の児童虐待防止法、配偶者暴力防止法、障害者虐待防止法条文を比較してみると、児童虐待防止法や障害者虐待防止法では、「何人も...虐待をしてはならない。」とあり、高齢者虐待防止法よりも明確に虐待禁止を規定されている。しかしながら、この虐待4法で人の一生すべての虐待が禁止されたわけではなく、①高齢者ではない成人にも虐待の危険性があること、②高齢者虐待防止法には医療機関は含まれないこと、③障害者で高齢者はどちらの法を優先するのか、④養護者以外の隣人・関係者からの高齢者虐待はどうするのかなど検討すべき課題がまだ数多く残されていることがわかった。

また、わが国の高齢者虐待防止法には一方を虐待者、他方を被虐待者とする構図が見えることから、高齢者虐待の主体、客体、虐待対応から論点整理を行い、客体（被虐待者）を65歳に定義する意義のあいまいさや主体（虐待者）の養護者の範囲、セルフ・ネグレクト、適用外施設（病院等）の身体拘束なども検討の余地があることが明らかになった。

## 第2章 先駆的自治体の高齢者虐待防止・対応システム

この章の前半においては、法施行後7年におけるわが国の高齢者虐待防止・対応制度の成長発達段階について、わが国の先駆的な自治体への視察・インタビュー調査を通して検討考察した。その結果、先駆的な自治体の取り組みから、①相談・対応事例の経年的・組織的な分析を行い、各自治体の課題が明確化されていること ②事例のニーズアセスメントは、アセスメント表に基づいて客観的に判断されていること ③事例へのチームアプローチとモニタリングがしっかり行われていること ④各自治体の特性を生かした高齢者虐待防止ネットワークが構築されていること ⑤高齢者虐待対応に各自治体が財源を工夫していることなどがわかった。

また後半では、仮称「その他：高齢者の人権を侵害する行為」が実際に存在するのか、高齢者虐待防止法の検討課題について具体的事例を収集した。収集方法は、①実際に相談・通報・対応を行っている市町村や地域包括支援センター、高齢者介護施設、訪問看護ステーション、高齢者虐待専門チーム、先駆的自治体へインタビュー調査を実施した。さらに、虐待を受けている高齢者本人へのインタビューは倫理的に困難であることから、②全国の自治体ホームページに紹介されている高齢者虐待事例対応集を参考にした。加えて、③介護高齢者家族にインタビュー調査を実施し、医療・看護・介護において「不快に思った」「心が痛んだ」「虐待」「不適切なケア」と思った場面の思いを語ってもらうことから「その他：高齢者の人権を侵害する行為」について把握した。なお、これらの調査にあたっては、事前に勤務先の倫理委員会の承認を得た上で、個人情報保護のため市町村長や施設長・家族などの承諾を得て実施した。これらのインタビュー調査で収集した事例をもとに虐待の本質的な検討を行った結果、悪意の有無によらない軽微なものや不適切なケアがあること、虐待者と被虐待者の二者関係だけで捉えられないもの、セルフ・ネグレクト、地域からの孤立する高齢者、顕在化しない施設サービスの中での高齢者虐待、薬の過剰投与、やむを得ない場合の三要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たさない身体拘束、ケア提供者と高齢者家族の思いとのズレ等の存在が確認できた。

すなわち、これまでわが国では高齢者虐待は不適切ケアの最たるもの一山に例えると頂上付近の三角部分と捉えてきたが、必ずしもそうではなく、底辺あたりの不適切なケア部分にもあるのではないかと。したがって、この章の結論として虐待の本質を考えるならば、誰が虐待をしたのか、あるいはその人の悪意の存否ではなく、高齢者がどのような危害を被っているのが重要で、厳密に他者による虐待行為のみを捉えるべきではないと考えた。それはまた、高齢者側の立場に立って援助を考えることの重要性と、介護を提供する側のケアの質をどのように保障すべきかという課題でもある。

### 第3章 イギリスにおける高齢者保護と援助方法からの示唆

この章では、海外に目を転じ、支援を必要とする本人の意思を尊重しつつ、ケアマネジメントに基づくサービス提供の仕組みを構築してきたイギリスにわが国の法制度への示唆を求めた。

特に、2007年 Adult Support and Protection(Scotland) スコットランドの成人支援及び保護法（以下、スコットランド法と称す）では、虐待を表わす言葉に「abuse」を用いず、代わりに「harm」を用いて、虐待者と被虐待者という関係性や悪意の存否に関わらず、危害を被っている人に支援の手を差し伸べようと規定していることがわかった。スコットランド法は、「危険な状態にある成人」(adult at risk)を (a) 自分自身の福祉、財産、諸権利あるいはその他の利益を守ることができない人々 (b) 危害を受ける危険な状態にある人々 (c) 障害、精神障害、疾病又は身体的もしくは精神的に虚弱であるために、そうでない成人よりも危害を受ける弱い立場にある人々と定義し、これら3つすべての条件が満たされる人と規定している。さらに、「harm」は危害を及ぼす行為すべてを含むものとある。この「harm」の視座から高齢者虐待を捉えることこそが、虐待の本質であり、わが国の現行法でこぼれ落ちる、又は対応を見誤る可能性のある「危険な状態にある」高齢者を救うことができる根拠となりうると確信した。

現在、イギリスにおいては高齢者虐待や成人保護に関して、包括的な新しい立法が動いている。保健省は法の強制力としては弱いが、緩やかなまた合理的な要綱 (No secrets guidance) を定め、それに基づいて自治体の具体的対応を義務付けている他に、ケアの質を監査・評価するシステムで虐待を防止している。さらに、それらの法制度は本人の意思能力の推定原則 (意思決定をなす必要のある時点でその能力がないと示されない限り、法的には完全な能力があると推定されるべきだという原則) に立っている。最も重要視されているのは、本人の生活全般に関わる意思決定の尊重と、本人が自分自身で意思決定できるようにあらゆる適切な支援が受けられるようにすること、又は意思決定の過程に最大限参加できるように取り計らうことである。さらに、その目指すところは高齢者本人を中心に据えた「最善の利益 (Best interests) の追求」である。さらに、支援の具体的制度としては、児童や高齢者など被害を受けやすい人の傍で働くことを禁止する「審査と就業制限制度」、保護裁判所の「宣言的救済」(本人に特定の意思能力を行う能力や何かに同意する能力又は特定の行為を行う能力があるか否かについて「宣言」を出す)、高齢や障害、疾病などにより何らかの援助が必要となった場合に、利用者自らがサービス提供者と交渉してサービスを購入するという直接支払方式のダイレクト・ペイメント等などから、わが国の高齢者虐待の援助の在り方が検討できるのではないかと考えた。

#### 第4章 将来の高齢者虐待防止と望ましい援助の在り方

以上、スコットランド法の「harm」の視座やイギリス法制度からの示唆をもとに、わが国の高齢者虐待防止の将来展望として、以下のような提言を行った。

まず、権利擁護を必要としている高齢者と被っている危害「harm」を把握するために、(1) 高齢者虐待防止法定義での改正として、①虐待定義にセルフ・ネグレクトと「その他」を追加する。②さらに、3要件を満たさない身体拘束防止とケアの質の観点からは、適用施設に医療機関を含めたい。

次に、(2) 苦情窓口の強化、及び(3) 高齢者虐待防止オンブズマンの導入強化、(4) サービスの質の自己評価・第三者委員制度・第三者評価の見直し、(5) 高齢者虐待に関するインシデント・アクシデント（ヒヤリ・ハット）報告を義務付ける。

加えて、高齢者虐待防止・対応の拠点として現行の地域包括支援センターではなく、調査や指導権限のある独立機関としての新高齢者虐待防止センターの設立を提案したい。このセンターでは、以下の5つの機能を持つ。

- (1) 高齢者虐待・不適切な扱い等に関する苦情・相談・情報集約
- (2) 困難事例への法的な助言・指導
- (3) 立ち入り調査
- (4) 過去に高齢者虐待を行った個人・施設の前歴チェック
- (5) 柔軟な意思能力支援・迅速な後見手続きである。

その他として、被害に合う危険性が高い人々の把握とアセスメントツールの見直し、高齢者虐待相談・担当市町村職員の人材キャリアパス制度の導入を行うことをあげた。これらの新たな取り組みによって、虐待が起こってからではなくより虐待防止に努め、高齢者の人権擁護をはかる高齢者虐待防止法制度に転換することが重要である。

以上、この論考はわが国の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、高齢者虐待防止法と記す）に定められている高齢者虐待の防止と援助の在り方について、こぼれ落ちる虐待の現状を明らかにし、イギリス法制度からの示唆を得てどのような法制度を取り入れることが可能か将来の方向性を論じた。恐らく、これらの提言についてはイギリスと日本では社会背景や医療・介護・福祉などの法制度が異なるため、実現性が疑問との批判があることは予想している。しかしながら、高齢者虐待防止法施行後3年で見直しという時期を大きく過ぎた今、本稿がわが国の高齢者虐待防止法と援助の在り方について風穴をあけ、今後も高齢者虐待の本質的な議論につなげていきたい。

## 審査結果の要旨

(論文の主題)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法 124、以下、高齢者虐待防止法または法という)の施行(平成 18 年 4 月)から 7 年が経過して、改めてこの国の高齢者虐待の定義と援助のあり方について、課題を抽出し将来の方向性を見出すこと、これが本研究の主題である。

このため本論文は、一方で、先駆的な地方自治体および施設・地域等において取り組まれている虐待防止と高齢者・養護者援助の実践を聞き取り調査等により検証するとともに、他方で、高齢者虐待防止の取組みが最近年に比較的進んできたと考えられる国の一つであるイギリスの虐待防止法制に注目し、その虐待防止法制の文献研究をとおして示唆を得ることにより、この目的を達成しようとするものである。

(論文の概要)

序章「問題の所在—なぜ、高齢者虐待防止と援助のあり方を検討するのか」では、厚生労働省調査に基づいて、まず養護者による家庭内高齢者虐待と養介護施設従事者等による高齢者虐待の経年的統計から法施行後の動向が確認され、次いで、「認知症介護研究・研修仙台センター」による全国の特別養護老人ホームと老人保健施設(計 9082 施設)の現場責任者と介護職員を対象とした調査等から、厚生労働省の統計に表れない虐待の存在が問題として提起される。すなわち、この「調査では、介護施設の高齢者に対して施設職員が虐待と見られる行為を行った事例が 18 年度 498 件...全国調査で分かった。実に市町村が把握した虐待件数の 10 倍近くにのぼる。有効回答率が責任者・介護職員ともに 2 割であることから、これは氷山の一角と考えられる。...虐待を行った介護職員の 3 人に 2 人が高齢者虐待防止法の内容を知らず、...全国の介護保険施設で入所者が受けた身体拘束のうち、約 3 割は生命の危険性など『緊急性』がなかったことが...報告されている。」(13 頁)として、これらの調査結果等から、法における虐待の定義に対して疑問が提起される。

第 1 章「わが国の高齢者虐待防止法」では、ひとまず高齢者虐待防止法と児童虐待防止法、配偶者暴力防止法、障害者虐待防止法の概要を俯瞰したうえで、①法における虐待の客体、②虐待の主体、③虐待の行為類型、④そして通報から対応等に関する規定の各項目に分けて、検討課題が整理される。なかでも、重視されている課題は、法定の 5 つの行為類型で十分かどうか、換言すれば、「その他高齢者の人権を侵害する行為」といった一般的包括的な規定を置くことの是非、である。この課題に関連して、神奈川県において「法律に規定される『高齢者虐待』にあたるか否か行為判断が難しいという現場責任者や介護職員の意見が圧倒的に

多く、また施設側の通報への抵抗感が大きいという声から...養介護施設における高齢者虐待とは何か、一定の判断基準を示し、施設内での虐待の未然防止を行っていく包括的虐待対応が不可欠である...神奈川県は高齢者虐待の『あぶり出し』を目的とせず、『未然防止』を目的に、国よりも一歩踏み込んで不適切なケアのグレーゾーンについて独自の判断基準を示した」という事実が明らかにされる。

第2章「先駆的自治体の高齢者虐待防止・対応システム」では、前章で整理された検討課題を受けて、先駆的な自治体における①高齢者虐待関連の相談や対応業務の実際（体制整備・支援ネットワークの構築等）、②通報後の緊急性の判断で迷う場合、見守る場合の具体例、③高齢者虐待の5つの行為類型に当てはまらない虐待の有無、④現行の高齢者虐待防止法の下での相談・対応等の検討課題を調査項目として、①神奈川県横須賀市、②東京都北区、③大阪府、④大阪府堺市を対象に、実施された面接調査の結果が分析される。この調査から、5類型以外の虐待の存在を裏づける回答が引き出され、「その他高齢者の人権を侵害する行為」という一般条項を設けることにより、早期対応が可能となると結論づけられる。またこの調査から、虐待の意図（悪意）は必ずしも存在するとは限らないこと、「著しい」程度に当たるかどうか判然としない不適切なケア部分にも高齢者が深く傷つくような危害に至る所で生じていること、虐待は虐待者と被虐待者の二者関係では捉えられないこと等の事実が明らかにされる。

第3章「イギリスにおける高齢者保護と援助方法からの示唆」では、イギリスの虐待防止法制、とりわけ危害（harm）の視点からの虐待の捉え方、および高齢者支援の手法（①虐待を行った養介護施設等従事者については、虐待行為の再犯を防止する見地から、その職業選択の自由を一部制限して、養介護施設等への就業を制限する制度[Barring individuals from working with vulnerable groups]、②宣言的救済[Declaratory relief]の制度、③独立した意思能力代弁人[Independent mental capacity advocate service, IMCA]の制度等）について検討が加えられ、わが国への示唆が示される。とくにスコットランドの2007年「成人支援及び保護法[Adult support and protection (Scotland) act]」は、虐待（abuse）の概念に依らず、危害（harm）の概念を用いて、虐待者と被虐待者の関係性の存否や悪意の有無に関わらず、危害を被っている者に支援の手を差し伸べる内容となっていることに示唆を得て、このharmの視座から虐待を把握することにより、わが現行法の下で支援の対象からこぼれ落ちている「危険な状態の高齢者」を救う手がかりが示される。

最後の第4章「将来の高齢者虐待防止と望ましい援助のあり方」では、在宅や養介護施設現場で起こっている虐待すなわち高齢者が被る危害（harm）を把握する視点が現行法には欠けていること、そこから数々の危害（harm）が視野から落ちていること、この問題は法

成立後の制度運用の未熟さというより、むしろケアの質を保障するはずの施設の「運営基準」「指導監査」「第三者評価」「苦情解決」等の諸施策が形骸化あるいは機能不全状態にあること等、を意味するものとされる。そこで、イギリスにおける危害(harm)の視座と高齢者支援の手法に示唆を得て、わが国の虐待防止と援助について提言が行われる。

すなわち、(1)虐待行為類型に「自虐(セルフ・ネグレクト)および「その他」の一般的規定を追加すること、(2)法の適用対象施設に医療機関等を含めること、(3)苦情窓口、および高齢者虐待オンブズマンの導入を強化し、サービスの質の自己評価・第三者委員制度・第三者評価を見直すこと、(4)高齢者虐待に関するインシデント・アクシデント(ヒヤリ・ハット)報告を義務づけること、(5)調査・指導等の権限のある独立機関として高齢者虐待防止センターを新設し、①高齢者虐待・不適切な扱い等に関する苦情・相談・情報集約、②困難事例への法専門職による助言指導、③立入調査、④過去に高齢者虐待を行った個人・施設の前歴チェック、⑤柔軟な意思決定支援と迅速な後見手続、という5つの機能を持たせること、(6)被害に遭う危険性が高い人々の把握とアセスメントツールを見直すこと、(7)高齢者虐待相談・対応担当市町村職員の人材キャリアパス制度を導入すること、が提言される。

#### (論文の評価)

本論文は、虐待(abuse)の概念に依らず危害(harm)の視座から虐待行為を捉え直そうとした恐らく最初の論文と思われる。わが日本高齢者虐待防止学会でも未だ取り上げられていない最初の試みと評価することができる。

ただ、考察の手続きがすべてにわたって尽くされているわけではない。たとえば、イギリスの虐待防止法制に関する文献・判例がすべて検索され、法制の解釈運用の実務が十分に咀嚼されているとは言えない。また、虐待の5類型に「その他高齢者の人権を侵害する行為」といった一般的規定を追加して、法制の対象を広く捉えるとしても、はたして「不適切なケア(取り扱い)」のどこまでを公的介入の対象となすべきかが、必ずしも明確にされていない。一般的包括的規定の導入に慎重な意見があることに言及しながら(7頁)、それらの危惧に丁寧に応えられていない嫌いもある。

しかし、こうした不十分さを残しながらも、これまでにない瞠目すべき成果が本研究の随所に見出だされる。

まず本研究では、「その他」の存在の有無を、「実際に相談・通報に関係する市町村や地域包括支援センター、高齢者介護施設、訪問看護ステーション、高齢者虐待専門チーム等に意図的に投げかけるインタビュー調査を実施し、定義づけられた類型や対応についてこぼれ

落ちるものがないかを意識づけるという試行的な手法」が採られている(7頁)。そして確かに「その他」を追加する必要性を証明する事例が先駆的自治体から見事に引き出されている(31頁、49頁等)。

なにより、危害(harm)の視座から虐待を捉え直すことにより、介護施設における虐待に多く見られる、悪意の意図を伴わない不適切なケア等に対しても、虐待防止と支援の手が差し伸べられる道が開かれることを明らかにするとともに、これまでの通報件数の実情を見る限り、わが国では施設内虐待について通報という手段は馴染まないとの問題も提起している(33頁)。

このように abuse と harm の対置を切り口として高齢者虐待の定義と援助のあり方に関する考察を深めた点に、本研究の新規性と発展性があり、虐待防止学会に裨益するものとして、博士(社会福祉学)の水準に達していると認められる。

#### 学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	河野 正輝
副査	熊本学園大学教授	豊田 謙二
副査	熊本学園大学教授	堀 正嗣
副査	久留米大学法科大学院教授	阿部 和光

氏名(日本籍)	松尾 弥生 (熊本県)	
学位の種類	博士 (社会福祉学)	
学位記番号	博(甲)社会福祉 第11号	
学位授与の日付	平成26年3月24日	
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当	
学位論文題目	認知症の人の看取り ーソーシャルワーカーへ期待されることー	
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授	豊田 謙二
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	下地 明友
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	小川 全夫
論文審査委員	(副査) 九州大学准教授	高野 和良

### 内容の要旨

本稿は、認知症の人の看取りをいかにして支えることが出来るかという問いを立て、認知症の人の思いにそった看取りを可能とする諸条件を検討し、その一つとして、ソーシャルワーカーの役割を提示するものである。

第1章では、認知症の人の看取りに関わる三つの問題性について指摘する。まず、看取りには認知症の人の思いが不可欠である。ところが、認知症の人は何も分からなくなってしまう、ましてや死が近づいた終末期の認知症の人にとって、自分自身の気持ちを表明することなど不可能である、と一般には認識されている。しかし、認知症の人、全てに妥当するわけではなく、言葉以外での表現方法を用いその気持ちを表す可能性があることを提案する。その上で、認知症の人の看取りにおいては、そういった言葉以外での表現、僅かなサインに配慮できるかどうか重要であり、親密な関係を築きやすい生活の場である施設や在宅での看取りの可能性を提案する。また、認知症の人の看取りを支援する上で、ソーシャルワーカーとしての関わり、担うべき役割を取り上げ、グループホームでの実践事例を用いながら検証する。以上、三つの問題性を起点としながら終章にむけて、認知症の人、つまり、当事者の思いに沿った看取りを可能とするためのソーシャルワーカーの役割を特に、事例を基にして提示する。

第2章では、まず、認知症ケアについて、イギリスの老年心理学者トム・キットウッド

の提唱した「パーソン・センタード・ケア」の理念を中心に論じる。重度の認知症であっても人と人との関係性の中で、その人らしく生きることが出来るとし、一人の人格をもつ人として尊重され、その人格を認めるケアを行っていくことが重要であること、その新しいケア文化が再認識される。その上で、パーソン・センタード・ケアを理念とするドイツのケア施設におけるホスピスに関する訪問調査結果を報告する。施設ソーシャルワーカーへのインタビューから、認知症の人を中心とし、チームとしてその死を受け容れ分かち合う支援体制が整っていたことが確認される。ドイツのソーシャルワーク実践は活発であり、日本の認知症の人の看取りに示唆を与えるものである。

日本のソーシャルワーク実践についても、踏襲しておかねばならない。第3章では、認知症の人を支えるソーシャルワークについて、特に、生活期から終末期におけるソーシャルワークの役割について整理をする。認知症を発症した場合、日常生活に支障をきたし始める。進行度合いを鑑みながら、生活状況を見守ることが重視される。一人で暮らすことが困難、また、家族介護者の疲弊がたまった場合など、当事者の意思を尊重したうえで、その同意のもと、フォーマル、インフォーマルサービスといった社会サービスの活用が目指される。また、認知症の人を支える啓発活動は全国的に広まっており、認知症を支える地域づくりもソーシャルワーク実践の一環であることが確認される。

以下、第4章、第5章では、本論文の主要な論点である認知症の人の看取りにおけるソーシャルワーカーの役割について、事例を用いながら考察を深める。

第4章では、認知症の人の看取りに焦点をあてる。認知症の人の看取りの難しさは、認知症の人が、言葉で的確にその意思を表明することが困難である、というケア現場の経験が基礎となる。当事者の意思の把握が難しいため、ケアの全般において様々な倫理的課題が予想される。特に看取りの場面においては、死に直結するような判断が迫られる場面も多くあり、家族やスタッフは様々な状況の推移の中で揺れ動く倫理的ジレンマに陥りやすい。しかしながら、認知症の人を中心に据え、周りを取り囲む全ての人々が悩み葛藤する、この過程こそが重要なのである。認知症の人の気持ちを慮るがゆえの葛藤は、認知症の人がひとりの人格を持った人として周囲の人々や社会から受け入れられ尊重されていること、そして尊重された死へと向かっていることの証左である。それは、生活の場である認知症グループホームでの三つの看取り事例からも確認される。生活の場であるグループホームだからこそ、作り上げることのできる当事者の意向にそった看取りを示すことが出来る。この三事例は、家族、スタッフ、医療機関との連携もスムーズであり、また、当事者との深い関係性があったからこそ、良好な結果を迎えることができたと言えるだろう。しかしながら、最期の場面において倫理的課題も配慮しながら、認知症の人の意向にそうこ

とは困難を極める。そこで、その解決方法の一つとして、当事者の希望する医療や最期の過ごし方を書き記す「事前指示書」の活用を提案する。

第5章では、入所者・家族・スタッフを対象とし、事前指示書の活用を踏まえたデス・エデュケーションワークショップの構築過程を叙述する。デス・エデュケーションワークショップは、開催後のアンケート結果から判断し、認知症の人の思い、そして死について考えを深めることのできる有意義な機会であったと認識でき、ソーシャルワーカーの役割の一つとして提案することが出来た。事前指示書の活用に関しても、チームの全てのスタッフが、積極的に取り組む結果となった。

その後さらに、事前指示書を活用し、1人の入所者の望む看取りを実践することが出来た。スタッフの看取りに向かう過程で感じる葛藤、家族の揺らぎ、ソーシャルワーカーの奮闘ぶりをそれぞれの立場から、アンケートやインタビューを用い示し、その過程が時系列的に記述される。改めて、家族、かかりつけ医、スタッフのチームアプローチの中心にソーシャルワーカーの存在の必要性を確認する。一方で、事前指示書の活用に際しては、考察課題も抽出される。事前指示書の当事者が認知症の進行によりその意思の判断がつきにくい状況下では、家族の意向が優先される。さらに、当事者のもつ価値観やそれまでの生き方を考慮し、当事者の立場に立って考えていくことが基本となるが、事前指示書に記入する過程においてソーシャルワーカーの役割が重要でないかと推察する。

第6章では、3, 4, 5章で導き出したソーシャルワーカーの役割を踏まえて、認知症の人の看取りにおいて期待される責務についてまとめる。

認知症の人の看取りの場合、結局のところ、家族に様々な判断を委ねるケースが多い。身近な人の死に向き合わなければならない家族に対し、ソーシャルワーカーとしての伝え方があるのではないかと考える。それは、相談援助職としての傾聴、共感、受容を基本としながら、分かりやすく説明し、共に考え、家族自身が当事者の思いに考えをさせながら、家族が自己決定していけるよう支援することである。

そして、チームアプローチの中心に、ソーシャルワーカーの位置がある。ソーシャルワーカーの役割は、連携だけにとどまらず、家族、かかりつけ医、スタッフそれぞれが導き出した答えを調整することにある。当事者、家族の意思を尊重受容し、チームに伝え、具体化していけるよう働きかけを行う。チームアプローチにおけるソーシャルワークとは、各々の役割を調整しながらチームを機能的に動かし、当事者の希望する最期の有様に案内することにある。つまり認知症の人そのものの死への歩み方に添いながら、チーム一緒に同じ方向に歩んでいけるよう導くことが、認知症の人の看取りにおけるソーシャルワーカーの期待される役割である。

第7章では、本論文におけるまとめと提言として、序論で提案した認知症の人の看取りにおける三つの問題性について明らかになったことをまとめる。

認知症の人は、病気の進行に伴い全てのことが認知できなくなる存在であると理解されやすい。しかし、本研究では、認知症の人と関わった事例を通して、認知症の人は、最期の時期を迎えようとした際も、その思いを何らかの形で表示し得るということを示す。

また、その思いをくみ取るためには、当事者と関わる環境が重要である。認知症の人の看取りを行ったスタッフは、当事者が症状の進行の中で何を示そうとしているか、理解しようと、そのきづきを基にあらゆるケアの工夫を行い実践している。その実践を通して、認知症の人の僅かなサインを察知し、当事者の思いに丁寧に向き合った看取りを行っていた。生活の場である施設での認知症の人の看取りの有意性を明らかにし得たと言えるだろう。

その上で、認知症の人の看取りにおいて、ソーシャルワーカーの担うべき役割を、実践事例を整理し記述する。当事者、家族、スタッフそれぞれの立場で共感し、悩み、揺らぎながらも、認知症の人の「死」に添っていかなければならない。当事者の思いにそった看取りに近づくためには、ソーシャルワーカーが舵取りを行う事が重要である。繰り返すが、ソーシャルワーカーがその方針を決めるのではなく、あくまでも当事者の思いを具現化するのである。また、新たな看取りの文化構築のために、デス・エデュケーションの効果も実践事例よって明示することが出来た。看取りへの様々な、実践を積み重ねていくことは、ソーシャルワーカーとしての拡がりを可能とするであろう。

## 審査結果の要旨

(論文の主題)

看取りは、その当事者自身の意思に基づく生活過程の延長にある。本論文は、認知症の人の最期を看取ること、とくにその意思を表明し難い当事者の看取りに焦点を宛てる。まず、看取りは認知症ケアの延長にあることを論証しなければならない。松尾氏は、生活施設であるグループホームにおいて看取りを組織し、かつ実践する。その看取りの実践課程において問題点・課題が摘出され、検証に付される。つまり、認知症ケアの新しさと古さ、看取りにおける医療と生活支援との関連と区別、その看取りにおける生活支援と家族支援、そうした看取りの実践的・理論的課題が解きほぐされ、看取りに関わる認知症ケアと認知症の人を巡るソーシャルワークの課題が提議されるのである。

(論文の概要)

主題が省別構成において配列・整序されているので、以下に、本論文の「目次」に即してその都度の要点を列記したい。

第1章 問題性の所在：認知症の人の看取りを巡る「問題性」が提示される。それは、以下の三点に凝縮され、本論文の基調を形づくる。①認知症の人は何もわからない、自己の意思を表明しない人である。その見方は正しいのか。②看取りにおいては、認知症の人の意思を重視するが、それは可能か不可能か。③看取りは生活支援の延長にある。ソーシャルワークは生活支援を本務とするが、その看取りにどのように関わるべきか。

第2章 ドイツの認知症を巡るケアと法制度に学ぶ：本章の目的は、看取りの基調をなす認知症ケアに関する最前線の動向を踏査することにある。とくに、ケアに関しては、イギリス生まれの「パーソンセンタード・ケア」について、法制度に関してはドイツの「2008年介護改革」における主要点が検討される。また同時に、介護・福祉現場におけるドイツでのソーシャルワーカーの実践が紹介されている。

第3章 認知症の人を支えるソーシャルワーク：ここでは、本論文研究の一つの目的である認知症の人への「ソーシャルワーク」論への手がかりとして、まずは日本でのその実践一般について、また認知症ケアとそのソーシャルワーカーの関係の低さが検証される。

第4章 認知症の人の看取りから明らかになったこと：松尾氏による看取りの実践の過程において明らかになったことが、以下の三点において集約されている。①看取りにおける倫理的な問題が、とくに認知症の人においてはその最期における意思表示確認の難しさにある。②グループホームにおいて看取りが進まない原因の一つに、スタッフを巡る諸条件の未整備にある。③さらに、その諸条件を整備しうるはずのソーシャルワークの不在がある。それが三つの看取り事例から引き出される。

第5章 デス・エデュケーションとしてのソーシャルワーク：ここでは、前章において確認しえた看取りの諸条件の未整備に取り組むこと、つまり「デス・エデュケーション」に関するワークショップの実施と、その重要性の確認にある。具体的には、その実践とアンケート調査などにおいて、以下三つの重要性が確認される。①看護・介護等スタッフおよび当事者・家族での看取り学習による「死」への向き合い。②「事前指示書」を巡る学習過程における当事者の意思確認へ

の可能性。③看取りへのチームアプローチの必要性とその組織化におけるソーシャルワークの役割。

第6章 認知症の人の看取りにおけるソーシャルワーカーの役割：看取り事例とともに松尾氏のソーシャルワーカーとしての実践の過程において確認できること、つまり、ここにソーシャルワーカーの役割がまとめられるのである。それに拠れば、ソーシャルワーカーは、看取りのチームアプローチの中心にあること、その中心において認知症当事者の意思に添うべくチームを方向づけ、誘導すること、さらに、延命措置に関する当事者・家族とかかりつけ医との調整こそ困難にして重要な職務を担う、ということなのである。

第7章 まとめと提言：第1章において、「問題性」として提議された三つの論点に関しここで、その解答が与えられる。①認知症の人は最期の時期に至るまでその思いを何らかの形で表わすのである。そのことが看取りの事例で立証できるのである。②認知症の当事者の意思を読み解くには、生活の場である、たとえばグループホームなどにおいて、認知症ケアの延長に位置づけることが不可欠。そして、③ソーシャルワーカーは、看取りをチームアプローチとして組織しつつ、「死」に立ち会う準備とともに当事者の「思い」の実現に方向づけねばならない。認知症ケアの新しい文化を継承しつつ、看取りの新しい文化の構築が望まれるのである。

#### (論文の評価)

本論文は、認知症の人の看取りの可能性を問う、という実践的かつ理論的な布置において、日本での「病院死」多発の現状に切り込むのである。看取りが生活のなかで日常化していないという点において、松尾氏が本論文のなかで引用したように、認知症の生活施設としてのグループホームにおいてまた然り、なのである。

上述の「実践的」とは介護現場のことであり、「理論的」とはケア・ソーシャルワークにおいて看取りが、そのこととして語られないことである。とりわけ、認知症の人の看取りにおいてその傾向は歴然としている。さて、そうした現状にどのように、しかも学術的に切り込むことができるか、これが課題である。本論文の主題は、第1章に「問題性」として記述されている。と同時に、第2章においていきなり認知症の「新しいケア」を、しかもドイツの先端的ケア、つまり「パーソンセンタード・ケア」を採用する介護施設の紹介から開始する。その虚を突く試みながら、実は、本委員会としては、この切り込みの作法を極めて高く評価している。つまり、看取りはケアの延長にあり、したがって死は生活

の過程にある、先ずはこの一点の重視、と見做したいからである。

看取りはケアの一部、と言ったとしても、それでは「看取り」の主題に届かない。医療は生命の維持に関わる、だがケアとしての看取りは死に逝くことに関わる。松尾氏はこの難題に直面しながら、グループホームにおいて自ら看取りに関わり、その過程を事例として提示している。まず、看取りの諸条件を探るための実践（第4章）、その過程において当事者の意思を巡る家族・介護施設スタッフとの思いの交錯、それは死に直面することによる生との交感でもある。その課題は「倫理的諸問題」として、また看取りを巡るグループホームにおける環境諸条件として整理されているものである。

看取りの実践はもう一つの場面においても、論旨を実に効果的に促す役割を演じている。つまり、グループホームにおいて「デス・エデュケーション」を実施し、看取りの諸条件整備を行いつつ、実施された M さんの看取りである。その看取りの実践では、現場スタッフの葛藤や家族の思いが、それぞれの看取りのステージごとにまとめられている。本論文において提示された「問題性」が、ここ、看取りの事例によって対象化され、看取りが可能な展望が拓かれるのである。

その点、いま少し補足したい。M さんは 92 歳の認知症高齢者、要介護 5 である。「事前指示書」では、「食事は口から入るのみ」「積極的な検査・治療は望まない」「心肺蘇生を希望しない」。当事者「もうゴール近いからー」と笑顔で、それから約 1 ヶ月後アイス 5 口を口に含み、そして 1 週間後に永眠。その間、四つのステージ毎に、つまり①徐々に食事量が低下していったステージ、②家族から点滴中止の希望があった時のステージ、③亡くなる直前のステージ、そして④亡くなった後のステージ毎にスタッフの思いが記録されている。

さらに M さんの死の 5 ヶ月後、息子に看取りの過程に関してインタビューが試みられている。二点を挙げておこう。点滴について。「点滴をしてその上でこれは回復しないのだなと感じることができたのはよかったと思います」。また、死の間際の M さんについて。「いらなかったらアイスクリームにも首をふるし、色んな事で」。そしてこう語る。「認知症の人でも、感謝の気持ちというのも出てくるのでしょうか。重要なことですよ」。本論文では、家族のこうした語りを声高に論証として扱ってはいない。だが本委員会としては、準備を尽くした看取りに対する肯定的な応答であると評価したい。

もう一つ、ソーシャルワーカー（S 氏）に看取りに関して、さらにスタッフアンケートにも目を通して、インタビューに以下のように答えている。まず、看取りに関するソーシャルワーカーについて。家族・スタッフ・かかりつけ医の連携において「なるべく中心において、皆の思いを統一させるために、動かなければならない」。「スタッフ間のケアの統

一、方向性を間違わないように導き出すことが大切である。」また、「看取りは、一人でするものでもなくチームでするものだ」、という。こうしたソーシャルワーカーの看取りに関する語りが、本論文「まとめ」での「ソーシャルワーク」の考察に結び付いていることは言うまでもない。

家族・スタッフ・ソーシャルワーカー、それぞれの語りが貴重な事例を構成している。点滴の中止を訴える家族に対して、ソーシャルワーカーは「少し早いかな」という思いを胸にしまい込み、スタッフの意見調整に乗り出す。その触りは息を呑む緊張感に満ちている。

本論文では、方法的には冒頭に提示した「問題性」に直面しつつ、仮説—検証の過程においてエビデンスを駆使した科学的な論証が断念されている。その方法に代えて、看取りの実践課程における事例のなかの「語り」が表出する意味に、その論証が委ねられている。もちろん、その細部においてなお工夫の余地が指摘されうるにしても、本論文の価値はそれによって減じるものではない。また、本論文の展開の枠外とされている二点について一言。一つは、在宅での看取りの現状とその整備の条件が言及されていない。在宅での看取りがグループホームでの看取りに代表されているかにも伺える。だが、その二つは住環境において異なる。「在宅」に関してはいずれの日か研究を進められたい。

またドイツでの看取りに関して、松尾氏は十分認識済みのはずであるが、いわゆる「ホスピスボランティア」の役割についてである。かの「ボランティア」の重要な役割は在宅での看取りに関わる。その現状においては、「ボランティア」なしにホスピスは存立しえないのである。その点にも今後の研究の余地があるかと推察する。

以上、本論文の評価とともに注文も提示した。改めて、本委員会は、本論文が博士（社会福祉学）の学位に値するものである、と評価する。

#### 学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 豊田 謙二  
副査 熊本学園大学教授 下地 明友  
副査 熊本学園大学教授 小川 全夫  
副査 九州大学准教授 高野 和良

氏名(本籍)	柴田 弘子(福岡県)	
学位の種類	博士(社会福祉学)	
学位記番号	博(甲)社会福祉 第12号	
学位授与の日付	平成26年3月24日	
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当	
学位論文題目	ベーチェット病病者の家族介護ー覚知の過程ー	
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授	小川 全夫
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	下地 明友
論文審査委員	(副査) 熊本学園大学教授	豊田 謙二
論文審査委員	(副査) 純真学園大学教授	中野 正博

### 内容の要旨

本論文は、家族によるケアの実相を明らかにしたものである。この研究の問題関心は、家族によるケアは、今日なお、ケア一般における基盤であるという認識に発する。そこで、本研究ではベーチェット病病者の家族を対象として、ケアの現実に沿って実態を解明した。本論文は序章、第1から6章、および終章から構成されている。

「序章」では、家族によるケアに関する先行研究から実態の解明状況を把握した。多くの論者によって家族によるケアは自明視されているものの、それゆえ、未だ家族によるケアの実相については納得のいく研究成果は見出せなかった。そこで改めて、家族によるケアを問う意義を論述した。

「第1章」では研究の目的と方法について述べた。研究の目的はケアする家族を通してケアの本質的で普遍的な姿を明らかにし、以って家族によるケアのメカニズムを解明することである。対象をベーチェット病病者の家族としたのは、ベーチェット病の療養が加齢による衰えやがん疾患とは異なり、予測不可能な不安定な状態を示すこと、療養の大部分が日常の生活と折り合いを付けることにあること、福祉領域の専門家とのかかわりは希薄であること、安定した病状のときは医療専門職とのかかわりも少なく家族によるケアが主となることから、日常生活に密着したケアを観察することができると判断したためである。

調査方法は個別面談による聞き取り調査である。分析データは面接調査における家族の語りをテキスト化した質的データである。分析方法は解釈学的手法としてライフヒストリ

一法、数量的方法としてテキストマイニングを用いた。倫理的配慮については産業医科大学倫理委員会の承認を受けた。

「第2章」では「ベーチェット病病者家族の困難」として、一事例を取り上げてライフヒストリー法に基づいてケアに関する語りを詳細に分析、解釈した。その結果、当該事例の家族は病者から排除できない病いに対して、病いも含めた病者全体を自らの中に含みこんでいくといった対処によって病者に対峙していることが判明した。このときの家族は不条理を超越する「完全無欠卓越ケアラー」と解釈できた。

「第3章」では家族によるケアに関する先行研究を確認した。医学、看護、社会学、社会福祉学の各領域を確認したが、家族によるケアを焦点として、その実態を解明した研究はほとんどなされていなかった。その背景には、長期間にわたるケアを家族の生活に密着して解明することが困難であることが指摘されていた。また、先行研究では介護負担、あるいは達成感といった側面に関するものが多く、そのため、ツール開発も限局された側面に関するものであった。そこで、第2章で分析した事例を基にケアと家族の交点を問い、家族によるケアの実態を把握するための仮説的枠組み「ケアに関する役割期待と役割取得の推移」モデル（以下概念モデルと記す）を創出し、データの分析、解釈を進めることとした。

この概念モデルは「役割」を鍵概念とした。概要は以下のとおりである。家族は病者にかかわる中で病者へのケア遂行者としての役割期待を取り込み、自らを「ケア資源」として位置づける。病状進行とともに病状のモニタリングなどのケアのスキルを身に付け、専門職と共同し、かつ、それを補完するような役割を取り込み、「共同介護者」として行動する。しかし、「ケア資源」、「共同介護者」役割の遂行は仕事や家事などケア以外の役割の遂行とのバランス調整を必要とする。バランス調整に失敗するか、あるいはそれに大きな努力を要する状態となったとき、家族は支援を必要とする「支援のクライアント」に至る。最終的に家族はこれらの三つの役割を併せ持つ状態に至る。このように家族は病者からのケア期待を取り込みながらケア役割を遂行しつつ、段階的に変化するものと想定した。

そこで、実際に家族はケアすることに対してどのように折り合いをつけているのかを調査した。

「第4章」では、ベーチェット病病者の家族への調査結果を述べた。調査対象は延べ11名であったが、高齢の両親については一括事例としたため事例は10事例であった。病者との続き柄は、夫が3名、妻が2名、母親が4名、父親が1名、兄が1名であった。調査は個別面談で行い、用意した質問項目について対象者に自由に語ってもらった。面談時

には対象者の了解を受けて録音した。

データの分析は次のとおりである。対象者の語りをテキストデータに変換し、ケアに関する部分を文章ごとに抽出した。ケアに関する出来事と時間的経過を手掛かりに「ケアのヒストリー」として再構成した。なお、面談場面および逐語録の作成、分析における一連の過程は、家族の視点から解読を進めた。

次に、テキストマイニングを用いて、語りに潜んでいる「ケアにおける対処と課題」を抽出した。テキストマイニングとは、文字や文章というテキストデータから新たな知識を発見する方法で、データマイニングの一つのバリエーションである。実際の分析にはテキストマイニングソフトウェア「Word Miner<sup>®</sup>」（日本電子計算株式会社）を用いた。テキストマイニングによるデータの概要を示し、第2章の調査事例を用いて分析の手順と結果を提示して解説した。

分析処理は次のとおりとした。家族のケアに関する語りを「発病時」、「急変時」、および「日常」のケアと「将来に向けて」のケアとして、病者の状態別に分けた。各時期のテキストを精選して最終的に抽出したキーワードを用いて多次元データ解析を行った。解析手法は対応分析とクラスター分析を用いた。これらにより家族の「ケアにまつわる認識」を抽出した。さらに、ライフヒストリー法で再構成した「ケアのヒストリー」を導線として、「ケアにまつわる認識」がどのような視点とパースペクティブから捉えられているかを分析した。「視点」については概念モデルに基づいて「ケア資源」、「共同介護者」、「支援のクライアント」の三つの役割を用いた。パースペクティブについては、これを家族が認識しているケアの「範囲」と捉え、慢性病を持つ人が取り組む三つの課題を援用して、「日常生活に関する認識」、「病状管理に関する認識」、「情緒的側面の認識」の三つの認識を用いた。以上のように「視点」と「範囲」の二側面から「ケアにまつわる認識」を分析することにより、「ケアにおける対処と課題」を抽出できた。このように手順に従って10事例を分析した。

「第5章」では家族のケア役割の取得過程を分析した。「ケアのヒストリー」と「ケアにおける対処と課題」から各家族のケア状況を最もよく表現するためにケアラータイプを命名した。ここでいうタイプは類型ではない。各事例には特有の物語やテーマがあり、それらの必然の中で家族は病者に対峙している。その様を象徴するタイトルとして命名した。その結果、「自己抑圧型」、「試行錯誤型」、「冷静対応型」、「価値確認型」、「人生発見型」、「悲嘆身悶え型」、「引き裂かれ型」、「課題直面型」、「困惑見守り型」、「客観観察型」と命名できた。

また、ケアラータイプの分析・解釈の過程で家族のケア役割の認識と取得に影響する要

図 12 項目を確認した。それらは「病者との関係性」、「病者の発病の時期」、「家族の年齢」、「家計」、「ストレス」、「タイミング」、「病者の性格」、「家族が認識する病者」、「巻き込まれかた」、「医学的側面の管理」、「家族の病いや障害の体験」、「家族の学び」であった。これらのうち「医学的側面の管理」は医療における支援であるため、社会福祉的支援は「医学的側面の管理」を除く 4 要因に関係する。このうち「家族が認識する病者」が家族のケア役割の遂行に最も影響を与えていた。「家族が認識する病者」とは「病者が『病い』をどのように認識しているか」と『家族』が思っていることである。具体的には病者が病気に対して「受容的」だと『家族』が認識している場合は、家族のケア役割認識は促進されていた。これに対して、病者は病気に対して「拒否的」だと『家族』が認識している場合、家族のケア役割認識は阻害されていた。

続いて、ケアラータイプとケア役割の関係を解釈した。家族が病者は病気に対して「受容的」であると認識していても、家族が「ケア資源」としての役割が困難な場合、ケアラータイプは「困惑見守り型」であった。家族が病者を「受容的」と認識し、かつ「共同介護者」の認識と「支援のクライアント」の認識がある場合、「人生発見型」、「価値確認型」、「冷静対応型」であった。これらの三つのタイプに共通するのは家族自身が病者であることであった。家族自身が病いを持つため、自らの役割遂行における限界を認識したうえでケアに当たり、その他の資源の活用に対しても認識が開かれていることが特徴であった。

また、「家族が認識する病者」が病いに対して「拒否的」である場合で、家族が自らを「ケア資源」として認識できていない場合は「悲嘆身悶え型」であった。また、「ケア資源」の認識があっても「共同介護者」の認識がない事例は「引き裂かれ型」であった。同じく病者は「拒否的」であると家族が認識している場合で、自らを「ケア資源」、および「共同介護者」と認識している場合は「自己抑圧型」であった。これらに加えてさらに「支援のクライアント」認識がある事例は「課題直面型」、「試行錯誤型」、「客観観察型」であった。このようにケアラータイプとケア役割の関係を確認してみると、自律的でケアの限界も認識しつつ他の資源と連携する「人生発見型」、「価値確認型」、「冷静対応型」タイプは家族ケアラーの統合モデルといえる。

さらに、家族は常に「支援のクライアント」であることがわかった。このことは統合モデルにおいても同様であった。同時に、家族のケア認識に作用してケア役割取得を促す支援があることが示唆された。それらの支援は影響要因との関連により種々であることが推察され、情報や学び、道具的な支援や語りの場が有効であることが示唆された。

第 2 章で分析した「完全無欠卓越ケアラー」に関してはテキストマイニングを用いて分

析を進めることにより、「自己抑圧型」という禁欲的な姿を描出できた。ライフヒストリー法による分析とテキストマイニングによる分析を重ね合わせることで、各事例についてよりいっそう分析、解釈を深化させることができ、家族の語りの中に埋め込まれたケアの実相を抽出することができた。

「第6章」では、フォーカス・グループ・インタビューを行って、分析結果を調査協力者へ還元したこと、フォーカス・グループ・インタビューから第5章で示唆された具体的な支援の可能性を確認したことを述べた。フォーカス・グループ・インタビューの参加者は家族5名、病者1名と筆者を含めた7名であった。参加者の交流場面を逐語録としてテキストデータ化し、参加者間の相互作用に着目して分析的に解釈した。

フォーカス・グループはケアの経験や状況を同じくする人々である。インタビューという場面であるが、参加者は日頃の些細な出来事や胸に抱えていた疑問などを語った。これらを通して、言葉にできなかった感情や抑圧していた感情が表現され、共有された。また、交流場面では意図せず笑いが巻き起こり、率直な反応がユーモアへと連鎖して、硬直した状態を緩和させていた。人々はケアすることに基づいた経験（このような日常生活に密着して個別の文化に内在する知の在り方を *emic* な知という）を共有することにより、相互に支えあい、「持ちこたえることができる力」を発揮していた。家族は自らの弱さを語り、表出することで他者を支援し、同時に自らの変化を促していた。

「終章」では、家族のケア役割期待と役割取得の推移からケアの覚知とその過程について考察した。家族によるケアは不条理（病い）を問うことから始まっており、「ケア資源」として、また、「共同介護者」としての役割を遂行しつつ、同時に「支援のクライアント」であることがわかった。しかし、家族には自らが「支援のクライアント」であるという認識がなかった。家族のケア認識は、それぞれの家族が蓄積してきた「時間」とそれぞれの「ライフヒストリー」を基盤として、その時々で影響要因を受けて生起するのであった。したがって、ケアする家族は多様であり、「支援のクライアント」としての在り方もさまざまであった。

「支援のクライアント」としての家族に着目すると、家族の変化パターンは、混沌から徐々にケアの理解が進行する変化、次元を飛び越えて瞬時に異なる座標に移動するような変化、病者に対する理解がいよいよ深まっていく変化を認めた。また、ケア役割を発揮しようとしてもしようがない状態、関係の始まりからそもそもケアする関係である状態も認めた。

これらを概念モデルと比較すると、徐々にケアの理解が進行する変化はケア役割を段階的に取得するという概念モデルに合致した。さらに、次元を飛び越えて瞬時に異なる座標に移動するような変化は当初の概念モデルでは想定していない変化であった。生命を左右

するような体験や専門的な学びは、一瞬にしてケア認識の跳躍的な変化を促していた。この変化を「ケアの覚知」と命名した。

「ケアの覚知」においては、家族の認識は瞬時に次元を移動し、家族は病者と共に“今”を共有し、“未来”を志向して行動を始めていた。病いという困難に打ちひしがれる家族といったステレオタイプな枠組みでは捉えられない家族の実相があった。家族は困難に直面してなお、「持ちこたえることができる力」を発揮し、直面する困難や戸惑う自分を他者と共有することで支えあい、「持ちこたえることができる力」を励起していた。

本研究の問いは、労苦ともいえるケアに対し、「なぜ、家族はケアするのか」というものであった。家族からの解答は、特定の理由があってケアするのではない。また、特定の理由のためにケアするのでもないというものであった。家族は常にケアのヒストリーの最先端に身を置き、病者に巻き込まれつつケアに対処しながら、家族自身の人生を生きていた。家族はケアする関係そのものに意味を見出していることが明らかになった。

それでも「なぜ、家族はケアするのか」という当初の問いは、そもそもケアは労苦であるという第三者的で *etic*（学習によって修得可能で、数量的に分析可能な知を *emic* に対して *etic* な知という）な視点から発したものであることがわかった。

## 審査結果の要旨

### （論文主題）

本論文は、家族介護者に焦点を当てたケアのヒストリーについて、質的データ分析を試み、今後の家族介護者支援に資することを目ざしている。慢性の病いや障がいを持って生きる人の出現に伴い、家族もその状況に巻き込まれ、ケアをいかに担うのかという課題に取り組むことになる。本論文では、ベーチェット病病者の家族に焦点を当て、発病、小康、急変などの変化に対応しながら、自ら「それでもなぜ家族はケアするのか」を覚知する過程を、語りの内容分析から解明することを目ざしている。

### （論文の概要）

「序章 ケアする家族をとらえるということ」では、家族介護者研究の必要性を提起している。

「第1章 研究の目的と方法」では、「それでもなぜ家族はケアするのか」という問いを立て、研究の対象をベーチェット病病者の家族に着目し、聞き取ったライフヒストリーを質的データとして、テキストマイニング手法で分析することをめざし、産業医科大学の倫理委員会の承認を得たことが記載されている。

「第2章 ベーチェット病病者家族の困難」では、長期的に予測不能で不安定な病の軌跡をたどるベーチェット病に巻き込まれた家族の実態を、一人の経験者の語りによって、家族介護者の困難に立ち向かう姿を示し、課題をあらためて提起している。

「第3章 ベーチェット病病者の家族に関する研究」では、先行研究の文献探索を試み、ほとんどこの分野の調査研究がないことを指摘した上で、病気の進行と家族の気持ちの揺れに関する自らの仮説を提示している。ここで提示された仮説は、家族介護者は、通常の家族役割に加えて、ケア役割（病者に対するケア資源としての役割、医療関係者との共同介護者としての役割、自らが支援されるクライアントとしての役割）を覚知するというものである。

「第4章 ベーチェット病病者の家族のインタビュー結果： ケアのヒストリーとテキストマイニングによる分析」では、10ケースの家族介護者の語りを、テキストマイニング手法で分析し、ケアについて覚知する実相を明らかにしている。

「第5章 家族の関係性とケアする役割の取得」では、第4章の分析結果を受けて、それぞれの家族介護者のケア役割取得について、「自己抑圧型」、「試行錯誤型」、「冷静対応型」、「価値確認型」、「人生発見型」、「悲嘆身悶え型」、「引き裂かれ型」、「課題直面型」、「困難見守り型」、「客観観察型」と特徴付けている。そのような多様な特徴が生み出す要因として「病者との関係性」、「家族の年齢」、「ストレス」、「タイミング」、「価値」、「病者の性格」、「家族が認識する病者の病への認識」、「巻き込まれかた」、「医学的側面の管理」、「家族の病や障害の経験」、「家族の学び」が抽出されている。中でも「家族が認識する病者の病への認識」からケア役割の取得をめぐって、家族介護者の特徴が導き出されることを導き出している。そしてケア役割の中でも自らが支援されるクライアントとしての役割を認識することの重要性を指摘している。

「第6章 ベーチェット病病者家族の支援」では、家族介護者の支援策を考察するために、家族介護者のフォーカス・グループ・インタビューを行っている。その結果、家族介護者が集い、語り合うことで自らのケアをめぐる情緒的な閉塞状況を打開するきっかけを自ら探り出す機会を得ることが確認され、グループワークの有効性が示唆されている。

「終章 ケアする家族のケアの覚知の過程」では、家族介護者がケア役割の中でも自らが支援されるクライアントとしての役割を認識するか否かが、「ケアの覚知」に大きく影響するとまとめている。

(論文の評価)

本論文は、グラウンデッド理論の創始者 A.L.スト劳斯らの先行研究の問題提起を引き継ぐ形で課題を再提起している。彼らは、病者の病みの軌跡の管理が成功するか否かは、病気

が家族に及ぼす影響の大きさによって左右されがちであるにもかかわらず、医療従事者にとって、家庭で起こる事柄は射程外にあり、家族に委ねて知り得ぬことが多いと批判する。では、病者のケアは労苦であるのにもかかわらず、「それでもなぜ家族はケアするのか」。この素朴な問いでさえ、答えを知らない医療従事者の現状がある。そこで、柴田氏は、家族介護者自身がどのように答えを見つけ出そうとしているのかを研究する必要性があることを訴えている。それは、看護師として、また看護教育に携わり、多くの難病病者に接する機会の多かった柴田氏自身の自己省察を含んだ課題提起であり、多くの人々が共感できる課題設定である。本論文の課題設定力はきわめて優れていると評価できる。

本論文が提起した課題は、多くの人が家族として病者のケアに携わっているにも関わらず、その支援策を構築できずにいる実相への挑戦である。既存の家族介護者研究は、とかくバーンアウト論やフェミニズム論として論じられる傾向がある。しかし、それらの研究では明らかにされない点があるとして、それでもなおケアを担う家族介護者が数多くいるという現実を解明しようとした研究を求めて、文献探索を行ったが、あまり先行研究は見当たらなかったとしている。とりわけベーチェット病のように長期的で予測不能な症状悪化がある難病のケアにあたる家族についての実態を取り上げた研究はない。この点で、本研究は先駆的で独自の課題領域を扱ったものと高く評価しうる。

調査協力者を得ることが難しい家族介護者研究であるが、柴田氏はベーチェット病患者の会とのかかわりから信頼を得て、10 ケースの丹念な聞き取りを行っている。聞き取りに当たっては、できる限り家族介護者のイーミック（人々が現象をどう意識・識別しているかを内側から分析する方法）なアプローチによってケアを解明しようとする真摯な姿勢が貫かれている。このアプローチは、パーソン・センタード・ケアというソーシャルワークの世界で追求されているアプローチとも通底する優れた研究姿勢であると評価し得る。

家族介護者の語ったことばから、ケアをする目的動機について推論するにあたっては、解釈学的考察にとどまらず、テキストマイニング法を援用している。テキストマイニングは、語られたことばの逐語録をデータベースとして、コンピュータを用いて多次元なデータ解析を行う手法である。この精緻なデータ分析に基づいて、それぞれの家族介護者のケアをめぐる認識の特徴を描き出している。本論文が用いた方法の先進性はこのテキストマイニングの応用にある。これまでの質的研究では、とかく解釈的説明の恣意性が指摘されるが、これを補う手法として近年とみに開発が進んできたのがテキストマイニングである。本論文では、野心的にこの比較的新しい分析手法を取り入れ、その理論的指導を得るために学外の研究者に私淑し、さらに分析ソフトウェア開発者からの協力を求めた。こうした努力のかいがあって、本論文は今後の質的研究手法の一里塚を築いたものと評価しうる。

扱った 10 ケースについての解釈的な説明とテキストマイニングの対応分析結果を突き合わせ、家族介護者のケアをめぐる認識の特徴を作り出す 12 個の要因を確認している。そして、家族が認識している限りでの病者の病いに対する認識とケア役割の 3 つ（ケアの資源としての役割、共同介護者としての役割、支援のクライアントとしての役割）についての認識が、家族介護者のケアをめぐる特徴を規定していることを解明している。その上で、家族介護者は自らもまた支援を受けるクライアントとしての役割があることに気づくことの重要性を解き明かした点は説得的である。

当初仮説で設定された 3 つのケア役割に先んじて、「家族介護者が認識している限りではあるが、病者の側の病に対する認識が大きく影響をしている」という要因の発見は、A.L. ストラウスらの提起した「病者の病みの軌跡の管理が成功するか否かは、病気が家族に及ぼす影響の大きさによって左右されがちである」という言説と対照的な事実の確認である。この相互性こそが、家族ケアの抱える本質であるといえよう。それゆえに、家族介護者は、ケアの資源や共同介護者としての役割の担い手であるだけでなく、支援のクライアントでもあるという反転した役割が重要なのである。

したがって、家族介護者が、単にケア資源や共同介護者という役割だけでなく、支援のクライアントとしての役割を認識することを促進する支援策が重要になるが、それには語りの場の提供、学びの場の提供、道具的支援の提供であることを解明している。この点は実行可能な指摘であるといえる。

支援のクライアントとしての役割の重要性を再確認できたのは、調査に協力した家族介護者に対する研究結果をフィードバックするためのフォーカス・グループ・インタビューにおいてである。この場における会話について、テキストマイニングによって、3 つのケア役割と 3 つのケアに対する認識（病状管理に関する認識、日常生活に関する認識、情緒的な側面に関する認識）のクロス表分析を行った結果、明確な有意差が見られた。支援のクライアントとしての役割は情緒的な側面に関する認識と、最も相関が高いことを明らかにされたのである。そしてグループに参加した家族介護者たちは、ことばとして表現できる感情の共有だけでなく、言語化されない笑いによって、硬直した精神状態が緩和されるという経験をしていることを観察し、家族介護者に対する支援のためには、このような場のグループワークが有効であることを確認している。この点は、家族介護者に対するソーシャルワーク手法としての応用可能性を示したものとして評価できる。

さらに家族介護者は、立てられた仮説のとおり、徐々にケアの役割を学び、気づいていくというプロセスをたどる場合のほかに、極限的な体験などによって、一足飛びに新たな境地に達する場合があることが解明されており、後者こそが「ケアの覚知」と呼ぶにふさわし

いプロセスであるとしている。このように柴田氏が当初設定した仮説とは一部異なる結果が発見されたことを素直に認めている点は、今後の研究の深化にむけての発展可能性を秘めていると評価できる。

覚知に向けてどういう過程を踏むにしても、家族介護者はケアすることに一様の理由動機を持っているわけではないことも明らかにされている。家族介護者はなぜ労苦であるのにケアをするのかと問われても答えは多様なのである。また家族介護者に支援のクライアントとしての役割の認識が必要だといっても、定型的な支援策があるわけではない。家族介護者は、ただ病者に思いを寄せ、未来を見つめて、今を生きているだけである。その家庭にあって出会うさまざまな家族介護のニーズに即して個々の状況に即した支援があれば、家族は持ちこたえて、家族としての人生を歩んでいけるのだと、本論文は結論づけている。

本論文は、家族介護者に寄り添い、語られたことばそのものに即して理解を深めようとする知的廉直な研究姿勢が一貫しており、今後のケースワーク、グループワーク技法の深化に大きく貢献する労作であると評価できる。

以上の理由により、本論文は、博士の学位を授与するにふさわしい業績であると評価した。

#### 学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 小川 全夫  
副査 熊本学園大学教授 下地 明友  
副査 熊本学園大学教授 豊田 謙二  
副査 純真学園大学教授 中野 正博

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 10 号

平成 26 年 6 月 1 日 発行

発行 熊本学園大学

編集 熊本学園大学大学院事務室  
〒862-8680

熊本市中央区大江 2 丁目 5 番 1 号

電話番号 096 (364) 5161